

第九十四回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 六 号

昭和五十六年四月二十一日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 青木 正久君

理事 熊川 次男君

理事 稲葉 誠一君

理事 鍛冶 清君

理事 井出一郎君

理事 上村千一郎君

理事 太田 誠一君

理事 高村 正彦君

理事 中川 秀直君

理事 小林 進君

理事 安藤 巖君

理事 田中伊三次君

出席國務大臣

法務大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

法務政務次官 佐野 嘉吉君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省民事局長 中島 一郎君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 漆間 英治君

法務省民事局参事官 元木 伸君

国税庁直税部長 四元 俊明君

人税課長 林 正夫君

国税庁直税部参事官 産評仙企画官 清水 達雄君

法務委員会調査室長

四月二十一日

理事沖本泰幸君同日理事辞任につき、その補欠

第一類第三号

法務委員会議録第六号

昭和五十六年四月二十一日

として鍛冶清君が理事に当選した。

四月十七日

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

同月二十日

法務局、更正保護官署及び入国管理官署職員の増員に関する請願(安藤巖君紹介)(第三一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
同日二十日
法務局、更正保護官署及び入国管理官署職員の増員に関する請願(安藤巖君紹介)(第三一五号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
○高島委員長 これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
理事沖本泰幸君から、理事辞任の申し出があり
ます。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、
許可することに決しました。
引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいた
します。
その補欠選任につきましては、先例により、委
員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あり
ませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、
委員長は鍛冶清君を理事に指名いたします。

る法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨の説明を聴取いたします。
奥野法務大臣。
商法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○奥野國務大臣 商法等の一部を改正する法律案
について、その趣旨を御説明いたします。
この法律案は、最近の経済情勢及び会社の運営
の実態にかんがみ、会社の自主的な監視機能を強
化し、その運営の一層の適正化を図る等のため、
商法のうち主として株式会社に関する部分の一部
及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関す
る法律の大部分を改正するとともに、これに関連
して有限会社法の一部を改正しようとするもので
ありまして、その改正の要点は、次のとおりであ
ります。
まず、商法につきましては、第一に、株式の流
通及びその管理の実態に照らして株式制度の合理
化を図るため、株式会社の設立に際して発行する
額面株式の金額及び無額面株式の発行価額は、五
万円以上でなければならぬものとして、株式の
単位を引き上げることとし、これに伴いまして、
既存の上場会社につきましては、原則として、券
面額の合計が五万円に当たたる数の株式をもって株
式の一単位とし、この一単位の株式を有する株主
についてのみ完全な株主の権利の行使を認め、一
単位に満たない株式を有する株主については、利
益配当請求権等の自益権のみの行使を認めるいわ
ゆる単位株制度を採用することとしております。
第二は、株主総会の運営を適正化するため、株
主が株主総会における議題の提案をすることがで

きるとの制度を新設すること等により、株主の権
限を強化するとともに、いわゆる総会屋の排除を
図るため、株主権の行使に関して会社がする利益
の供与を禁止し、その利益の供与を受けた者はこ
れを会社に返還しなければならぬものとする
とともに、これに違反して会社の計算でそのような
利益の供与をした取締役等は刑罰に処することと
してあります。
第三は、監査役の監査権限を充実強化するた
め、監査役は、取締役が法令または定款に違反す
る行為をし、またはするおそれがあると認めると
きは、取締役会に報告しなければならぬものと
し、必要があるときは、取締役会の招集を請求す
ることができるとし、また監査役の報酬及び
監査費用を確保するための規定を設ける等の改正
をすることとしてあります。
第四は、会社の業務及び財務の内容の株主及び
会社債権者への開示を強化するため、営業報告書
及び監査報告書の記載内容の充実を図ることとし
てあります。
第五は、会社の資金調達を容易にするため、会
社は、新株の引受権の付された社債を発行するこ
とができることとしてあります。
次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律につきましては、第一に、大規模の会
社の計算書類が不正に作成されることによつても
たらされる社会的影響の大ききにかんがみ、一
定規模以上の会社は、会計に関する専門家の監査
を受けることが適当であると考えられるので、会
計監査人の監査を実施する大規模の会社の範囲
を、資本の額が五億円以上または負債の合計額が
二百億円以上のいずれかに該当するものに拡大す
ることとしてあります。
第二は、このような大規模の株式会社ににつきま
しては、会計監査人は、株主総会において選任す

るものとしてその地位を強化し、また監査役は二人以上でなければならぬものとし、そのうち少なくとも一人は常勤の監査役でなければならぬものとして、監査制度の一層の強化を図ることとしております。

第三は、このような大規模の株式会社におきましては、専門的かつ技術的な計算書類の内容の適否を一般の株主が判断することは困難であること及び計算書類については株主総会により選任された会計監査人及び監査役の厳重な監査がされ、かつ、その監査結果が監査報告書により株主に開示されることを考慮して、貸借対照表及び損益計算書については、会計監査人及び監査役のこれを適法とする意見があったときは、株主総会の承認を受けることを要しないこととしております。

第四は、このような大規模の会社で株主の数が多いために、株主総会の招集の通知には、議決権の行使についての参考書類を添付しなければならぬものとするともに、株主の議決権の行使を容易にするため、書面により議決権を行使することができるとしてあります。

最後に、有限会社法につきましては、商法の一部改正に伴いまして、これと関連する部分について、所要の整理をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。白川勝彦君。

○白川委員 まず、大臣にお伺いしたいと思うのでございますが、今回の商法改正はかなり多岐にわたります、かつ根本的なところにも触れるような改正でございますが、その改正のバックグラウンド、それらについて、それからまた、かなりいろ

いろなところから商法改正についての御意見が出ているようにございます。それらを調整するに大変時間を要したようにございますが、国会に提出されるまでの経緯、あわせてひとつ大臣の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 昭和四十九年に商法の改正を国会で御議決いただきました。その際にいろいろと附帯決議で御意見がございまして、それに伴ひまして法制審議会でも商法改正について鋭意御検討いただいた、株式制度でありますとか、株式会社の機関でありますとかあるいは株式会社と株式会社の関係等でございます。一応そういうことの結果として昭和五十四年にでき上ったものでございまして、それらの経過は常に公にされてまいっております。それらでございます。その都度批判も承っております。引き続いて大小会社の区別等根本的な問題を多数抱えておいたわけでございますけれども、企業の不正問題なども絡めまして早急な商法改正の主張が出てまいりましたので、急遽、全面改正の方針を取りやめて、それまでのものを中心にして取り急ぎこうということになったわけでございます。その結果、委員会の決議に全面的におこたえするという結果にはなっていないわけでございます。引き続いて残された問題につきましては法制審議会の御検討をいただいで、なるべく早くまた商法の改正をやらせていただきたい、こう考えているわけでございます。

今回は、法制審議会が昨年の暮れにある程度までとめて、ことしの一月二十六日でしたか、最終決定をいただいて御答申があった、それを法律化して提出したのが今回の法律でございます。また、この内容につきましては税理士会等から強い意見が出てまいりました。できる限り公認会計士の団体でありますとかあるいは税理士会の団体でありますとか、意見調整することはこれもまた大事なことでございまして、そういう意見も十分取り入れて関係団体の調整も図って、若干法制審議会の答申をその意味においては修正させていただ

いて提案をいたしましたわけでございます。その他の部分につきましては、法制審議会の答申に忠実に立法化をするという考えで進めてまいったわけでございます。

○白川委員 もう一点だけ大臣の御所見をお伺いしたいと思ひますが、御存じのとおり、百万社くらい株式会社が名がつくのがありわけでございます。その中には、何兆円という売り上げをする会社も株式会社が、一方では八百屋、魚屋のたぐい、全く個人営業でやっているようなものも、税法上の関係が多いのだと思ひますが、株式会社が、株式会社がいうことになっているわけでございます。これだけ多種多様なものを、一つの株式会社がいうようなもので果たして縛ることができたらどうか。場合によっては、株式会社という名前がこれだけ定着したので、おまえら本来の株式会社にふさわしくないから名前を変えろと言ふのはふさわしくないというか、非常に抵抗があると思ひますが、本当の意味での大会社というかそういうようなものを特にピックアップをして、いままでの株式会社が別法の規制の上で諸般の規制をする、そうしないと、多種多様なものを株式会社がいう形で規制をするために、どうしても大きな方の会社を重点にすると小さな方の会社にはきつ過ぎる、こういう問題が現に出てくるのではないか。これは直接今回の商法の部分とは関係ないのだから、今後商法を改正する際に常に問題になる点であろうと思ひますので、大臣のお考えというふうなものをお伺いしたいと思ひます。

○奥野国務大臣 御指摘まさにそのとおりだと思います。株式会社には大小さまざまございまして、強いて申し上げますと、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律で大会社を決め、それについては若干の特例を定めているなどございまして、もともと大小さまざまの株式会社の区分に応じて必要な規定を改めたいというところが大切だと思ひます。そうしますと、やはり株式会社の資本金の最低額を幾らでやるかということか

ら始めていかなければならない。株式会社に与える影響絶大なものがあると思ひます。いまは株式会社の資本金の最低限度を何ら定めておりませんから、資本金一円でも株式会社ができるといふ法的な形にはなっているようにございまして。そういう根本問題がございまして、今回、先ほど申しましたような事情から急遽一部改正を提案しておりますわけでございます。その問題にまで取り組めなかつた、引き続いて法制審議会でも検討していただくという重要な課題だ、こう心得ております。

○白川委員 ぜひいまの点を法制審議会できつくりと御検討いただきたいと思ひます。

それでは、具体的な問題に入つてまいりたいと思ひます。一つは、今回の改正の中で、重要な一つの点だと思ひますが、一株の単位を五万円に引き上げることがあるわけでございますが、こういうことが大衆株主の株式取得を困難にするおそれはないだろうかという疑問は当然にあるわけでございます。また、いままでの会社につきましては単位株制度というものを採用いたしまして、議決権などの利益権は単位未満の場合は認めない、こういうことになっているわけでございますが、これは従来の株主の既得権を侵すことになりはしないか、いろいろな意味で小さな、いわゆるわずかな株主がこれだけの権利を失うかという疑問が出てくるわけでございます。これらについていろいろの御意見があったと思ひますので、最終的にこのように決着した理由、あるいはどういう意見などが主であったのか、御説明いただきたいと思ひます。

○中島（一）政府委員 御指摘ございましたように、昭和二十五年の商法の改正によりまして、一株の単位は五百円ということになったわけでございますけれども、既存の会社についてはそのままだといふことになりましたので、現在でも五十円あるいは二十円の株式も例外的に存在しておるといふような実情でございます。これが余りにも経済の実態に合わなくなつてきておるといふことか

ら、この金額を引き上げるべきであるという声はすでにかなり以前からございましたが、一方において、ただいまおっしゃいましたように、少数株主と申しましょうか、少額の株式を持つておる者の権利をどうするか、株式を取得したいという者をどうするかという一方からの配慮がございましたので、なかなか実現ができなかったというわけでございます。

今回、新設の会社につきましては五万円ということにいたしましたのですけれども、単位が切り上げられたことに伴いまして、その五万円以下の、株式ではございませぬけれども、株式類似のものを取得する者の権利の保護のためには端株制度というものを設けるべきであらうということ、その救済を図るということを考えたいわけでございます。それから、既存の会社につきましては、一株五十円はそのままにいたしまして、単位株制度というものを採用する、五十円の株式ならば千株五万円ということでございますが、その場合にも、単位未満株の株主につきましてはその権利をどうするかという問題が一つございまして、ただいまおっしゃいましたように、単位未満株につきましては議決権その他の公益権は認めない、しかし、利益配当請求権その他の公益権は認める、そしてさらに、単位未満株については会社に対して買い取りの請求を認めるということとでその間の調和を図ります。

これによつてどれくらいその会社の株主管理コストというものが節約できるかということでございますけれども、現在単位未満株、千株未満の株式のみしか持っていない株主の数はどれくらいかと申しますと、これは全株主の約二七％であるというふうな言われております、これは全上場会社についての数字でございますけれども、でありまして、今回そういうものに議決権行使させないというところにいたしますれば、二七％の株主に對する株主総会の通知その他が節約できるといふことになるわけであります。一方、こういう株主が持つておる株式の総数は幾らかと申します

と、これは全株式の〇・八％であるというふうに言われております。でありますから、議決権行使させないことによつて〇・八％の株式の議決権行使が認められなくなる、こういうことになるわけでありまして、両者比較権衡いたしまして、最小の犠牲において株式制度の合理化を図ることとで踏み切ったわけでございます。

○白川委員 いまの点はそれでわかりましたが、いずれのところで何らかの決定あるいは裁断をしないやならぬ、こう思うわけでございます。

それと関連をしようと思つてございしますが、実際、株主総会が形骸化されていることがいろいろな機会に指摘をされるわけでございます。そういう株主総会が形骸化している大きな理由の一つに、俗に総会屋と呼ばれているものが多数横行している、こういうことが今回問題になつて、かつ、それについての改正が図られようとしてゐるわけでございしますが、この改正の主なるポイントと、どの程度の効果がこの法改正によつて期待できるのか、ひとつ率直かつ具体的な見通しといふものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 会社が安易に総会屋に金品を供与しないようにすることが必要であるということと考えまして、会社は何人に対しても株主権の行使に關して利益の供与をしてはならないといふ旨を規定をいたしております。そして、その実効を確保する方法といたしまして、このような利益供与がされた場合には、会社はその返還を請求することができ、会社がその権利を行使しないときは、株主が会社のために返還請求訴訟を提起することができ、代表訴訟といふふうには呼んでおりますけれども、そういう訴訟を提起することができ、それからまた、取締役が利益供与をした場合には、取締役はその供与した利益の額を会社に弁済をしなければならぬということも定めております。

そうではございませぬけれども、実際問題といたしまして、株主権の行使に關してといふことの立証が非常に困難な場合が予想されます。そこで、

立証責任の転換と申しましょうか、利益の供与が無償でされたか、または供与された利益に比べて著しく少ない対価しか支払われていないという場合には、その利益の供与は株主権の行使に關してされたものと推定をする、そうではないという方では反証を挙げて推定を覆さなければならぬというふうな立証責任の転換も設けまして、こういった訴訟を提起しやすくする。それからさらに、利益の供与禁止に違反した行為については罰則を設ける、商法の四百九十七条という規定を新たに設けるということとでございますから、私どもはかなりの程度に実効を上げ得るのではなからうかといふふうに見ております。

○白川委員 今回の商法改正の大きな理由となりましたのが、特に大企業などにおいて社会的にひんしゅくもしくは非難を受けるような各種の不祥事があった、こういうものが一つの商法改正の理由であつたと思つてございします。

そこで、企業の非行と言われるものには、会社の業務執行者としての取締役の考え方の誤りあるいは違法行為といふようなものによつて生ずる場合が多いと思つてございします。今回の改正案では、取締役の責任の強化といふようなことについて問題にしておるようでございますが、具体的にはどういふ点に着目し、どういふような方策を講じているのかの御説明と、その期待される効果などについて御説明をいただきたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 取締役の責任を強化するといふことに関連いたしまして、改正法は幾つかの新設の規定を設けておるわけでございしますが、まず第一に、取締役が競業取引をする場合、自己または第三者のために会社の営業の部に属する取引をする場合についてでありまして、これは取締役の承認を要するといふことにいたしております。現行法では、御承知のように、これは株主総会の認許を要するといふことにしておるわけでございしますけれども、これは実際問題として、かなり実効のない規定といふことになっております。そこで、これを取締役会の承認にかからせるこ

とにいたしました、むしろ実質的な審議をするに申しましようか、承認にかからせることの実効を確保するといふことを考えておるわけでございします。

第二といたしまして、この取締役の競業あるいは自己取引等の制限に関連をいたしますが、現在では直接取引のみについて明文の規定を置いております。いわゆる間接取引と申しましようか、取締役の第三者に対する債務を会社が保証するといふように、取引そのものは会社と第三者との間で行われるが、会社と取締役と利益相反の行為がある、こういうものにつきましては、判例ではこれが認められてきておるわけでございしますけれども、明文の規定がなかったため、その点を設けることにいたしました。

第三に、先ほど申しました取締役が株主権の行使に關して利益の供与をしたという場合でございますが、その場合には、たとえ会社が利益の供与を受けた者に対して利益の返還請求権を有している場合でありましても、取締役はその供与された利益相当額を会社に弁済をしなければならぬといふ規定を設けております。

第四といたしまして、取締役の第三者に対する責任を定める現行商法の二百六十六条ノ三の第一項といふ規定がございしますが、その条文は、後段におきまして計算書類等の虚偽記載についての責任を定めておりますが、その要件が必ずしも明確でないという意見がございましたので、これは過失責任であるといふことをはっきりと規定を置くとともに、取締役に対して損害賠償の請求がされた場合には、取締役の方で過失がなかったことの立証をしなければ責任を免れることができないといふ規定を設けております。

第五番目といたしまして、今回の改正法におきましては、営業報告書の記載事項を法務省令で定めることにいたしまして、会社の財務及び業務内容の開示の強化を図つておるわけであります。それとともに、監査役及び会計監査人の地位の独立性、監査権限の強化といふことを考えまして、

取締役の責任の追及ということが容易にできるよ
うにということを考えております。

第六番目といたしまして、現行法は、計算書類
について、総会が承認をしてその後二年間別段の
決議がされないときは取締役の責任は解除される
ということになっておりますが、取締役の責任強
化という見地から、この規定を削除したというよ
うなことがございます。

以上のとおりでございます。

○白川委員 今回の改正案の中の一つの非常
に注目すべき点だと思うのですが、いわゆる額面
株式、無額面株式を問わず、少なくとも株式の発
行価額の二分の一は資本に組み入れなければなら
ない、こういう規定がなされておられるわけござい
ます。この規定に関して、この規定は会社の配当
負担が増加して、会社経営を圧迫するのではない
かという御意見を持たれる一部の先生方も
おられるわけでございます。見解の分かれるところだ
と思うわけでございますが、こういう率直なまた
非常にまじめな御議論について、今回どうい
う理由で資本組み入れを半分以上するという決
められたのか、法務省のお立場を御説明いた
さしたいと思います。

○中島(一)政府委員 現在の法律のもとにおき
ましては、額面株式を時価で発行いたしました場合
に、額面金額のみを資本に組み入れて、それを超
える部分については資本準備金として積み立てる
ことになっておられるわけございまして、それを改
正法におきましては、二分の一を超えない部分に
限って資本に組み入れないことができることに
いたしましたわけでございます。そうなりますと、資本
として組み入れられる金額が多くなる、配当負担
が増すんじゃないか、こういう御意見であらうか
と思うわけでございますが、会社の運営に当たっ
て使用される資金は、単に資本に組み入れられた
金額だけではないに、積立金あるいは準備金とい
うことで積み立てられております金額も含まれる
わけでありまして、その運用によって利益が上
ってくる、こういうことになるかと思うわけ

あります。でありますから、このようにして得られ
た利益のうちでどれだけを配当するかということ
につきましましては、資本に組み入れた額のみと対比さ
せてその多寡を論ずるのは正しくないのではない
かというのが私どもの基本的な考え方ございま
す。したがって、会社の各目上の資本の額が増加
したからといって、直ちに配当負担になる資金が
増加したということにはならない、それが配当を
増加させるための圧力となることも理論的にはあ
り得ない、こういうふうに考えるわけでありま
す。

実務的に見ますと、今回の改正案のもとにおき
ましても、発行価額中資本に組み入れるべき価額
が増加したからといって、会社の発行する株式数
が増加するわけではございませんで、やはり新株
発行の決議によって増資がされる、こういうこと
になるかと思うわけでありまして、また、利益配
当も一株当たり幾らというところで決められるわけ
でありますから、その一株当たりの金額が特に増
加することにもならないというふうに考えます
と、今回の改正で特に先ほどお尋ねにございま
したようなむずかしい問題は起こらない、こう考
えておられるわけでございます。

○白川委員 いまの点について、時間がないので
やめますが、日本の場合何割配当というものが非常
に株に対する魅力みたいなものになっていて、の
で、その辺のところからいまのような御議論が出
てくるのではないかと思います。いずれにしろ、
実態は変わるわけではないのですが、そういう誤
解が一部にはあるようございまして、それら
についても十分納得を図りながら今後運用してい
くように御配慮いただきたいと思うわけでありま
す。

今回の改正の中で一番もめている点は、私ども
の会館の方にも商法改正に反対するといふような
いろいろなものが来ているのは、主に現行の監査特
例法の附則の第二項に関するところだと思われ
てございまして、資本の額が五億円以上の会社も
しくは負債総額が二百億円以上の会社については公

認会計士による監査を義務化するという規定に関
して、まだ必ずしも全員が納得している状況でな
いようございまして。また一方では、わが国の経
済の発展に伴い会社の規模が大きくなっている中
で、いままで十億だったものを五億に引き下げる
というような点はいかかものだろうか、それに
よって多くの会社が公認会計士による監査を義務
づけられることに非常に危惧があるようござ
いまして。その辺の、十億から五億になって、
いままでは監査が義務化されていなかった会社だ
けれども今度は義務化される会社が一体どのくら
いあるのか、それが今後ふえるのか減るのか、そ
れらについての数字と、そういうところに対して
監査を強制することにした理由を述べていただき
たいと思うわけでございます。これが第一点で
す。

あわせて御質問をいたします。

この公認会計士の監査の義務化に関しては、こ
ういう意見が相当根強くあるようございまして。
現在公認会計士の監査が強制されている会社に関
しても、果たして公認会計士の監査が十分その実
効を果たしているのだろうか、実効を果たしてい
ないのか、むやみやたらに公認会計士の監査を
義務づけられる範囲を広げてみたところで、今回
の法改正がねらっているような効果が果たして期
待できるのだろうか、こういうような従来の公認
会計士が現実には果たしてきた役割についての不
信感も一部にはあるようございまして。そういう
ところに基づいて、ただむやみやたらに義務化を
させるだけでは、公認会計士の飯の種のエリアを
広げているだけの話であって、果たして実効が上
がるのかという御議論、私は余り公認会計士の業
界については詳しいことを知りませんが、そうい
うような意見を聞くと、そういうこともあるのか
なという気がするわけでございます。それらの点
について現状と期待される効果、どうしてもこの
改正案をこのようにしなければならぬ、ある程
度折衝した上で法務省はこういうふうに決められ
たと思うわけでございますが、それらの御意見を

率直にお聞かせ願いたいと思います。

○中島(一)政府委員 申し上げるまでもなく、株
式会社は有限責任の会社でございますから、責任
と申しましうか、引き当てることになるものは会社財
産だけである。会社財産の現況を明らかにするも
のは貸借対照表なり損益計算書なりの計算書類と
いうことになるわけでありまして。ですから、この
現状を正確に把握して公示する、公表することが
望ましいわけでありまして、そのためには第三者
である公認会計士の監査を受けることが、その面
だけから申せばすぐれておるといふことは言える
と思うわけでございます。

しかしながら、先ほどからお話がございま
したように、日本の株式会社は大小さまざまござい
ますが、中には非常に零細なものもございまして。
ありますから、すべての株式会社について外部監
査を義務的にすることは非常に非常識と申しまし
ようか、不適当でありまして、どこかで線を引か
なければならぬということはあるわけでありま
す。昭和四十五年に法制審議会から監査特例法に
ついての答申がございまして、そのときは、資
本金一億円以上の会社については監査対象会社に
すべきであるという答申をいただいております。
あります。

資本金一億円というのは、中小企業金融公庫法
や中小企業指導法でありましたが、中小企業に関
するいろいろな法律がございまして、そういう法
律において資本金一億円以下の会社を中小企業と
いうことで特別の保護育成を図っておるといふよ
うなこと、資本金一億円を超える会社について
は一人前の株式会社であるということで監査対象
会社にするべきだという御意見であったと思いま
すけれども、いろいろな事情がございまして、四十
九年の監査特例法におきましては、御承知のよう
に、本則におきまして資本金五億円以上の会社は
監査対象会社にするといふふうに定めましたが、
五億円から十億円までの証券取引法非適用会社に
ついては、当分の間監査対象会社にはないという
附則が設けられたわけでございます。

四十九年に初めて強制監査という制度が設けられたわけでありまして、どういふ状態になるかもわからない点もありました。ようし、公認会計士の処理能力という点もあつたかと思ひますが、その後七年ばかりたちまして監査というものが非常に定着してまいりましたし、公認会計士の処理能力という点も十分余裕があるといふことになつたわけでありまして、今回、これを本則どおり資本金五億圓以上の会社といふふうにしたといふわけでございます。

それから、それにつきましては、先ほどおつしやいましたように、答申をいただく前から税理士会その他の団体から、職域の侵害であるといふことで反対意見もあつたようでございます。先ほど大臣も言われましたが、私も、そういう関係団体の意見を十分聞いて法案化を進めなければならぬといふふうに思ひまして、反対意見のございました税理士会等ともかなり協議を重ねたわけでございます。

答申におきましては、資本金五億圓以上の会社のみならず、売り上げ二百億以上の会社、それから負債が百億以上の会社といふものも監査対象会社にすべきであるといふこともございました。また、資本金一億圓から五億圓までの会社につきましては、法律で強制はしないが、定款で定めれば監査対象会社とすることができるといふ、いわゆる任意適用会社といふものを設けるべきであるといふこともございましたが、この任意適用会社といふのは法案化の段階でやめにいたしました。売り上げ二百億といふものもやめにいたしました。負債百億といふ点につきましては、それを二百億以上といふことで維持したわけでございます。私も答申どおり実現したわけでございます。すけれども、諸般の事情もこれあり、現在の法案のような形になつたような次第でございます。

それから、実効はどうかといふことでございまして、私、経済界の実態あるいは倒産会社の実態といふものについてそれは詳しくはないわけでは

ございますけれども、裁判所でこういう倒産事件などを扱つておる私の友人などに聞いてみますと、四十年代の初めごろにあつた山陽特殊鋼であるとかサウエーブのような非常にでたらめな經理の会社、それによつて倒産した粉飾決算の会社といふものは最近はないといふことであります。で、監査といふものはそれなりの実効をおさめており、今後もおさめていくものであらうといふふうに私も考へておるわけであります。

○白川委員 時間でございますのでやめさせていただきます。ありがとうございます。

○高島委員長 稲葉誠一君。

○稲葉委員 商法の改正で質問するわけですが、一つは、商法ができたのは明治三十二年三月九日で、法律第四十八号でしょう。これが施行になつて、戦争前のことはいいですが、戦争後に何回か改正になつておるわけですが、そのときはどういふところが改正になつて、しかもそれがどういふ動機や何かがあつて改正になつたのかといふことをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 十分なお答えができるかどうかわかりませんが、昭和二十五年にかなり大きな改正がございまして、その後三十七年、四十一年、四十九年と数回にわたつて改正をされておるわけでございます。私の理解しておるところによりますと、昭和二十五年は占領中ございまして、アメリカの会社法の影響を強く受けた授權資本を初めとする新しい制度が導入された改正であるといふふうに記憶いたしております。それから、三十七年、四十一年等におきましては、その後における会社運用の実態に照らして改正を要する点があるといふ点でございまして、特に会計関係との調整、調和をどうするかといふようなことも問題になつてまいりました。その点をもあわせて改正が行われたといふふうに考へております。

四十九年におきましては、先ほど申しました監査特例法を中心として改正が行われた、あらまし申せばそういうことであらうかと思ひます。

○稲葉委員 この会計基準の問題につきまして

は、商法と税法それから証券法の関係が必ずしも明確ではないし、その間にいろいろな矛盾があるといふようなことで整備がまだされておらない点が多々あるように聞いておるわけです。ことに引当金の問題をめぐつて等、いろいろ問題がありますが、これはまた後で質問をさせていただきますといふふうに思ひます。

そこで、いま四十九年の改正の問題が出ました。これはたしか山陽特殊鋼と不二サッシでした。このときに改正があつた。これは中心は監査役の問題でしょう。そうすれば、そのときに監査役がどういふ責任を果たしておつたのか、どういふ義務を果たさなかつたのかといふようなことは一体どういふふうに理解したらよろしいでしょうか。

○中島(一)政府委員 監査役の仕事の内容でございまして、業務監査と会計監査といふことが考えられるわけでありまして、四十九年以前におきましては、監査役の仕事といひましては会計監査に限られておつたように記憶いたしております。四十九年以後、大会社につきましては、会計監査のみならず業務監査についても監査役の仕事の内容に取り込まれたといふのが重要な点であらうかと考へております。

○稲葉委員 今度の改正についても監査役の権限といふか、いろいろ問題が改正をされて重要視されておるわけですね。私もそのとおりだと思ふのですが、この法務省の「商法等の一部を改正する法律案関係資料」の六といふところに参考資料がありますね。「(株式関係)」「(株主総会関係)」「(取締役会関係)」といふことで、判例や実態の調査などが出ていますね。これはこれで別として、監査役の実態に対する調査、これは法務省としてはどうしてここに載つてなかつたのですか、この資料の中へ。

○中島(一)政府委員 私ども、監査役の業務の実態といふものも、いろいろな機会に話を聞きましてあるいは関連の書物を読みましてたりして把握、理解をするように努めておるわけではござい

すけれども、今回資料に含めませんでしたのは、必ずしもそれに十分なものがなかつたといふことであらうかと思ひます。

○稲葉委員 いや、民事局の四課が主宰になつて監査役の実態調査しているはずですよ。本になつて売っているんじゃないですか、四課で。あるはずですよ、調べてござんない。「商事法務」に載っているでしょうが、商事法務研究会から出ているでしょう。

○中島(一)政府委員 監査役協会が調査をされた資料といふものがあるといふことであります。

○稲葉委員 監査役協会といふのは、何か内部監査協会とかなるとかと二つあるようですね。そこで四課が中心になつてその調査をしたはずですよ。たしか商事法務研究会からその本が出ています。やないですか。だから当然、どういふ人が監査役になつてどういふ仕事をしていゝとかなるとか、それがわかつていゝはずですよ。

○元木説明員 答えたいと思います。

監査役協会と内部監査協会と二つございまして、これは別の団体でございます。大体構成員といたしましては、監査役協会の方がやや大きい会社の監査役の集まり、それから内部監査協会の方はやや小さい団体の集まりといふことになつております。

なお、四課の分析でございまして、これは監査役協会が各監査役に対して出しましたアンケートに基づきまして、これは法務省の四課といふことではございまして、いわば個人的な立場からこれを分析したといふことでございまして、

○稲葉委員 「監査役監査の指針」といふのが日本内部監査協会監査役監査研究会からも出ているでしょう。実態調査をしているじゃないですか、四課が中心となつて。それはちゃんと本になつて売っているでしょう。市販されているんだからね。それはあなた、今度は監査役の問題が中心なんだから、その資料をちゃんとつけなければいけませんよ。それが問題じゃないですか。こんな株主総会のこととか取締役会の判例などを載つける

ことも悪いとは言いませんけれども、それを載つなければだめですよ。資料として出してごらんなさい、法務省にあるんだから。

○中島(一)政府委員 御指摘の資料を調査、検討いたしましたして、提出できるものはないかと思っております。

○稲葉委員 調査、研究する必要はないのよ。あるんだよ、調査して。それじゃ聞きますけれども、あなた、初めて民事局長になったばかりで、大変人柄がいい人だから、どうも質問しにくいんだよね。海軍兵学校出身だけれども人柄がいいから、ぼくはちょっと質問がやりづらいな。監査役というのとは一体どういう人がなっているんです。その調査あるでしょうが、大体大きく分けると、取締役をやつて、もう功成り名遂げてどうにもしようがない、しようがないと言っちゃおかしいけれども、窓際族、それが一つあるでしょう。これが一つのジャンル。もう一つのジャンルは、取締役に

けれども、四十九年の法改正におきまして監査役の地位の強化と権限の強化が図られて、それによつて監査役にならなければならぬというふうなことにふさわしい人が監査役にならなければならぬというところで、それにふさわしい人が率先して監査役になられたというケースも幾つか聞いておるわけでありまして、先ほどお話にも出ました監査役協会という協会もできまして、監査役同士互いに横の連絡をとつて、その仕事を充実させるための努力が続けられておるといふうに理解をしておるわけでございます。

○稲葉委員 それは表面的な話ですよ。監査役というのが会社の不正や何かを発見したことがありますが、四十九年以来、会社の不正を発見して大蔵省へ報告したとかどうしたとか、犯罪を摘発したとか――摘発するのは監査役の仕事じゃないか。監査役なんというのは窓際族で、ただ行つておるだけでしょう。朝行つてお茶飲んで、あと新聞読んでおるだけじゃないですか、必ずしもそうではないけれども。日本の監査役というのは大体そういう形が多いのですよ。だから、監査役の実態というものを、前歴がどういふものであったかというところを、いま出すと言つたから、改めて出してくださいね。

これは業務監査とか会計監査というけれども、監査役で会計監査やれる人がどのくらいいますか。会計の専門家の人がどの程度いますか。そんなのいらないでしょう。そんなのは全然だめですよ。監査役は形だけ。弁護士も監査役になっておるのがありますよ。全然顔出しも何もしないで給料だけもらつておるのがある、判こだけくれと言つて、判こだけ押しておるのがあるのですよ。政治家もそういうのがある。それは金をもらつたためになつておるのがありますよ。だから、日本の場合は実態が全然違ふのですよ。それは後で調査書が出てからまたお聞きします。

もう一つお聞きしたいのは、法制審議会が鈴木竹雄さんですか、部会長でやられましたよね。商法部会、いつ何日、何を論議して何時間ぐらいや

つたのかという一覧表を出してほしいのですが、全部でどのぐらいやりましたか。何回ぐらいやって、何時間ぐらいやりましたか。

○元木説明員 お答えいたします。大体、昭和五十一年から本格審議を始めまして、答申が出ますまでに部会で三十回以上やっております。それから、小委員会も大体同数、二十数回でございますが、やつております。それから、準備会に至りましては約七十回ほどやつておるはずでございます。

なお、詳しいことについては、また後日、書面でお知らせいたします。

○稲葉委員 大臣、本会議のときに総理大臣が、株式会社の問題非常に複雑であるとか何とかいふるような答弁をされましたね。商法部会で三十回以上、それから小委員会でも二十回以上、準備会でも七十回以上やつておるんでしょう。それを政府は二、三週間であつてくれというふうなことを言うわけですよ。そんなのは国会軽視ではないですか。ぼくはそう思いますよ。基本問題をたくさん含んでいるんですからね、総理大臣がそこで複雑な問題だと言つたんだから。いろいろな問題がいろいろあるんですよ、私、だんだん明らかになっていきますけれども。だから、あなたとしても、法務大臣として国会の審議権というものを尊重して、内容をきわめて審議してほしいと言つての本筋じゃないですか。ただ上げてくれ上げてくれと、まるで国会をてんぷら屋と思つておるんですよ。てんぷら屋じゃないのだから、ちゃんとやらなきゃだめだと思つておるんですよ。大臣、どうお考えになります。

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

○中島(一)政府委員 私、その実態調査の結果は十分見ておられますので、一般的な知識としては、先ほど御質問にもありましたように、従業員を長くやつておつたとかあるいは取締役をやつておつたということで現在監査役になつておるといふような人もかなり多いようであります。以前は、確かに監査役というのとは一つの閑職であつたといふようなことも言われておりました

これは業務監査とか会計監査というけれども、監査役で会計監査やれる人がどのくらいいますか。会計の専門家の人がどの程度いますか。そんなのいらないでしょう。そんなのは全然だめですよ。監査役は形だけ。弁護士も監査役になっておるのがありますよ。全然顔出しも何もしないで給料だけもらつておるのがある、判こだけくれと言つて、判こだけ押しておるのがあるのですよ。政治家もそういうのがある。それは金をもらつたためになつておるのがありますよ。だから、日本の場合は実態が全然違ふのですよ。それは後で調査書が出てからまたお聞きします。

○奥野国務大臣 審議の時間はたくさんあればあるほどよい、こう思つておるわけでございます。すけれども、御承知のような関係から、できる限り会社の自主監視機能を強化して会社が社会的責任を公正に果たす、その体制を整備するということも急を要することでもございまして、時間をかけていただけること、これは私は非難するわけじゃございませんで、やはりそういう要請にこた

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

○稲葉委員 いまのあなたの御期待はそうだと思いますが、五十一年からやつておるんですよ。これは時間をかかると、一回は一時間や二時間じゃないのですよ。恐らく午前中やつて、午後までやつたと思ひますよ。それをそんなに簡単に、法案ができたからぱつぱつとやつてくれなうということ、これはあなたに言う筋じゃございませんけれども、国会軽視だといふうにぼくは思ひます。やはりじつくりちゃんと問題点は問題点として指摘して審議しなくちゃいかぬと私は思ひます。そうじゃないと、国会というものはもうまるで行政の付属機関みたいなやつちゃうんですよ。あなた

は、詳細にいつ幾日何をやつたかといふのを出していただきたいのが一つと、法制審議会、これはいろいろ議論があつたと思つておるんです。りっぱな学者の方も入つていらつしやるし、メンバーは大体わかりませんが、法制審議会の議事録、これは個人の名前を挙げて出すといふことはいろいろ差し支えがあつてあれかと思ひますので、名前は別として、ABCでもいいですが、例を調べていただければわかりますが、法制審議会の議事録を前に国会へ出したことがありませんから、今度も法制審議会の議事録を、全部出せといふと大変なものになりますから、その会議ごとにおける要旨なり何なりでもいいし、あるいは株主総会なら株主総会、取締役会なら取締役会、株主権の問題なら株主権の問

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

えられるようにぜひこの国会では成立させてほしいものだなと、心から念願しておるわけでございます。したがって、審議の時間が夜に入つても私たちとしてはやむを得ないことだ、何とかこの国会で成立させていただけぬだろうか、心からそういう期待をしておるものでござい

第二類第三号 去務委員会議録第六号 昭和

（呼）ワシントンDCから言えば東の方でござい

○稲葉委員　これはいろいろな問題がたくさんあ

○中島(一)政府委員 現在できたものはございま

せんけれども、そういうものをつくって提出をいたしたいと考えております。

○稲葉委員 大臣、お聞き願いたいと思うのです。それはほとんど財界の反対です。財界の反対がほとんど多いのです。それで削られたのが多い。だから今度の商法というものは問題なんです。必ずしもそうばかりじゃありませんよ。だけれども、財界の反対で削られたものが多い。いまその資料が出ればこれからわかってくる、こういうふうに私は思うのです。

そこで、余りブローグばかり多くてもいけませんから内容に入るわけですが、この提案理由の説明に、これは大臣が読まれたのですが、よくわからぬですね。「会社の運営の実態にかんがみ、会社の自主的な監視機能を強化し」とありますね。「会社の運営の実態にかんがみ」というのは具体的にどういうことなんでしょうか。いまの会社の運営は非常に監視機能が弱体化しておる、前提はこういうことなんでしょう。それと、もうさっきは、昭和四十九年の改正で監査役の権限が強化されてもう結局問題は起こらなくなった、こう言っているんじゃないでしょうか。「会社の運営の実態にかんがみ、」云々というのは、これはどういう意味でしょうか。

○奥野國務大臣 いま世上で言われておりますのは、いわゆる総会屋が暗躍しているんじゃないか、この総会屋対策の問題が一つあるかと思えます。同時にまた、株主の会社運営に参加する意欲が後退してきていることもございしますけれども、株主総会の形骸化ということも言われておるわけでございます。そういうものも指し示して、そこで「会社の運営の実態」と、こう申し上げさせていただいたわけでございます。

○稲葉委員 総会屋というのは、別の機会に詳しく聞きますけれども、日本特有の現象ですか、どうなんですか。

○中島(一)政府委員 私も全部を知っておるわけでもないけれども、聞くところによります

と、日本特有の現象であるというふうに言われております。

○稲葉委員 一体、いつごろから日本特有の現象になったんですか。どうなんですか、これは。

○中島(一)政府委員 これもはっきりしたことはわかりませんが、会社法とともに総会屋が發生したというのを聞いたことがございます。

○稲葉委員 まあ総会屋の問題は、この中で一応改正になっていきますから、その部分でゆっくりお聞きをしたいと思います。

そこで、商法のうちから——大体、最初は手形小切手法も商法のうちに入っていましたか、どうでしたか。

○中島(一)政府委員 私の記憶いたしておりますところは、当初の商法には手形小切手法も入っておったと思います。たしか昭和八年であつたかと思いますが、これはちよつと自信がございませぬが、そのころに手形小切手法というものが獨立したという記憶でございます。

○稲葉委員 そうですね。昭和七年七月十五日法律二十号ですね。施行が昭和八年勅令三一五、そのとおりですね。

そこで、手形小切手法が獨立したのは条約でございます。条約があつて、条約に伴つて獨立したわけですよ。この手形小切手法というのは世界的に同じふうな形のものでないといふのは、それが各国で違つておるのでは困りますね。それと同じように、保険法それから海商法、これはもういまは商法の中に入つてますけれども、海商法だつてそうでしょう。各国で法律が違つておるのじや非常に困るし、保険法だつて困るわけですからね。この海商法と保険法も商法の中に入れないで獨立していくという行き方はどうですか。ほかの国ではとられているところもあるのですが、どうなつていますか。

○中島(一)政府委員 外国の立法例にはそういう例も幾つかあるようでありますので、わが国の行き方としてもそういうものを参考に検討していかなければならないと考えております。

○稲葉委員 こういうふうに個別的な色彩よりも全般的な世界的な一つの共通な要素を含んでいるものについては獨立した、ことに外国との間の条約なりその他によつて獨立法にしていくというのが筋だと私は思うのです。有限会社は有限会社法で獨立しているのではありません。商法に入つてないで独立してはいるのではありません。

株式会社が商法の中に入つていゝというのはいままたおかしいのです。株式会社法も本来獨立すべきものだといふふうに考えるのです。そうすると商法の實體はなくなつちやうて、總則と商行為しかなくなつちやうからどうなのかちよつとわかりませんが、株式会社法もほかの国では獨立しているところが多いのじやないですか。日本でも株式会社法を獨立させるというのが本筋ではないですか。

○中島(一)政府委員 各国の立法例は、獨立しているものが多いようでありま。であります。合名会社をどうするかとかその他の会社をどうするかといふふうなこともございします。これも将来の検討事項とさせていただきますと思ひます。

○稲葉委員 日本の場合は合名会社があります。三井はいまでも合名会社かな、ちよつと忘れましたが、もういまは株式会社になつたかな。三菱は初め合資会社だつたわけですね。いまは株式会社になつたのか。合資会社なんといふのはまだ日本ではあるんでしょう。ぼくら習つたころはあつたけれども、いまはなくなつたのか、忘れちゃつたけれども、それはそれとして、株式会社の問題が一番大きな問題になつてくるわけですね。

それで、有限会社の問題その他をめぐつて、中小会社を別個にした法律をつくれという議論が前々からあります。たとえば長谷部茂吉さんなんか「中小会社法」といふ本を書いておるし、それからもう一人だれかが書いておつたと思うのですが、これは現実にはほとんど総会屋なんかつちやないでしよう。形だけ書類を整えて、全部と言つていいぐらひ公正証書原本不実記載みたいな形のをやっているの、ここら辺のこ

ろも日本でもどこで線を引きかといふ非常にむずかしい問題があつて、いま直ちにここでお答えを願うというのには私も無理だと思ひます。これはかえつて誤解を招きますから、ここで質問をして誤解を招いてもいかぬところですから、私はこれ以上質問をしませんけれども、なかなかむずかしい問題がありますね。確かに株式会社、いろいろむずかしいところがあるんだ。こういうむずかしい時期に民事局長になられたのだからなかなか大変だ、こう思うのです。

そこで、私お聞きしたいのは、監査役の問題に限つてお聞きしましょう。監査役は、今度株主総会で選ばれることになるわけですか。そうすると、監査役はだれとだれとの間の契約關係によつて成立するのですか。監査役という地位を得るわけですか。

○中島(一)政府委員 監査役は、現行法におきましても株主總會によつて選任をされるということでありまして、これは改正法も全く同じでございます。

だれとだれといふことになりま。理屈としては代表取締役と監査役との間の契約が成立する、こういうふうに考えるべきではないかと思ひます。

○稲葉委員 だから、代表取締役と監査役との契約、それは法律的に言うと何になるわけですか。それは委任ではなく準委任だと言ふんでしよう、答えは。そういう答えになるのはわかつていゝんだけれども、そうすると、準委任といふのは委任とどう違ふかといふことになつてきま。どうですか。

○中島(一)政府委員 委任といふ部分もあり、準委任といふ部分もあるという、混合契約といふことになるんじゃないかといふふうに思ひます。

○稲葉委員 しかし、法務省民事局第四課商業法人登記係長の杉浦という人の回答は、そんなこと言つていませんよ。準委任だと言つていますよ。「会社から会計監査および業務監査の事務を委任

された者ですから、監査役と会社との関係は、準委任であり、民法の委任に関する規定に従うこととなります。」「こう言っている。準委任だと言っていますよ。混合契約だなんて言っていないよ。どの点が委任でどの点が準委任なのか、それをひもとく。

○中島(一)政府委員 監査役の仕事は大部分が事実上の行為であると思いますので、準委任という部分が多く割合を占めておると思いますが、委任という部分が全くないだろうかということ、私先ほどちょっと念のために委任ということをし上げたのですが、いま御質問ございまして考えておりましたところが、法律行為の委任といううなものもごく例外的にはあるのではなからうか。と申しますのは、取締役と会社間の訴訟におきまして監査役が会社を代表するということがございしますが、こういう場合は委任というふうに言うべきではなからうかというふうに考えます。

○稲葉委員 そうすると、監査役は準委任でも委任でも、その場合にどういうような注意義務といふか、どういう責任といふものを持って処理しなければいけないわけですか。善管注意でしよう。善良なる管理者の注意義務でやらなければならぬということでしょう。それ以外にないわけだ。善管注意義務というのは具体的に言うとういうマ法以来の一つの概念ですね。ローマ法から聞くわけじゃないけれども、どういうあれです。

○中島(一)政府委員 法律的に申しますと、商法の二百五十四条の会社と取締役との関係に関する規定がございします。これは民法の委任に関する規定に従うということになっておりますので、基本は委任における善良なる管理者の注意義務といふことになるわけでありまして、一般的に通常の監査役が職務を執行する上において期待される注意義務といふことになるかと思ひます。

○稲葉委員 具体的に言うとう、いわゆる善良なる管理者の注意義務といふのはよく使われていますね。あらゆる法律に出てくるのですけれども、こ

れは通常の注意義務ということですか。善管注意義務といふのはほかの注意義務と比べてどうなんですか。違うのですか。

○元木説明員 お答えいたします。

監査役として一般に要求される注意義務ということになるかと思ひます。したがって、一般人といふことでなくて、監査役としてということでございます。

○稲葉委員 委任契約だと、何ときにでも解除できるんじゃないですか。都合が悪くなったら監査役を解除できるんじゃないの。どうなっていますか。

○元木説明員 これは総会の決議をもって解任することができるといふことになっております。

○稲葉委員 そうすると、民法上は委任契約が解除できますね。委任契約だといふなら、代表取締役が解約しちやたらどうなんですか。あなたはもうだめだとしたらどうなるの。総会の決議がない場合でも、そういう場合はどうなんですか。

○元木説明員 この場合は、特に商法の二百五十七条、それから監査役についてこれが準用されておりますけれども、これによって代表取締役の権限は制限されていると考えられます。

○稲葉委員 そこで、監査役といふのはいままでは大体一人が多いのですか。二人ないし三人くらいの人が多いのですか。その場合は連帯責任を負うのですか。どういふような責任を負うのですか。個別的に責任を負うのですか。あるいは途中から入る場合があるでしょう。そういう場合に前の人の監査役の責任までも負うということになるのですか。どういふことですか。

○元木説明員 お答えいたします。

監査役の責任は、各自にそれぞれ過失責任がございします。これはそれぞれがその過失のある人たちの間で連帯して責任を負うということになるわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、監査役などが会社の第三者に対して責任を負う場合がありますね。取締役の責任の場合、あれは何条ですか、できました

ね。あの条項の場合はどういふ場合に適用されるわけですか。

○元木説明員 現行の二百六十六条ノ三によつて、これは監査役に準用されておりますけれども、監査役が第三者に責任を負うということになつてゐるわけでございます。ただ、この現行の二百六十六条ノ三の一項がどのように監査役に適用されるかといふことにつきましていろいろ問題がございしたので、今回の改正案におきまして

は、特に明確に監査報告書について虚偽の記載のあった場合についての第三者責任について規定を設けるといふことになつておるわけでございます。

○稲葉委員 この二百六十六条ノ三というのは、昭和四十一年にできて四十九年の法律で改正になつたのですが、その「悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキ」、これについて学説的に非常に争ひがありまして、最高裁の判例でも一応決まつたような形だけれども、争ひがありますね。松田二郎さんの考え方はあれでしょう、「私の少数意見」といふ本に詳しく書いてあるけれども、むずかしいのでよくわかりませんが、すると、「悪意又ハ重大ナル過失」ですが、なぜ「悪意」といふことが出て「重大ナル過失」なのか、それに対する理解の仕方はどういふふうに分かれてゐるのですか。

○元木説明員 現在、この二百六十六条ノ三の一項につきましてはいろいろ学説の対立がございまして、まず、二百六十六条ノ三の前段でございまして、これにつきましては、まず取締役の特殊な法定責任であるという考え方と、不法行為の特則を設けたんだとする考え方があるわけでございます。特殊な法定責任であるという考え方は、これは取締役が自分のその職務を行うについで、つまり会社の職務を行うについで、その職務について「悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキ」、そういう場合に責任を負うんだという法定責任説と、それから、一般の不法行為の特則を設けたのだといふことで、つまり取締役が第三者に対して「悪意又ハ重大ナル過失」をもつて損害を加えた

といふ場合に初めて責任を負うんだとする考え方に分かれてゐるわけでございます。

○稲葉委員 だから、これは法務省としてはどつちの学説をとつてゐるのですか。

○元木説明員 これは必ずしも法務省が考えるべきことであるかどうか、問題でございまして、現在判例は特殊責任説をとつてゐるようでございします。

○稲葉委員 これは国家が相手に訴訟される場合ではありませんが、だから法務省が考えるべき筋合いのものではないですね。ただ、これについて非常に議論があるのです。これはどうしてこゝういふふうに議論があるのか。これはやはり統一——最高裁では一応統一されてゐますけれども、松田さんの本なんか見ると、その説はもう間違ひだと盛んに言つてゐるし、なかなかむずかしいところだ、こゝろ思うのですが、余り細かいことは、学校の商法のゼミナールみたいで、私としては楽しいのですが、この辺にしておきましょう。

そこで問題は、監査役は他の会社の監査役または他の会社の取締役、こゝういふうなものを一体兼ねることができると、できないのかといふこととあります。これは法律の条文上ではないでしよう。条文上はないと思ひましたね。これは具体的にどうなんですか。——ちよつと元木さん、余りあなたの一人舞台でも悪いから、これは……

○中島(一)政府委員 他の会社のいかにもよりますけれども、一般的に他の会社の監査役その他の職務を兼ねることができないといふわけのものではなからうと思ひます。他の会社が子会社でありますとかその他特殊な関係にある会社の場合には問題にならうかといふふうに考えます。

○稲葉委員 だから、その点は監査役の機能といふものをしっかりとせ、厳格に解釈するならば、他の会社の監査役になることができないとか、そゝういふふうにさせなければいけないのではないですか。それをさせてないといふことは、もう監査役といふのはただあればいいんだ、名前だけだと

いうことを前提としているからそういうふうになるのじゃないですか。それはおかしいですよ。これは秘密保持なんかできないじゃないですか。一部の会社の秘密はほかへどんどん漏れちゃうでしょう、監査役をやっておれば、秘密を漏れさないといい前提だと言え、それはまた別ですけれども、そうやってくるのじゃないですか。はっきりさしておく必要があるのではないですか。あるいはそれは道義上の問題だ、こういうふうなことでしようか。

○中島(一)政府委員 監査役には非常勤の方もおられるわけでありまして、他の会社の役員その他を兼ねる、その点から申しまして、他の会社の役員その他を兼ねることの支障になるわけではないというふうに考えます。

それから、いまの秘密漏洩の問題でありますけれども、それはそういうおそれのある人を監査役にしないということによって防げるのではないだろうかというふうに考えるわけでありまして、この点は取締役についても特にたまたまおっしゃったような制限がないということから考えて、これではよいのではなからうかというふうに考えます。

○稲葉委員 そうすると、監査役の権能というものは、権能という言葉を使うのか、権利という言葉を使うのか、何と云うのかわかりませんが、その権能というのは、法的にはどういうふうなものか認められておりますか。

○中島(一)政府委員 先ほども申しましたように、業務監査としまして会計監査の権能ということになるわけでありまして、中小会社につきましてもは会計監査ということになるわけでありまして、

○稲葉委員 それは全部終括しての話であって、私の聞いているのは、たとえば差止請求権の問題があるでしょう。差止請求権というのは二百七十五条ノ二ですね。これは具体的にどういふ場合のことを言っている、どういふ効力があるのですか。これはやはり法律で、仮処分が何か知りませんが、そういう形をとらなければいけないのですか。これはどういふふうになっているのですか。

○元木説明員 お答えいたします。

これは「取締役が会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為」、そういう行為がありまして場合に、これを監査役が差止を請求することができるということでございまして。もちろん、法律のたてまえをいいたしましては、ただ裁判所の決定とか何とかによらずにこれを請求するということができるわけではございませんけれども、実際問題としては、そういう口頭での請求等では効果が薄いと思われるので、仮処分によるというふうなことになるかと存じます。

○稲葉委員 その仮処分の点は第二項に書いてあるのですが、現実にはどういふふうなことがあつたことがありまうか。これは現実にはどの程度あります。

○元木説明員 これは大会社と小会社と区別いたしますと、小会社につきましては実際に訴訟で幾つかあるようでございます。それに対して、大会社につきましては非常に例が少ないかと思ひます。

○稲葉委員 小会社の場合は、めちゃくちゃと言つては語弊があるけれども、取締役も何も大臣が本会議で言われたでしょう。取り締まられ役と言つたのかな、何とか言つていたけれども、よく中小会社の社長なんかは、「私は取り締まられ役になりました」なんてあいさつをする人があるのです。だから、あるのですけれども、大会社においてはそこまで監査役がやらないのです。

やらないというところは、監査役というのは取締役の下にいるということなんです、現実には。そういうことじゃないのですか。だから少ないのじゃないですか。どんな例がありますか。きょうでなくていいですけども、具体的な仮処分の例がある、その結果どうなったのか。それは会社の中がめちゃくちゃになつて、何か取締役の派閥争いがあつたり何かしたときのことじゃないですか、よくわかりませんが。いまでもなくていいですが、どういふふうな場合にどういふふうな例があつたということを明らかにしていただきたいというふう

うに私は思うのです。

それから、監査役の場合には特別決議ですね。普通の決議と違いますね。これは特別決議にした理由というのはわかりませんが、いま商法で特別決議を必要とするというのはどれとどれとどれですか。

○元木説明員 必ずしも全部拾い上げられるかどうかわかりませんが、まず定款変更がございまして。それから新株の有利発行でございまして。これは社債等の有利発行につきましても特別決議でやります。それから、これは特に要件を加重されておりますけれども、株式の譲渡制限を定款に規定する場合と云うのがございまして。

○稲葉委員 そこで、いろいろ問題が監査役には出てくるわけですが、たとえば常任監査役を一人にして選ぶわけですか。本場に常任監査役というものは、常任という言葉だから毎日会社に出てくるということなんですか。これは実態はどうなんですか。これは出てこないでしよう。何か用があつて呼ばれたときだけ出てくるという形じゃないですか、給料だけはもらつてゐるけれども。実際はどうなんですか。

○元木説明員 お答えいたします。現在の常任監査役と申しますのは必ずしも法定のものじゃないでございまして、常任必ずしも常勤ではないということもございまして、言つてみれば監査役の上位者が常任という名前がかぶせられてゐるということもございまして。今回の改正案におきましては、大会社におきましては常勤監査役を選任しなければいかぬということにいたしておりまして、この常勤といふのは、原則としてフルタイムで勤務するということを前提にしているわけでございます。

○稲葉委員 それはどこですか。

○元木説明員 この資料でございまして、新旧対照表でございまして、その百九ページの新しい監査特例法で十八条と云うのがございまして。その二項で、「会社は、監査役の互選をもつて常勤の監査役を定めなければならない。」ということ

にいたしております。

○稲葉委員 この法律案要綱ではどこになりますか、それは。

○元木説明員 要綱では二十三ページでございまして。

○稲葉委員 そうすると、十八条で常勤の監査役を定める。これを定めなかつた場合の罰則はあるのですか。

○元木説明員 これは新しい監査特例法改正案の三十条でございまして、その十一号で決めておりまして、百万円以下の過料ということになっております。

○稲葉委員 そうすると、常勤の監査役を定めると、会社では定めたことを一々法務省に報告するのですか。そうでなければわからないでしよう、過料を取るから取らないかというの。

○元木説明員 必ずしも法務省に報告するということになつておりませんが、これは過料一般についてそういう問題がございまして、さらに見直していかなければいけないんじゃないかと思ひます。

○稲葉委員 いまの答弁、ちょっとよくわかりませんが、過料百万円というのはずいぶん大きな額ですが、そんなの取るといつたて、わからなければ取れないのですから意味ないのじゃないですか。定款なら定款に常勤監査役が出てくるわけでも何でもありません。株主総会の議事録が何か全部法務省へ届けさせるとか何とかしなければ、わからないわけじゃないですか。いずれにしてもそういう点がありますから、これは私の方でもよく研究します。余り細かいことを聞いてもちょっと悪いと思うので、余り聞きませんけれどもね。では、ちょっと昼に用があるものですから、ここで……。

○高島委員長 午後一時再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。稲葉誠一君。

○稲葉委員 私は、商法を支配する原理が私法自治の原理だ、こういうふうに考えているんです。民法でもそうです。ただ、民法の場合はいろいろの形、借地借家法その他で相当修正を受けているわけですね。商法の場合は私法自治の原則というものが、ことに株式会社その他においては、資本主義がよいとか悪いとかは別として、資本主義社会である以上貫かざるべき筋合いだ、こういうふうに思うわけです。ところが、いま質問した監査役を常勤にして、二人以上いた場合一人を常勤にしなきゃいかぬ。常勤でなきゃ過剰にする、罰則を設けて事実上強制するという間接強制というか、そういうことをするというのは私法自治の原則に反するのであって、国家権力の一つの介入だ、というふうに考えられるんじゃないですか。そういうふうに考えませんか。どうでしょうか。

○中島(一)政府委員 商法につきましては、確かにたいていおっしゃったような面があると思えます。と申しますのは、商法には、行為を律する部分と、それから株式会社法によって代表される組織法の部分というのがあるわけでありまして、商行為その他の取引を律する部分におきましては私法自治の原理原則というものが最大限に尊重されるべきものであらうかというふうに考えるわけでありまして、組織を規律する部分につきましてはかなり強行法規的な面があつて、国家による規制というものが行われなければならないというふうに考えております。

○稲葉委員 いまの行為法と組織法というのは、昔習いましたね。田中耕太郎さんの本によく書いてある部分で、厚い本でよく読みました。そうすると、過剰を取るというか、民法の場合、特に戸籍法の場合には実際問題として過剰が相当多いんですよ。商法の場合にももちろんありますけれども、具体的に言うと商法の場合の過剰と

いうものが、たとえば商業登記の届け出がおくられたというような場合、どういう場合ですか。ないことはありませんね。具体的にはどういう場合過剰があつて、実際にはどういうふうになされていまして、戸籍法の十四日以内に届けなければならぬというふうな過剰は非常に多いですね。それから住民台帳法何かのやつがありますけれども、商法では会社の登記に関する関係程度ですか。何かあつたように思いますが、どういうふうになつていきますか。

○元本説明員 主として会社に関する過剰の規定は四百九十八条にございまして、先生おっしゃいますように登記等を怠つた場合ということになつております。実際の実務的に登記を怠りました場合には登記所の方でわかりますので、これを裁判所に通知するということによって過剰が料せられていくようにございます。

○稲葉委員 いまの監査役の場合はどこからも通知しないわけでしょう。そこまで通知させるということになると、ぼくはこれは自治の原則を侵すのじゃないかというふうに思うのです。そうすると、結局過剰というものは、書いてあるけれども実際には取れないということになつてくるのじゃないですか。取る方法というのはどういう方法があるのですか。一々会社に行つて登記簿を見て——登記簿に常勤監査役というの載るのですか。

○中島(一)政府委員 常勤監査役ということは登記簿記載事項ではございませんので、その面からする探知はできない、こう思うわけでありまして、過剰でありますから、そういう規定がある以上、その遵守を求めるために過剰という制裁を科するわけでありまして、職権探知でありますから、どこからの通知もなく探知をできるといふたてまえにはなつております。ただ、現実の問題としていましては、先ほど御質問にもございましたように、戸籍法の通知あるいは商業登記の登記の懈怠というふうなものがある問題として過剰が現に行われておるといふわけでありまして、ただいま申しましたような過剰については、将来もそれ

ほど数が多く出るといふことは予想されないことはおっしゃるとおりであると思ひます。

○稲葉委員 そうすると、常勤監査役の制度をちゃんと法律で規定しておいて、それを登記事項にしなかつたというのはどういうわけなんですか。

○中島(一)政府委員 登記事項という場合には、第三者と申しましようか、取引の相手方に対する関係もございまして、常勤監査役につきましてはそういった必要性が、その他の登記事項たる取締役、支配人その他の者ほどではないということによるものでございます。

○稲葉委員 取締役といつた代表取締役だけでしよ、登記上の記載事項は。あとはただ取締役と記載するだけじゃないのですか。使用人というのは登記記載事項になつていきますか。

○中島(一)政府委員 使用人は登記事項になつておりません。私申し上げましたのは、支配人ということに登記事項になつておるといふ意味でございまして。

○稲葉委員 取締役です。取締役は代表取締役という形で登記事項になつておるけれども、常勤取締役といふものはないかな。専務とか常務とか言つておるけれども、そんなのは関係ないけれども、取締役でしよ。だから法律的な登記事項にはなつていないでしよ、こう聞いているわけですか。

○元本説明員 お答えいたします。

商法のたてまえでは、代表権を持つ取締役、つまり代表取締役は対外的に会社を代表して契約するということにございまして、対第三者関係がございまして、代表取締役のみは代表取締役というところで登記をするわけにございまして。

常勤監査役の点でございまして、これは常勤監査役になつたというところで特に対第三者の関係で何らかの効力が生ずるといふことではございませんので、その点から登記をしないといふこととでございまして。

○稲葉委員 いまの答えは、私もそのとおりだと思います。間違ひじゃありません。

が、一体子会社というものの定義はどういうことになりまして。

○元本説明員 まず、原則といたしましては、他の会社からその発行済み株式総数の過半数を保有されているものといふこととでございまして、けれども、さらに、そういう親会社と子会社が双方で五〇%を超えて持たれている会社、言つてみれば孫会社でございまして、これも定義上子会社ということになつております。

○稲葉委員 そうすると、外国法人はどうですか。外国法人の場合でも子会社という考え方は適用になりますか、なりませんか。

○元本説明員 外国法人という御質問がちょっとわからないのでございまして、日本の場合でございまして、日本法に従つて設立された会社は全部日本法人でございまして、たとえ外国の資本が入つておりましたも、日本の会社によつて五〇%を超えて持たれている会社は子会社ということになるわけにございまして。しかし、外国の法人、つまり外国で設立された会社によつて持たれている会社というものは子会社に入らないといふわけにございまして。

○稲葉委員 そうすると、私の質問がちょっと簡略過ぎたのですが、私の言ひは、外国で設立されてはおるけれども、日本のAならAといふ会社がたとえ全株なら全株を持つておる外国法人、これは内国法人ではないわけでしょう。日本の法人ではないですね。そういう場合に、日本の会社の監査役がその外国法人の取締役なり監査役になることができるのかと、こう聞いているわけですか。それが質問の趣旨です。

○元本説明員 あるいは質問を誤解しておるかもしれませぬけれども、先生の御質問は、外国法人が、法律的にも外国法人でございまして、その法律的に外国法人が日本法によつて設立された会社の五〇%を超す株式を持つておる、その場合に、その外国法人たる親会社の監査役が子会社の取締役になれるかという御質問だと思ひますけれども、これは結局、現行法のもとではなれるということ

でございます。

○稲葉委員 いや、私の言うのは一〇〇%の場合。形だけ外国法人の形をとる場合もあるでしょう。外国進出している場合に、甲という会社がこっちにあるけれども、別の外国法人の形をとるでしょう。とるけれども、一〇〇%こっちが支出しているという場合がありますね。そういう場合に、こちらの監査役なりあるいは取締役、特に取締役にされるのかどうかというのを聞いています。

○元木説明員 その子会社たる外国法人につきましては、あくまでその国の法制に従うわけでございますから、日本法では何らの制限は加えられないということでございます。

○稲葉委員 しかし、そういうふうに言っているけれども、これは「監査役が海外子会社の取締役等を兼任することの可否」「親会社が日本法人で一〇〇%出資の海外子会社がありますが、親会社の監査役が、その子会社の取締役なり使用人になることは禁止されないものと思われませんが、いかがでしょうか。」ということに対して、岩佐という、これは民事四課の人ですか、この人は、そういう場合には「実質的には内国会社である子会社と同様に親会社に支配され従属した立場にある」だから「監査役兼任禁止の趣旨等から考えれば、監査役兼任禁止の規定の適用を受ける子会社と解することができると考えます。したがって、親会社の監査役はこのような海外子会社の取締役あるいは使用人等との兼任はできないものと考えます。」こう言っていますよ。

だから、私の質問の趣旨をあなたの方でも十分理解されない、あなたの方の答えを私が十分理解しないという点があるかわかりませんが、私が言ったのは、いま言ったような例の場合、一〇〇%持つていて、事実上法人格が違わないで、片方は内国法人、片方は外国法人、こういう場合には実質上子会社じゃないか、こういう場合にはどうなのかと聞いているわけです。法律の方ではできるように考えられるのですよ。ただ、実

際ではできないと考えるのが正しい、こういうのが法務省の答えじゃないんですか。

○元木説明員 お答え申し上げます。

いまの問題は、結局外国法の立場から、つまりその子会社はあくまで外国会社でございますので、外国法の適用によってそれが禁止されるかどうかというところは、その外国法の問題ということになるわけでございます。それに対して、日本法の立場から言いますと、これはやはり禁止される。しかしただ、これはあくまで日本法からの立場だけでございまして、外国法人としてその法人にどのような効果が生ずるかということにつきましては、あくまで外国の法の問題じゃないかと思うんです。

○稲葉委員 よくわかりませんが、そうすると、そういうのはこのごろふえてきているわけですか。ことに海外に別会社を持っているけれども事実上子会社であるという場合に、今後問題が非常にでてきますよ。これはもう海外に進出するためにはみんなそういう形をとるわけですからね。だから、法律では禁止されてないのだけれども、実際は兼任禁止の趣旨からいってできないと解釈するのが正しいという理解の仕方、この四課の人はそういうふうに答えておられるんですね。ですから、それはそれとして、その方が正しいのじゃないかと私も思います。形式的にはできないように見えるけれども、実質的には趣旨からいってできない、こういう理解の仕方がいいのじゃないかと思うんです。

もう一つの問題は、一体監査役というのは、会社側ですね、いわゆる使用人と従業員という形に立つと、どっちに入るのですか、これは。

○元木説明員 これはいわゆる会社の機関でございまして、使用人はもちろん兼ねませんし、使用人の側に立つというものでもございせん。そうかといって取締役でございせんので、いわゆる経営者という立場でもございせん。あくまで業務及び会計の監査をする会社の機関であるということになるかと思ひます。

○稲葉委員 そうすると、監査役が労働組合と使用者との間の調整に取り組むということは、これはできるということですか、できないということなんですか。

○元木説明員 監査役の立場からいいますと、できないということになるかと思ひます。と申しますのは、やはりそういう調整ということも一種の業務執行ではないかと考えられますので、不可能かと存じます。

○稲葉委員 監査役という立場からして、それが本当でしようね。できるように実際には何か当たっている場合もあるらしいので、ちょっと聞いたわけです。

そこで、監査役のいわゆる業務監査ということと会計監査とありますね。そうすると、その業務監査というのは具体的にどういうことを言うのですか。

○元木説明員 一般に言われておりますのは、業務監査には妥当性の監査と違法性の監査と二つあると言われております。具体的に申しますと、会社の業務をやる上におきましては、いわゆる事業上の判断というものが加えられるわけでございまして、そういう経営者の判断として妥当かどうかというところが妥当性の判断ということで、経営者が業務上違法行為をしているかどうかということと違法性の判断というところになっていくわけでございます。また、たゞいまの一般的な解釈といたしましては、この監査役は妥当性の判断、つまりビジネスとしてやるべきか悪いか、うまくいか下手かという点に絞っての判断には及ばない、ただ業務上違法な行為をしているかどうかという点についての判断に限られるというふうな解釈が一般でございまして、

○稲葉委員 そうなると、監査役の監査というものは内容が事実上むずかしくなってくるのじゃないですか。違法性の監査といたしたところで、取締役にこれは違法でないと言ったがばらばらたらそれでおしまいじゃないですか、違法か違法でないかということは最終的には裁判所が決める

ことで。妥当性の問題だと、これはなかなかむずかしいです。そうすると監査役の権限は物すごく弱くなっちゃって、取締役なんかその配下に置かれるような形になっちゃう。だからそこは避けちゃうわけでしよう。具体的に言うると、違法性の監査というのは例を挙げるとどういうふうなあれですか。

○元木説明員 たとえば具体的な業務執行のやっていること自体が法律に違反しているというふうな場合でございまして、これは明らかにその業務執行が違法であるということになりますので、それについては監査役といたしましては差し止請求なりあるいは取締役会を招集してそういう点を報告するということになるかと思ひます。

○稲葉委員 それはあたりまえなんだ。そういうことを聞いているのじゃなくて、具体的な事実の例を挙げて説明してくださいとこっちは聞いているわけですね。違法だと言っている。だからどういう場合に違法なのかという具体的な例を挙げて、監査役はどういう役割を果たして、どういうふうにするのかということを説明してください、こう聞いているわけですね。

○元木説明員 具体的な例といたしましては、取締役のやっている行為が独禁法違反であるというふうな場合でございまして、そういう場合には監査役としてはそれについて何らかの処置をしなければいけないということになるかと思ひます。

○稲葉委員 取締役が独禁法の違反だということになると、具体的に監査役はどうするのですか。

○元木説明員 先ほども出ました取締役の行為の差し止請求もございまして、それから、今度の改正法案では取締役会の招集請求を認めておりますので、そういうことで取締役会を招集いたしましたので、そこで報告するというようなことになるかと思ひます。

○稲葉委員 いま私の言ったのは、独禁法違反という点については、たとえば価格のカルテルの問題もあるでしょう、数量の生産調整の問題もあ

るでしょう、そういう場合に監査役がそのことを
かれこれ言える筋合いにはないのじゃないですか。
いま日本の場合はあらゆる会社が——アメリカと
違いますよ。アメリカの独占禁止法というのは非
常に厳しいのです、アメリカというのは自由競争
というものをそれだけとんとんでいる国ですか
ら。いい悪いは別ですよ。アメリカの資本主義と
いうのはそういうことです。日本の場合には明治
以来の資本主義の発展が中途半端なんです。官民
入り乱れたような形の資本主義ですからね。だか
ら、日本では独禁法というのは事実上余り運用さ
れてないわけです。骨抜きにされているというわ
けなんです。

では、具体的に独禁法の違反だということに監
査役がそれを指摘したという例はありますか。具
体的に何かありますか。

○元本説明員 それはまだ聞いておりません。

○稲葉委員 これは大臣にも聞いておいていた
きたいのですが、日本の独禁法というのは骨抜き
なんです。どういふ点が骨抜きか、これはいろ
いろあります。第一には、消費者に対する立場で
非常に骨抜きなんです。消費者は独禁法違反だ
ということを直接訴える権限は何もないのです。
それから、公正取引委員会が告発しなければ検
察庁は乗り出さないわけですよ。ところが、公正
取引委員会は告発をめったにしませんね。この前
の石油カルテルのようなときに初めてやったん
で、なぜしないかと言ったら、刑事局長はいない
けれども、あの告発をやられたら検察庁はもうお
手上げなんです。何にも仕事ができなくなつちや
うのですよ。特捜部の人から刑事部の人からあり
とあらゆる人全部を集めてやらなければ、とにか
くカルテルの問題については検察庁の捜査はでき
ないのです。だから、いまのような公正取引委員
会の独禁法の改正について、告発権を消費者に認
めてくれということについては、検察庁の方で、
とにかくそれは勘弁してくれ、それをやられた日
には仕事ができなくなつちやうから勘弁してくれ
と言っているのですよ。これは後の話ですけれど

もね。これは公正取引委員会へ行って聞いてみれ
ばわかりますよ。まあ検事が一人入っていますけ
れども。

だから、あなたの直接の関係じゃないかもわか
らぬけれども、カルテルに対する考え方が日本の
場合とアメリカの場合と全く違うでしょう。それ
はおわかりでしょう。アメリカの場合は非常に厳
しいですね。懲役までありますよ。日本の場合は
ほとんどそれが無い。野放し状態である。それは
一体どこに原因があるかということですよ。どこ
にその違いがあるかとお考えでしょう。

○元本説明員 お答えいたします。

これはアメリカとの差では、まず連邦と州とい
うような制度上の差の問題と、それから、いわゆ
る国民性と申しますか、人柄あるいは慣習、物の
考え方というふうな差から出てくるのじゃない
かと思ひます。

○稲葉委員 これは結論的にはそうなんです。
日本の場合はカルテルが全く放任状態なんです
ね。だから日本の場合は独占が非常に多いのです。

アメリカの資本主義は資本主義なりに自由競争と
いうものを非常にとうとぶわけですね。だから今度
の自動車の場合だって、日本の自動車が自主規制す
るとすれば、アメリカでは自主規制というのを生
産調整だ、カルテルだ、こう見るわけでしょう。
そこに非常に大きな違いがあるのです。これはこ
このあれじゃありませんで、商工委員会が何かの
問題ですからあれしませんが、
そこで、もう一つの問題は、業務監査のほかに
会計監査がある。それは具体的にどういふふう
に監査役はやるのですか。一人でやるのですか、
具体的にどうやってやるのですか。

○元本説明員 これはもちろん、大会社におきま
しては監査役が一人で自分でやるということでは
きませんので、手足を使うということになるうか
と思ひます。具体的に申しますと、大会社でござ
いますと、多くの場合監査役室というのがござい
ますので、そこにいるスタッフを使つてやるという
ことでございますけれども、これはあくまで監査

役の手足でございますので、その結果については
すべて監査役が責任を負わなければいかぬという
ことにならうかと思ひます。

○稲葉委員 いま言ったように、前の業務監査の
場合に、日本の場合には違法のことについてしか
監査権がないというのでしよう。その妥当性につ
いては監査権がないというのでしよう。それはそ
れとして、監査役が違法についての監査を発見し
てやつたという場合は、日本の場合にはあなたは
聞いたことがないと言ふのでしよう。あるいはど
こかにあるのかもわからぬけれども、監査役とい
うのは日本の場合にはそれほど有名無実なんです
よ。これはアメリカや何かと違うのですよ。それ
が一つと、それから会計監査の場合に、自分がや
るのではなくて、監査役室というのスタッフが
ありますから、そこを使つてやるわけですね。そ
れはやつて、その結果不正を発見したとかんた
かというところで取締役が罰せられたとかいふこ
とがあります。その結果が生じたかといふこと
は具体的にどんなことがあつたか。

○中島(一)政府委員 監査役の業務でございま
すけれども、先ほど問題になつておりました業務
監査、これは会社の日常の業務全般に及ぶもので
あらうというふうな考えでございまして、したが
いて、監査役といふことは、常に会社の事業
の執行について注意を払つておらなければなら
ない。今回、大会社につきましても複数の監査役を
置いて、しかもそのうちの一人は常勤でなければ
ならないといふことにいたしましたのも、監査役が
会社の中に絶えず身を置いて会社の動きに注意を
払つていなければならぬといふことの必要性か
ら、そういうことになつたのであらうというふう
に考えております。

そういたしました、問題があるということにな
りますれば、監査役としては使用人に対する質問
権といふものがございまして、使用人としては、監
査役から質問をされた場合には、それに答えなけ
ればならないといふことがございまして、それで、
さらに問題が深いということになりますれば、そ

の取締役に事前の注意をするというふうなことも
考えられます。それでは問題がおさまらないとい
う場合には、これも今回の改正法で設けられた制
度であります。監査役が取締役会の招集権とい
うものがございまして、取締役会を招集して、
そしてそこで自分の意見を述べるといふようなこ
ともございまして。

事柄は、独禁法にのみ限りませんが、会社の業
務全般にわたるわけでありまして、しかもそれ
は法律のみではありませんで、会社の定款に反す
るかどうかといふようなことも判断の対象、監査
の対象になつてまいるわけでありまして。

それからもう一つは、監査役の会計監査であ
りますけれども、会計監査につきましましては、いま元
本参事官からも申しましたように、監査役室とい
うスタッフが置かれておるのが通常であらうかと
思ふわけでありまして、監査役としては、もし問
題があるといふことであれば、各事業所、工場
その他に行つて実際にいろいろ監査をする、ある
いは在庫を調べるなり帳簿を調べるなりという
なこともあり得るわけでありまして。それから、大
会社につきましましては、会計監査人といふものが
おりました。会計監査をするということになってお
りますので、監査役はその会計監査人の意見を聞くことが
できるといふような制度もございまして。あらゆる
方法を駆使して監査役としては会社の業務全般に
わたつての監査をする、これが私どもの期待して
おる監査役の業務ということになるわけござい
ます。

○稲葉委員 お話はよくわかりましたけれども、そ
うすると、今度法律が通ると、常勤監査役は毎日
会社に行つていて、それはわかりましたね。そう
すると、取締役が決裁印を押す書類は全部見て、
常勤監査役が全部そこに判を押すのですか。そ
うでないといふ業務の執行ができないということ
ですか。それなら話はわかりますよ。そんなことにな
らないでしよう。どうでしようか、それは。どこ
まで期待しておるわけですか。そんなことをや
たら会社の自治というの破壊されてしまつて、

監査役はよいことをやるという文句が出てしまつて、取捨がつかないでしょう。取締役が判事を押す決裁書類は監査役がその日に全部見て、同じ日に判事を押すのですか。そういうことになるのですか。これはどうなるのですか。

○中島(一)政府委員 書類全体について監査役が目を通すというようなことではないと思ひますけれども、私、会社の実態をよく知りませんけれども、役所ではやはり監査室というようものがございまして、会計上の問題について若干問題がありそうだとした場合、まず監査室に相談をいたします。監査室でもそういう問題については関心を持って、あれはどうなつたかというやうなことでチェックをしておるわけでありまして、そもそも、取締役といたしましては、部内にそういう監査機構があるということが一つのチェックになるやうかと思ひわけでありまして、さらに具体的に、若干問題のありやうなケースについて監査役と相談をする、事前にそういう問題のある監査処理、問題のある業務執行というものがチェックされるというところに期待をしておるわけでございます。

○稲葉委員 期待をしておることはよくわかるのですけれども、そんなふうにいきつこないです。では、会社の中で取締役と監査役とはどっちが地位が上だというふうに一般の人は考えていますか。

○中島(一)政府委員 これはその会社会社における人的構成その他沿革的なものもございまして、一概には言えないと思ひますけれども、確かに、監査役側に取締役に対する一種のコンプレックスがあるというやうなことを言う人もございまして、そういう面も全く否定できないことであらうというふうに考えておりますけれども、私どもの期待しております監査役というのは、そういうことではなくて、監査役立場として監査すべきものは監査する、チェックすべきものはチェックする、こういうことであるべきだということでございます。

ございます。

○稲葉委員 あるべきだということとはわかるのですね。それ以上のことを法律が期待して、事実上監査役にやらせようといったってそれは無理ですよ。アメリカと日本との違いというのは、監査役と会社の代表取締役がいるでしよう。監査役が違法を指摘するでしよう。違法というか、妥当でないという場合も指摘するのともわからぬけれども、その場合には、会社の代表取締役の方が首を切られる。日本の場合は逆なのだ。監査役の方が首を切られてしまふというのがわかりやすい話ですよ。そういうふうな立場が違つておるといふことなんですよ。これはだれが見てもそうですよ、会社の実態を見れば、会社の実態を法務省にそこまですべて調べるというたつて、これは無理な話で、ある程度のことはわかるかも知れませんが、ある程度、会社の内部に法務省が入つていくあればありますから。

そうすると、会計監査というのは、具体的には会計監査人というものと一緒になるわけですか。今度の規定もありませんけれども、四十九年の改正以来、普通の場合には会計監査人というものを、公認会計士がやるわけでしょう。それとの間で、公認会計士が中心になつてやるのですか、監査役が中心となつてやるのですか。実際にはどういふふうな会計監査というものは行われてゐるわけですか。

○元木説明員 監査役は会計監査と業務監査と両方やるわけでございます。それから、会計監査人は会計監査のみを行うということになつております。したがひまして、四十九年の監査特例法以来、まず会計監査につきましては一次的に会計監査人が行うということにいたしております。そして、もちろん監査役も、会計監査人がいるいらないかわらず、みづからも会計監査を行わなければならないわけでございますけれども、もし会計監査人の監査結果が自分のやつた結果と照らし合せて正しいということになりましたらば、それはそれでそのまま監査役としては積極的な意見

は言わないということになるわけでございます。したがつて、会計監査人がいる限り、監査役の会計監査はいわば二次的なものということになるやうかと思ひます。

○稲葉委員 そうすると、業務監査というのは違法のことしか監査できないというのですから、あなた、ほとんどやることはないんじゃないですか。会計監査の方は会計監査人の方に任せつ放しという、結局、会社に行つてもお茶を飲んで新聞を読んでいる以外にないということになつてしまふのじゃないですか。そうばかりでは限りませんよ。そうでない場合もありますけれども、余りやつたら会社からいやがられてしまふでしょう。いやがられて、この次再選されない。それは株主総会で再選されるのかどうかあれですけれども、それは全部取締役会でござんてするのでしょう。案は取締役会で出るのでしょう。そういうわけでしょう。それなら、取締役のごきげんを損じたら首になつてしまふやうな悪いことかいうのじゃないんですよ。そういうふうなものではないやうな。それ以上監査役の権限を強くしたら、会社というものはもたないといふことにも考えられますし、なかなかむずかしいところは確かにむずかしいのです。だから、監査役というものは大体大した役には立たないといふことにならざるを得ない。いま局長も言つたやうに、大体監査役にされたらおれはおしまひだといふことですよ。取締役も終わつて社長にもなれない、おまえ、ちよつと監査役を一年か二年やつていけといふやうな程度のも、あるいは取締役になれないけれども、まあ何とか役付にしておけといふので監査役にしておくもの、そこで終わらだ、こういうふうなものじゃないですか。全部そうじゃないですよ。そうじゃないものもあるけれども、そういう人もあるといふやうに私は考えます。

そこでもう一つの問題は、いま言つた公認会計士と会社との会計監査の契約といひますか、それは現実にはどういふやうにして行われるのですか。監査役の見解が入れられるのですか、あるいは監査役に関係なく会計監査人というものは選んでいくのですか、それはどうなつてゐるのですか。

○元木説明員 現行法では、まず会計監査人は取締役会が選任するということになつております。ただ、その場合には監査役の過半数の同意を得なければいかぬといふことになつてゐるわけでございます。これに對しまして、今回の改正法律案では株主総会が選任するということになつております。そうして、会計監査人の選任につきましての議題または議案につきましては、監査役の過半数の同意を得なければいかぬといふことになつております。

○稲葉委員 それはわかつてゐる。今度の法律でそういうふうになつてゐますから、それはそれとおりなんです、私の言うのは、会計監査人というものを選んで、会計監査人が監査するでしよう。それは第一次監査をするといふのでしよう。それがオーケーならば、実際問題としては、監査役というものはただ判事を押すだけといふことになるわけでしょう。そうすると、会計監査人というものは会社とどういふ関係に立つのですかと聞いているのです。これは雇用契約になるのか。雇用でもないでしようけれども、委任契約になるのか、何の契約になるのか。どういふ関係になるのですか。

○元木説明員 一般的な見解をいたしましては、準委任契約であるといふ考え方が多いやうでございます。中には請負契約であるといふやうに解釈する人もあるやうでございますけれども……。

○稲葉委員 そこで、よくこういう言葉が使われているでしよう。自己監査は監査にあらずといふ言葉が使われていますね。これは具体的にどういふ意味なんですか。

○元木説明員 これは自分の内部の者が——内部の者と言つてよろしいかどうかかわりませんけれども

ども、要するに、内部の者が監査することでは十分な監査の公平が期し得ないということであるかと思ひます。

○稲葉委員 そのとおりですね。だから、監査役も内部の者のじゃないですか。会社から給料をもらっているのじゃないですか。だれが給料を出すのですか。株主総会が給料を出すのですか。じゃ、その給料なんかはだれが決めるのですか。

○元木説明員 監査役は会社が給料を払います。会社から給料を払って、会社から給料をもらっている人が監査をするのだから、それは自己監査と言えのじゃないですか。違いますか。

○元木説明員 御承知のように、現在の株式会社は、機関といたしまして株主総会とそれから取締役であるいは取締役会と監査役ということになってるわけでごさいます。それで、言ってみますればお互いにそれれが束縛し合う関係というところにならうかと思ひます。したがって、監査役は会社自体を監査するのではなくて、取締役の業務執行あるいは会計書類というものを監査するわけでごさいますから、必ずしもそのところは、会社からもちろから直ちに会計監査が十分でないという結論には至らないのではないかと思ひます。

○稲葉委員 そうすると、監査役の給料は一体だれが決めるのですか。原案はだれが出すの。

○元木説明員 原案は取締役会で決定いたしました。総会で決めるということになるわけでごさいます。

○稲葉委員 株主総会で選任の方は決めるのでしようけれども、給料まで決めるのですか。それは決算の承認が何かのとき、あるいは予算の承認なんかのときか知らぬけれども、給料まで一々決めますか。

○元木説明員 たてまえとしては給料も決めるというところではないかと思ひます。と申しますのは、総会で監査役を選任するわけでごさいますけれども、選任いたしました場合にどのようにして

就任承諾が行われるかということにつきまして、いろいろ学説も分かれてるわけでごさいます。しかし、商法のたてまえをいたしましては、少なくとも選任された場合に監査役に就任するだけの資格ができる、その場合に、理屈をいましては、報酬も決まらなければならぬ問題がございまして、したがって、選任と報酬というものが同時に総会で決定されてしかるべきものかと思ひます。

○稲葉委員 だから、私の聞いているのは、株主総会の中に単独の議案として、監査役の選任と同時に監査役の報酬まで決まらなければならないのか、あるいは全体の予算という形の中で出るのか、あ

○元木説明員 全体の予算の中で決まるわけでごさいます。ただ、今回の改正案におきましては、監査役の報酬につきましては取締役とは別に総会で決定をするということにいたしました。そして、もし総会で監査役の報酬につきましまして総額で決議いたしました場合には、これは各個の監査役について決議するが本当だと思ひますけれども、もし一括して決議された場合には、これは監査役の間でその分配を協議するということにいたしておきます。それからまた、監査役は総会で監査役の報酬につきましまして意見を言うことができるというように、できるだけ相当な報酬がもらえるようにというこの配慮をいたしてあるわけでごさいます。

○稲葉委員 そうすると、常勤監査役になると、取締役の報酬との間にはどのくらい差があるのですか、普通の場合には。どういふふうに考えていますか。

○元木説明員 これはそれぞれの会社の特殊性によつて決まるかと思ひますけれども、少なくとも会社で常勤しなければならぬという監査役につきましましては、常勤する取締役との均衡というものを考えられるのじやなからうかと思われま

○稲葉委員 均衡というのは、どつちなの。取締役より上の方ということですか。上の方も均衡ですよ。下の方も均衡ですよ。取締役よりずっと地位が下だというふうに見て、それより低いのが普通じゃないですか。それはあたりまえの話でしょう。監査役というのは、とにかく会社では、何というか、いわゆる閑職みたいなものですから、余りやたらいやがられて会社からおっぱり出されてしまふのじやないですか、現実問題として。だから、監査役がそういうふうには会計監査して不正を発見して、そのことによって会社がかえつて逆によくならなうという例なんかちつともありやせぬのじやないですか。だから、これは監査役の制度も問題だし、それから監査人の制度も非常な問題があるわけですよ。

○元木説明員 これは昭和四十九年の改正におきまして、監査役の任期が二年ということになったわけでごさいます。それ以前は一年ということでごさいました。これは一年では監査役の地位といふものが非常に安定しないということと二年にされたわけでごさいます。これは御承知のように、取締役の任期も二年でごさいますけれども、取締

○稲葉委員 それは商法の二百五十六条一項の規定と二百七十三条一項の規定との違いでしょう。それはそれでよろしい。そんなことは条文を見ればわかるのです。それはそれでいいとして、私のもう一つ聞きたいことは、ごちやごちややちやって済みませんけれども、そうすると、監査役を二年たつた場合に、総会で再任しないというためには、正当な理由がなければ再任を拒むことができないのですか。あるいはそこで全然白紙になつて、新たに別の人を選ぶことができるのですか。それはどういう規定になつてゐるのですか。

○元木説明員 白紙の状態から選任するということになるわけでごさいます。

○稲葉委員 白紙の状態から選任されるということならば、会社に不利ないろいろなことをやったりなんかしたならば、そこでこの次も再任されないという危険性が出てくるからというところで、結局鳴かず飛ばずで適当にやつていけというところになつてきてしまふ可能性があるわけですね。だから、監査役制度というのはある程度強くしなければならぬけれども、余り強くなつては困るというのが常識的な見方でしょう。だれが見たつて、一般的な常識的な見方ですね。監査役制度をどんなによくしたつて、会社がよくなるのか不正がなくなるのか、そんなものじやないですよ、会社というものはあたりまえの話なんですね。法務省が幾らがんばつたつて、ここで社会的な目的を幾ら第一で掲げたつて、今度掲げないけれども、幾ら企業の社会的目的を掲げたつて、資本主義の原則の会社が、金もうけを忘れたつて、そのとおりやるわけがないですよ。そんなことをやつていた日には会社はつぶれて、ほかとの競争で負けちゃうからね。そういうわけですね。

○元木説明員 私はいち聞きたいのは、きょうすぐというわけにはいかないかも知れませんが、アメリカの会計監査人の選任の場合と日本の場合とでどういふふうに通うかということですね。というところは、アメリカの場合は、原則として二年から二年で、会計監査人は余り長く着着をするといけないうことと、そこで大体打ち切つてしまふ。特別な関係の場合は例外があるけれども、大体二年くらいで打ち切つてしまふというところですね。いまの監査役の質問とちよつと矛盾するかも知れませんが、そういうふうには私は聞いておるわけですね。その点はドライですすからね。非常にアメリカの場合はドライに割り切つてゐるけれども、日本の場合は、会社から給料をもらつていれば会社に対して忠誠を励むと

いうのはあたりまえだという考え方になりますから、どうしてもその点で問題が、そこに人情が絡むというかそういう形になってきて、十分な監査もできないし、監査人の会計監査も十分に行われがたい、そういう仕組みになっておるのではないかと、これをアメリカの場合と対比してこの次にまたお聞きしたい、こういうふうに思います。

きょうは私は序論的なことをいろいろお聞きしたわけで、ちよつと細かく入った点もありまして申しわけないと思いますが、これは非常にいろいろな問題があるところなんです。いろいろな問題があるところなんです、十分いろんな資料を出していただいて私どもの方も研究させてもらいたい、こういうふうに考えるわけです。きょう第一回の表ですから、九回の裏までありますから、第一回の表をきょうはこれで私の質問を終わります。

○高島委員長 この際、暫次休憩いたします。
午後一時五十二分休憩

午後二時三十四分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鍛冶清君。

○鍛冶委員 質疑をさせていただきます。
最初に大臣に、趣旨説明と一応大綱的な説明はお聞きいたしておりますけれども、再度、今回の本法案の改正の主目的、これはどういうところにあるのか、また、この改正に取り組まれる大臣の決意をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 一つは、経済情勢の変化に対応する会社制度ということでございまして、貨幣価値も変わってきておることもございまして、で、株式の単位を引き上げさせていただきたいというところでございます。同時に、企業の国際化を考へますと、資金を確保するその手段において、外国ではすでに新株の権利つきの社債発行の制度がございしますので、これも導入したいということ

でございます。

もう一つは、会社の実態あるいはまたそのことから社会の公正を確保するというような意味合いにおきまして、会社の自主監視機能を強化していきたいということでございます。いわゆる総会屋対策というふうなこともございまして、あるいは取締役会なり監査役なり会計監査人なりの制度について整備していきたいということでございます。やはり現在の会社から最も要請されておりますのは、企業がそれぞれ社会的に公正な活動をしていく、同時に、株主や債権者に不測の損害を与えないというふうなこともございまして、ぜひ早急に成立を見たい。また、そのために、会社法の全面改正を当初意図しておきながら、さしあたり早急に改革しなければならぬ、また改正できるというもののしほつて提案させていただいたわけでございますので、何としてもこの国会で成立させていいただきたいという気持ちを深く持つてい

るものでございます。

○鍛冶委員 説明をいただき、御決意も伺ったわけでありまして、その主目的について若干質問をさせていただきます。最初に、昭和四十九年の商法改正の際に附帯決議が付けられました。その中で特に大会社の不正事件による社会的影響というのについて議論がなされたようにございまして、この社会的責任を、所要の改正を先々行方際には明確にするようにすべきであるというふうな附帯決議がなされているわけでありまして、その社会的責任という点について、直接の規定というものが今回どうも見当たらない、こういうふうに思うわけでございますが、それはどういう理由があるのか。
さらには、大会社の区別というところで、やはり所要の改正等についての検討を行えということが附帯決議でなされておるわけでございます。これは午前中の質問の中にも若干触れられて重なる問題でもございまして、これは重要な問題でございますのでお答えを願いたいわけでありまして、法務省から提出されました資料によりまして、

現在あります株式会社数は約九十八万社、膨大な数になっておりまして、そのうち資本金五十億円以上の大会社は七百六社、一方、資本金百万未満の小会社も約六万六千社というふうに出ておりますが、これは全般的に見ますと五千万円以下の会社が約九十四万社、全体の九六%を占めてい

る、こういうふうに出ております。こういう株式会社の実態を考へますと、やはり大会社と小会社を同じ株式会社の制度のもとで扱うということは非常に境界にきているのではないだろうか。できれば大中小という三段階に分けた形で適用させていくというのが妥当ではないだろうか、こういうふうな意見もありますし、さらには、商法の二百八十三条の三項で貸借対照表等公表の規定がございまして、九十八万ある株式会社の中で約三千社くらいしか公表がされてない、ということでは、この二百八十三条の三項というのが空文に等しくなっているのではないかと。それは法そのものがやはり中々といひますか、零細の株式会社まで含めましてやはり適用がちよつとむずかしくなっているんじゃないだろうか、こういうふうな気もいたすわけでございますが、以上の点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 四十九年に衆議院の法務委員会からいただきました附帯決議によりまして、企業の社会的責任について、さらには大会社の区分について所要の改正を検討すべきであるという項目が含まれていたことは、ただいま御指摘のとおりでございます。法制審議会におきまして、当初、そういう項目をも含めまして会社法の全面改正ということで取り組んでまいりました。たゞいまだ大臣も申されませんでした。途中、途中で全面改正の方針を切りかえて、緊急必要な改正のみをしほつて答申をいただいたというふうなきさつでございますので、今回の改正案には社会的責任そのものの規定、それから大会社の区分についての規定というものは含まれておりません。
その社会的責任の問題、大会社の区分について

の問題につきまして、問題点を若干申し上げておきたいと思ひわけでありまして、商法の中に会社の社会的責任に関する規定を置くという方法といたしましては、一つの方法は、そういう規定を一般的な規定として設けるという方法であります。もう一つは、会社法の個々の制度の改善を図りまして、これを通じて会社が社会的責任を果たすことができるような方法をとるということが考へられるわけでございます。第一の方法によりまして商法の中にそのような一般的な規定を設け

まして、それは単なる精神的な規定になるんじゃないだろうか、実効性が疑わしいということと批判もあるわけでございます。そこで第二の方法をとりまして、個々の制度について規定を置くということが現実的な方法ではなからうか。今回の改正案によりましては、この第二の方法をとりまして、幾つかの規定を置いておきます。

まず、株主総会における取締役及び監査役の説明義務、それから株主の提案権に関する規定を新設をいたしました。それから、営業報告書の記載方法を法定いたしました。また、監査報告書の記載を充実することによって企業内容の開示の強化を図るというのを考へております。さらに、監査役の監査権限を強化し、会計監査人による監査を拡充強化いたしました。これによって株主及び会社債権者の保護を図っておる。これらの規定は、広い意味において会社の社会的責任を強化するものであるということが言えるかと思ひわけ

でございます。

を考へるということ、これは大問題でございます。まず、どうして株式会社の最低資本金というものを法定して、そして現在の株式会社とそうでないものとに分けなければならないということになるわけでありまして、しかし、そういうような大改正がわが国の株式会社の大部分を占める先ほどお話にもございました小規模会社に影響するところはきわめて大きいわけでありまして、その解決の方法を検討して、それについての国民的なコンセンサスを得るということは、相当の年月を要することではなからうかというふうに考へるわけでありまして、そこで、この問題も、やはり今後の法制審議会の審議において十分検討していただくことが適當ではなからうかというふうに考へておるわけでございます。

○綴治委員 いま御答弁いただいた中の内容についてもこれから少しづつ触れさせていただきますが、その前に、いま大小の会社の区別の件で御答へがございましたが、方向性としてはそういう方向でいくのが望ましいというふうにお考へであるのかどうか、さらに、これには税理士会、公認会計士会との絡みもあるというふうにも伺っておるわけでありまして、こういふところの考へ方等、もし御承知であればお答へをいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○中島(一)政府委員 先ほどからお話が出ておりますように、会社が規模なものから小規模、零細なものに至るまで非常に区々たる規模のものがあつて、これを一律に株式会社法によつて規制をするというところは適當ではないという御意見は、すでにかなり以前から各界から出されておるわけでございます。私も大小の区分を設けるという方向で検討すべきものであるというふうに考へております。四十九年の衆議院の法務委員会における附帯決議もあることでございますから、その方向で検討するということにはつきり申し上げられることであると思つております。

○綴治委員 じゃ、次に進みますが、ちよつと端的に御質問申し上げます。

今回の法改正の案の中で、一株の単位を五万円に引き上げることになっておるわけでございますが、これと単位株制度とはどういふ關係になつておるのか、この両制度の差異というものはどういふところにあるのか、その点をお尋ねいたします。

○中島(一)政府委員 新設会社と申しましようか、法改正後に設立をされる会社につきましては、一株の単位を五万円に引き上げることになるわけでありまして、既存の会社につきましては、一株の単位を五万円に引き上げるのではなくて、一株の単位は現在のままで単位株制度という制度を設けるということになるわけでありまして。

○綴治委員 そこで、一株の単位、これは新設の会社は五万円に引き上げるわけでありまして、この中で端株という制度を設けておるわけでございますけれども、私もこういう關係、素人でわかりにくい面があるのですが、端株というのは果たして必要なのだろうか。わざわざ五万円という一株の単位に決めていくというのに、そういう端株というものはどうして設けるのだろうか、これは素朴な素人の質問かも知れませんが、そういうふうな疑問点があるわけでございますが、この点についてお答へをいただきたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 先ほど申し上げましたように、一株の単位を五万円ということに引き上げるわけでありまして、その場合に、新株の発行といたうことがあつたわけでありまして、新株の有償発行の際に株主に対して新株の引受権を与えるあるいは無償交付をするというふうなことがございます。その場合には、現在の取り扱いであります。と、現在の持ち株に対して一割とか二割とかいう割合で無償交付をする、新株の引受権を与えるということになるわけでありまして、一株持つておる株主に對しましては○・一株あるいは○・二株という新株が割り当てになるわけでありまして、現在でもそういうことが行われておるわけでありまして、現在の一株は、何と申しましても額面五十円、せいぜい時価が千円とか二千元

とかいふことになるわけでありまして、その○・一株あるいは○・二株というふうなものが出た場合でも、無償交付の場合は金銭によつてこれを清算しておるということでございます。

ところが、今回一株が五万円ということになりますと、その○・一、○・二ということになりますと、五千元とか一万元とか金額的にもかなりの金額になるわけでありまして、また小株主におきましては、自分の株が新株の割当によりましてだんだんにふえていくということを非常に楽しみにしておるというふうな人も少なくないわけでありまして、これを金銭で換算して清算してしまうというところは必ずしも好ましくないというところでありまして、そこで、一株の百分の一の整数倍に当たるものにつぎましてはこれを端株という取り扱いにいたしました。そして、その端株主というものは株主でないわけでありまして議決権はないわけでありまして、しかし、端株をだんだんに積み立てていきまして、ふやしていきまして一株になったときには株主としての扱いをする、こういうことが現実的にはなからうかというところで採用いたしましたのが端株制度である、こういうことになると思ひます。

○綴治委員 次に、単位未満株の問題でちよつとお尋ねいたしますが、法務省が提出されました昭和五十四年度の資料によりますと、千株未満の株式の持ち株総数が全体の○・八%にすぎないけれども、この株主の数は株主全体の二七・二%を占める、こういうふうに出ておるわけでございます。本改正案は、既存の上場会社については単位株制度、先ほど御答弁ありましたように新たに採用しているわけでございますけれども、特に単位未満の株を持つている零細株主の方々には自益権を認める、利益配当請求権などの自益権は認められるけれども、議決権などの公益権を認めない、こういうふうにされておるようでありまして、これには何か合理的な理由があるのかどうか。さらにまた、これは株主平等の原則というものに反するのではないか、こういうふうな新聞等でも論議が

出ているのでございますが、この点についてどういふふうにお考へなのか、お尋ねいたします。

○中島(一)政府委員 ただいまお話ございましたように、千株未満の単位未満株と申しましようか、千株未満の株式を持つておる株主は、人数において非常に多いのに、その株式数は○・八%という非常にわずかなパーセントになっておる、これはどういふことであらうかというふうに考へてみるわけでありまして、現在の証券取引の実態を申しますと、証券取引所におきましては千株単位に取引が行われておるわけでありまして、でありますから、通常の取引といたしましては千株の何倍かの株式を取得するということになるわけでありまして、それが先ほど申しましたような新株引受権を付与されたりあるいは無償交付を受けたというところで、だんだんに千株未満の株がふえてきた。そこで千何百何十株という株を持つた株主がふえてきておるわけでありまして、それで、それがどうして千株未満の株主になったかと申しますと、それは、千株にまとまつた株は、処分をする場合に通常の方法によつて証券取引所によつて処分ができる、しかし、それ未満のものにつぎましては、換価をするのが非常に煩わしいために、千株単位のものとは処分して、未満のものはそのまま残す、放置するといひましようか置き去りにして、残つておるといふのが実情ではなからうか。

こういう人々は株主としての意識と申しましようか、そういうものは非常に薄れておるという、自分が会社の株主として議決権を行使するといふような気持ちとはそれほど強くないというふうに考へざるを得ないわけでありまして、ですから、そういう人にとりましては、株数も先ほどのお話のようにわずかでございまして、意識もそういうことであるとするとすれば、そういう人の議決権の行使を制限することによつてそういう人に対する株主総会の通知その他を省略することができるといふことになれば、わずかな出資者に対して不相當に多額の株式管理費用をかけるということもなくな

るわけでありまして、株式制度を合理化するという意味においては、こういう利益考量と申しましようかによる判断というものは許されるものであろうということが、この単位株制度を設けた趣旨でございます。

○**綴治委員** 単位株制度は、別に法律で定めるときに強制的に一株に併合するというようにして、併合するようでありまうけれども、その理由はどういうところにあるのか、この点についてお答えをいただきたいと思うのです。初めから一株に併合する措置を講ずるという考えがなかったのだからかというところが一つです。

また、上場会社以外の既存の会社についても株式の単位の引き上げというものは行いべきではないのだからかという気がするのですが、この点について、まあこれはたしか午前中の質疑の中でも若干触れられていたと思うのですが、昭和二十六年でしようか株券が五百円ということにされたときに、既存の会社については任意だということであつたために五十円の株券がいまだに残つておる、こういうような事実もあるようでありまして、これを任意の形にしておくと、いつまでたつてもいままでのつながりでもたつたずると、せつかくの五万円株という一株の単位が守られずに行くのではないだろうか、こういうふうなことも考へるわけでございますが、その点についてお尋ねをいたします。

○**中島(一)政府委員** ただいまも申しましたように、単位未満株というのは特殊な制度でございます。と申しますのは、株主でありながら議決権その他の公益権は制限をされておるという特殊な制度でありまして、これは半永久的に存続をすべき制度ではないというふうに私は考へております。でありますから、単位未満株につきましては会社に対して買い取り請求をすることができなければならず、単位未満株というふうな非常に制限された株主の地位に甘んじない株主は、会社に対して買い取り請求をする、あるいはよそから単位未満株を買い取りまして一単位株として保有

するということも可能であります。そういうふうな本人の選択によりまして単位未満株を解消する、あるいは単位未満株のまま持つておきたいという人はその選択に任せるわけでありまして、將來直ちに一単位株を一株に併合するというのではなくて、若干の猶予期間を置きまして、その間に本人が選択に従つて単位未満株の処理をする、そしてその後単位未満株がどのように解消していくであろうとか、あるいは貨幣価値がどうなっていくであろうかというふうないろいろな事情を勘案しながら、しかるべき時期に一単位株を一株に併合するということを考へることが好ましいのではないかと考へておるわけでございます。

それからもう一点であります、非上場会社についても単位株制度をとる必要があるのではないかと御質問でございますが、私も単位株制度というのは非常に好ましい制度であるというふうに考へております。しかしながら、非上場会社ということになりますと、これは株式も公開をいたしておりません。株主の数もそれほど多くないというのが通常でございます。ですから、こういう会社に対しては単位株制度をとるようにはなからうか。でありますから、その会社それぞれ事情によりまして単位株制度をとることが好ましいということであるならば、会社の定款で単位株制度をとるというのを定めてもらいたい、これが私どもの考へ方でございます。

○**綴治委員** 立ち上つた御質疑につきましては、時間も私たちがいたしておりますので、また後日に譲ります。

次に進みたいと思ひますけれども、今回の改正案では子会社は原則として親会社の株式を取得することはできない、こういうふうになつてゐるわけでございますが、その理由はどのようなところにあるのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

現在自己株式の取得が制限されているので、子会社に親会社の株式を保有させているというのが

実情であるというふうにも言われているわけでありまして、ただ改正案が実施されましても、子会社の持つ親会社株式が一律に放出されるような事態は余り考へられませんが、社内に株式保有機関を設けたり、親会社の子会社持ち株比率を引き下げて子会社扱いをやめるなどが検討されているようだ、そういうふうにも新聞記事等では報道されているわけでございますが、こういう問題と絡み合せて、最初申し上げたような理由についてお答えをいただきたいと思ひます。

○**中島(一)政府委員** まず、自己株式取得の弊害というところでありますが、自己株式を現在の商法は原則として禁止をいたしておりますが、その弊害としては三つばかりのことが挙げられております。一つは、資本の空洞化をもたらすということでありまして、たとえてみれば、出資者に出資金を返すというふうな形になるわけでありまして、その分だけ資本が空洞化するということが弊害の第一であります。それから第二は、議決権の歪曲化ということを申ししますけれども、議決権の行使がゆがめられるということでありまして、自分の会社が自分の会社の株を持つておりましたと、その経営者の恣意によつて議決権の行使が行われる、議決権の行使がゆがめられるというのが弊害の第二点であります。第三点は、内部者取引による弊害があるということでありまして、いろいろ外部に知られない会社の情報を握つておりました経営者がその情報を利用して自分の会社の株の取引をするという結果になりますので、それによつて第三者が損害をこうむるというふうなことも出てまいります。

お尋ねの子会社による親会社の株式の取得につきましては、子会社というのは親会社に五〇%以上の株を持たれてゐる会社ということでございまして、ただいま申しましたような弊害がちょうど半分ぐらゐの形であらわれてくるということになるわけでありまして、半分の株を持たれておる場合には半分ぐらゐの形で弊害があらわれてくるというところでございまして、資本の空洞化という点に

つきましては、子会社が親会社の株を取得する場合に起こつてまいりますし、あるいは子会社が親会社の経営者の意を受けて親会社の株主として議決権を行使することによつて、議決権の歪曲化ということが起こつてまいります。あるいは内部者取引による弊害というものも起こつてくるわけでありまして、そういう点を考へまして、子会社につきましても親会社の株式を取得することができないという制度を設けたわけでございます。

○**綴治委員** いまの御答弁と若干重なる部分があるかも知れませんが、本改正案では株式の相互保有についても新しい規定をしてゐるわけでございますけれども、その中で、会社は、その発行済みの株式の総数の四分の一を超える株式を他の会社に保有されたときは、その有する当該他の会社の株式について議決権を有しない、こういうふうになされてゐるわけでありまして、その理由はどういうところにあるのか、若干重なるところがあるかも知れませんが、お答えをいただきたいと思ひます。

またさらに、これによつて株式の相互保有の制限の効果というものが実際に上がるのだろうか、こういうふうなこともちよつと疑ひを持つてございしますが、その点についてもお答えを願ひたいと思ひます。

○**中島(一)政府委員** ただいまの子会社は、自分の株式を五〇%以上持たれてゐる会社ということでございます。持たれたけれども、五〇%以上株式を持つてその会社を全面的に支配することができるといふことは、これははっきり言えることであらうと思ひます。しかし、実際問題といたしましては、株式がかなり分散をして保有されておりました、五〇%を持たなくても、その半分、四分の一ぐらゐ持てば実質的にある会社を支配することは通常見られるところでございまして、でありますから、四分の一の株を持たれた会社は、先ほど申しました議決権の行使の歪曲化ということから申しまして、自分の株式を持つておる会社の株式の議決権を行使することは弊害がある、これがこの制

度を設けた趣旨でございます。

それから、もう一点お尋ねございました実効の問題でございますけれども、こういう規定を設けて、そして四分の一の株式を持たれた場合にはその持った会社の株式の議決権を行使することを禁止するという、これは好ましくないことだということも商法の規定によって明らかにしたというところはそれなりの意味があるかと思うわけでありまして、それに加えて、現在すでにこういう実態の会社というものはかなりあるというふうについてお尋ねしますので、そういうものについて議決権の行使を制限するということで、それなりの実効はあるというふうに私も考えております。

○銀治委員 公正取引委員会、昭和五十年の十二月の十四日に、わが国の代表的な六大集団である、三井系、三菱系、住友系、芙蓉・富士銀行系、三和系、第一勧銀の各グループ、これの株式の持ち合いについての実態調査の結果というものも発表されておるわけでございますが、これらのいま挙げたような企業については、ある程度いまおっしゃったような効果も考えられるかも知れませんけれども、持ち合い比率を下げたり、また特に少しずつ環状的に株式を持ち合っている場合には、改正案の株式の相互持ち合いということについての規定では制限がでにくいのではないかというふうにも思うわけでございますが、この点についてはいかがでしょうか。

○元木説明員 お答えいたします。

ただいま局長からも答弁がございましたように、相互保有の弊害と申しますのは、資本の払い戻し、議決権の歪曲化あるいは内部者取引というようにどこに理由があるわけでございますけれども、そういいますと、相互保有そのものがすべて悪いことになったりしてきまして、これは必ずしも言えないのではないかと。場合によりましては、企業の相互の提携のために、円滑な業務の運営のために相互保有というものを認められてしかるべき場合があるのではなからうかということでございます。したがって、今回の改正案に

おきましては、すべての相互保有というものを禁止するというものではございませんで、非常に弊害が生ずるであろう相互保有についてはこれを制限していきたいということでございます。

○銀治委員 次に進みまして、株主総会の形骸化というものが指摘されているわけでございますけれども、今回の法律の改正案ではその是正のためにどういう方策を講じておられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○中島(一)政府委員 株主総会の形骸化ということが言われて、これまた久しいものがあるわけでありまして、それを活性化すると申しまして、か、生き生きとしたものにしなければならぬというのが識者の言でございます。そういうことは正のたのめの方策といたしまして、今回の改正法案で幾つかの規定を設けておるわけであります。その第一といたしまして、株主の提案権と取締役及び監査役の説明義務というものを規定いたしております。発行済み株式の総数の百分の一または三百株以上の株式を有する株主が、取締役に対して五日の六週間前までに書面を提出して一定の事項を総会の会議の目的とすべきことを請求するといふような場合には、それを会社は議題にしなければならぬとともに、提案の要領を各株主に通知をしなければならぬという規定でございます。取締役、監査役の説明義務につきましては、株主総会において株主の求めがあるときは、会議の目的である事項に關して取締役、監査役は説明をしなければならぬという規定であります。

それから第二といたしまして、議長の権限、株主総会における議長の権限というのをはっきりと法律の規定を置いたわけでございます。株主総会の運営を円滑ならしめるために、総会の議長は議事を整理し、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者に退場を命ずることができるという旨の規定を置いたわけでございます。

第三といたしまして、検査役の選任請求という規定がございます。総会の議事が適法に行われるかどうかというのを監視するために、株主から裁

判所に検査役の選任を請求することができ、選任された検査役はその調査の結果を裁判所に報告することを要するという規定でございます。

第四番目といたしまして、これは大規模会社であつて、かつ株主の数が千人以上の会社についてでありますけれども、書面による投票制度というものを設けたわけでございます。こういう会社にありましては、会社は株主に対して総会の招集通知とともに議決権の行使についての参考書類及び書面投票用紙を送付すべきものといたしまして、株主が総会の議題及び議案を理解することができ、書面投票用紙によつて書面投票することができるといふ制度でございます。

第五番目といたしまして、総会屋対策として利益供与の禁止という規定を置いておるわけであります。これも株主総会の形骸化に対する一つの手段として、これは言えようかと思うわけでございます。

○銀治委員 いろいろいまお答えをいただいたわけでございますけれども、確かに今回の改正案で、株主の権利を強化するための提案権とか取締役等の説明義務云々と先ほど御答弁いただいたとおりものものがされてきているわけでございますけれども、そういう点では確かに株主の意思をできるだけ総会に反映させるという方策が講じられているとは思いますが、逆にならぬように、考えてみますと、営業報告書、こういうことについては株主の承認を要しないというふうに変えておりますし、また、大会社においては、監査役、会計監査人の適法意見があれば貸借対照表や損益計算書は総会の承認を要しない、こういうふうにして、むしろ私どもが考えますと総会の権限を縮小する、こういう方向にあるのではないかと。これは、最初にも申し上げました昭和四十九年の商法改正のときの当委員会の附帯決議、これはそういった点についても特に要望が出ていたわけでありまして、それとも逆行するものではないかと、こういうふうにも思うわけでございますが、この点

についてお答えをいただきたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 営業報告書の問題と計算書類の問題と分けてお答えをさせていただきます。

まず、営業報告書について株主総会の承認を要しないこととしたのはどうしてか、こういう御質問でございますが、営業報告書というのは、その営業年度における営業の概況を記載した文書でありまして、そこに記載されておりますのは事実であります。したがって、これはその処理の方針がよかつたか悪かつたかというふうな問題ではなくて、あくまでも事実でございますので、その事実が真実であるか否かというのを承認するということになるわけであります。ところが、この営業報告書の記載が真実であるかどうかというのを会社の経営に直接関与しては株主に判断させるというところは、これはきわめて困難なことであると思います。これを株主総会の承認の対象とすることは、そういうふうな困難であるばかりでなく、結果的にはその承認の制度そのものが実効性のないものになる、承認があつたということによつて取締役あるいは取締役会が責任を追及されるのに対する免罪符と申しまして、隠れみのになるおそれがある、こういうことでございます。

でありますから、今回の改正案におきましては、営業報告書に記載されたところが真実かどうか、あるいは記載すべき事項が記載されているかどうかという点については、会計の専門家でありまして会計監査人及び会社の機関として会社の内部事情に詳しい監査役がこれを監査をして、そしてその結果を監査報告書に記載をして営業報告書とともにこれを株主に送付をする、そしてさらに営業報告書の内容を株主総会で報告をさせることの方がいいということになったわけでございます。

それから、もう一点は、損益計算書あるいは貸借対照表等の計算書類でございますが、確かに現在の制度のもとにおきましては、会社の大小を問わないで貸借対照表とか損益計算書というものは株主総会の承認を要するというにしておるわ

それから、無償、有償でございますが、無償というのは文字どおり何らの対価なしにということでございます。有償であつても無償に近いような場合と申しますのは、何らかの名目があるわけでありまして、株主権の行使に關してという名目ではなくて、他の何らかの名目があるわけでありまして、たとえば広告料という名義で金を受け取つたとか、あるいは印刷物その他新聞の購入代金として金を受け取つたというような名義はあるわけでありまして、けれども、広告料と申しましてほとんど広告の機能を果たしてないようなそういうものの広告料名義、あるいは印刷物と申しまして何らの価値のないようなパンフレット、そういうものの対価名義ということになれば、それはやはり株主権の行使に關してという推定を受けるというところでございます。

○綴治委員 若干具体的に触れられておつたので、わかるようなわからぬようなところもございまして、先に進ませていただきますけれども、罰則規定ですか、この中に現行商法の第四百九十四条と改正後の商法第四百九十七条との關係、これをちよつとお聞きしたいのですが、いままで總會屋というものに対する罰則規定というのが現行の中であるようにございまして、今度はそのもつた方の總會屋ではなくて、やる方の側、能動的な立場にある取締役等のやつたことが、事実発覚すればこういう罰則規定というものが設けられていくように思ふのですが、そこに大變差があるような気がするわけですが、ちよつと私も、たびたび申し上げるようで恐縮ですが、全く素人で、同じ罰則を設けるならば同じ形でいいのじやないかなというふうにも思ふのですが、その違いというものはどういうわけであるののだからかというふうな疑問に思ふのですが、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○中島(一)政府委員 四百九十四条は、總會屋に対する贈収賄というものを俗に言われております規定でございますが、これは不正の請託というところが要件になってまいります。そのかわりに、請

託をするのはその主体はだれでもよいということになります。それに対して、四百九十七条の方は不正の請託という要件はございません。請託があつてもなくても、議決権の行使に關して利益の供与があればこの犯罪は成立をする、ただしそれは会社の金を使うということが要件になってまいります。でありますから、四百九十四条と四百九十七条の場合は、典型的な形では両者違つておりまして、場合によつては四百九十四条にも当たり四百九十七条にも当たるといふこともあり得るかというふうな考へております。

○綴治委員 ちよつと質問が前後して大變恐縮でありますけれども、先ほどから株主總會の形骸化をなくすという方向で取締役等の説明の義務というものを入れたというふうにもありますが、これについては要するに質問権ということでしょうか。株主總會が開かれた、その中で株主が隨時質問をしてもよろしいということになるのでしょうか。この点、ちよつとお聞きをいたしたいと思ひます。

○元木説明員 お答えいたします。

今回の改正法律案にございます説明義務は、当然質問権があるということと前提にして規定したものでございます。ただ、質問権というそのまゝを規定いたしませんでしたのは、およそ會議体である限り、その構成員はその議題について当然質問する権利はあるのではないかとこのこととございまして、したがつて、そのような当然認められるものを法律に改めて規定するといふことはいかかかというところで質問権といふことは避けまして、そしてむしろ逆の立場から、取締役、監査役の説明義務といふことにいたしましたわけでございます。それと同時に、これに伴ひまして取締役、監査役には質問に答える義務がございしますので、總會にも出席する義務があるといふことも明らかにしたといふこととでございます。

○綴治委員 さらに、先ほどの御答弁の中にありました大社における書面投票制度などを認めるというところもございました。これも私はよくわか

りにくいのですが、いままで白紙委任等をもつて總會に参加していろいろやつていたようでありまして、これを特に取り入れて事実上どういふところにメリットがあり、違ひがあるのだからか、そういうこともちよつと疑問に感ずるのです。その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○元木説明員 お答えいたします。

書面投票制度は、これは会社が書面投票用紙を全株主に送りまして、株主がその書面投票用紙に所要事項を記載いたしまして会社に送り返しまして、そのときは、もし株主が總會に出席しなければ、その用紙そのものが議決権の行使のために用いられるといふこととでございます。これに對しまして委任状の方は、委任状を株主が会社に送り返しまして、たときに委任の申し込みになるわけとございまして、したがつて、もしその委任状に会社に氣に食わないことが書いてあるといふことになれば、会社としてはその委任の申し込みを承諾するといふ必要はないわけとございまして、したがつて、必ずしも株主の意思がそのまま議決権として反映するといふことがございせん。その点から考へまして、書面投票用紙の方がより直接株主の意思を反映するのではないかとこのことで、制度を改めたわけとでございます。

○綴治委員 先ほどちよつと触れました營業報告書についてお聞きしたいのですが、企業が使ひ道を明らかにしないといふいわゆる使途不明金、これが企業のディスクロージャーの面で大きな障害となつておるといふこととございまして、この企業の使途不明金や總會屋に対する支出、政治献金などはできるだけこれを公表すべきだろう、こういうふうな考へるのではありませんか、本改正案ではどういふ配慮がなされておるのか。これは營業報告書と絡みまして、この記載方法等について法の中には内容についてうたわれてないわけとございまして、これはいろいろお尋ねしてみたら省令にゆだねるというふうなこともなつておるやうでございまして、改正法案の中では業

務報告書——これは營業報告書になると思ひますが、業務報告書として内容九項目を具体的に触れておつた。これが使途不明金との絡みで、私は、むしろこういうものは省令ではなくて、法の上ではつきりしておいた方がいゝのではないかと申すわけとございまして、その点についてお尋ねをいたします。

○中島(一)政府委員 營業報告書の記載事項でございまして、營業報告書には、会社の業務及び會計に關する事項のうち貸借対照表または損益計算書に記載されない事項であつて株主に直接開示しなければならぬ重要な事項を記載しなければならぬといふふうな考へております。その記載方法は法務省令で定めることになつておるわけでありまして、改正法案に記載してあります事項も含めて検討中とございまして、その記載事項を考へます場合に問題になりますのは、企業秘密の漏洩にならないといふこと、それから開示のために不當の費用がかからないといふやうな点を中心に考へてまいりたいといふやうに思つております。

○綴治委員 この点については、ここでは省令にゆだねるというところになつておりますので、ひとつ明確にすべきであらう、こういうふうな要望を申し上げておきます。

次に進みたいのでございまして、会社の不正行為についてこれを防止するために、代表取締役など一部の取締役の独断専行をチェックするといふことが非常に肝要である、こう思ふわけとございまして、今回の改正案の中ではどういふふうなそういう方策を講じているのか、お尋ねいたします。

○中島(一)政府委員 取締役会の代表取締役に対する監督権限の強化について、改正法は幾つかの規定を用意いたしております。

まず第一といたしまして、監督権限を法律の規定ではつきりと定めたといふこととございまして、取締役会は代表取締役の業務執行について監督をする権限があるといふことを法律の規定ではつき

りと定めることによりまして、この権限が有効適切に行使されるようにというのを期待しておるわけでございます。

それから第二といたしまして、取締役会の議決すべき事項というものを、これまた法律で定めたわけでございます。会社の業務執行は取締役会が決定するということになるわけですが、実際にはすべての業務執行について取締役会が決定をするという事は不可能でありますために、その一部については、これは代表取締役委任せざるを得ないわけでありまして、しかしながら、余りに過大な権限が代表取締役に移されるということは、取締役会の権限が弱体化するわけでありまして、今回の改正案におきましては、取締役会がみずから決定しなければならぬ、代表取締役には委任することができない事項というものを列挙いたしまして、その監督権限の強化を図っておるわけでありまして、

第三は、代表取締役の報告義務であります。代表取締役は少なくとも三月に一回は取締役会に業務の執行の状況を報告しなければならないということにいたしまして、取締役が業務執行に関する知識を得ることによって、代表取締役に對する監督権限が適切に行使できるようにという規定を置いております。

それから第四番目といたしまして、取締役会の招集権に関する規定を設けたということでありまして、現行法のもとにおきましては、取締役会が取締役会の招集権者を定めたときは、その他の取締役は招集権を有しないということになっておるわけでありまして、今回の改正案におきましては、たとえ取締役会の招集権者が定められていない場合であっても、招集権者以外の取締役は、招集権者に対して、会議の目的である事項を記載した書面を提出して取締役会の招集を請求することができ、そして、招集権者である取締役がその請求があつたときから五日以内に招集通知をしない、あるいは五日以内に招集通知がされてもその取締役会が請求の日から二週間以内でないとき

きは、請求をした取締役はみずから取締役会を招集することができるといふ幾つかの規定を準備いたしまして、取締役会の代表取締役に対する監督権限というものをはっきりさせたわけでございます。

○綴治委員 この三月二十八日付の読売新聞の社説の中で「社長の社会的責任を問う」、こういう見出しで、この前事件のございました札幌トヨベットの事件が論じられていたわけでありまして、その最初には、「株買い占めの誠信グループに加わり、巨額の損失を出し、優良企業と信じられていた会社を倒産に追い込んだ岩沢グループのオーナー経営者、岩沢靖氏の失敗ほど、近ごろ世間に大きなショックを与えたものはない。」確かに私も新聞記事を読んで、これは大変なことをやつたものだ。しかも、それが大変信頼があつたと言われておつた社長がこういうことをやつておつたということですね。これはいづゆる公私混同の乱脈経営によつてこういうことが起こつたんだと思ふのでありますけれども、これと同じような事件というものが依然として後を絶つていないというのが実情であるかと思ふのです。こういう場合に会社でまず考えられるのは、社長にいま権限が集まり過ぎていふような気がするわけでありまして、本来この社長をチェックすべき立場にある取締役会や監査役などが全く機能を失つたのではないかとということなんです。こういうことを踏まえて、いま御答弁があつたような、さらに強化する、また、社長だけでなく取締役会にも大きく権限を持たせていくというふうに改正はされるということで出されたということは十分わかるのでありますけれども、問題は、現行法のもとにおいても、本来これらの機関は社長をチェックすべき立場にあるし、できたのではないかとこのように思ふのですけれども、それが完全になされていくとこういう事件が起つておる、あちこちでも起つておる、こういう状況ですね。これは一体どういふところに原因があるというふうにお考えでしょうか、お尋ねを

いたします。

○元木説明員 御指摘のたゞは札幌トヨベットの倒産が相次ぐわけでございますけれども、それだけの事情によりましていろいろニュアンスは異なるわけでございますが、一般的に札幌トヨベットの例に代表されますような場合でございますと、これはやはり会計監査が不十分だったのではなからうかということでございます。つまり、保証債務というものは、現行法のもとにおきまして、これは条件つき債務でございますから、必ず貸借対照表の負債の部には計上しなければいけません。これは一括して貸借対照表に注記しなければいかぬということになっておるわけでございます。したがって、本来貸借対照表の本文あるいは注記等で計上されなければならぬものが計上されていないということになりますれば、これは公正な会計監査が行われていないということでありまして、十分に防止し得たはずでございます。それができなかったということは、これはやはり外部の会計監査というものが入つていないかたののではないかとこのように思ふのであります。

今回の改正法律案におきましては、御承知のように、負債が二百億円以上の会社につきましては会計監査を受けなければいかにということになっておるわけでございます。札幌トヨベットの例でございますと、これは当然会計監査人が入るということになりますので、公正な会計監査が行われれば当然事前にチェックできたのではなからうかと思ひます。

○綴治委員 確かに御答弁のとおりであろうかと思ふのですが、これもたゞまへ論のような気がするのです。午前中にも稲葉委員も若干さういふことに触れて質疑をなさつていらつしやうと思ふのでありますけれども、やはりさういふ副社長とか専務とか常務とかいふような常務会のメンバー、こういうのがいましても、これは実質的に

には社長の部下になつておる。それから監査の立場にある人たちも、選任はやはり社長の権限にあるというふうな感じがいたしますし、株主総会の決定というふうなことはありますけれども、監査役の場合でもそうなると思ひますけれども、実質は選任権、すなわち候補者を実際に決めるときにはやはり社長が決めてしまふというふうなことから問題が起つてくるのではないかとこのように思ふわけでございます。

結局、こういった法改正を強力にさらにされていくということでございますけれども、その実効性が上がるかどうかということについては、企業の姿勢、とりわけ経営者である社長といふものの姿勢がどうあるにかかってくるんじゃないか、いわゆる責任感といふものがモラルといふものです。こういうものにかかってくる分野が大変多いというふうにおもひます。

私も議員になつて大分になりますけれども、やはり一番この政治と行政の間にある痛感するのは、確かに予算ができて、制度ができて、法の改正をやり、建物等はできていって、一番肝心ないま申し上げたようなところをどう押さえるかといふのは、非常に厳しい面があるわけですね。これは何らかの形で、そういうことに対する指導なり、いろいろな押さえる点ができないかというやうなことに思ふわけでございますけれども、そういう点についての御意見とお考え等がございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○中島（一）政府委員 確かに、ただいまおっしゃいましたように、人の問題であり、その人の姿勢なり倫理なりの問題であるというふうなことを考えるわけでありまして、私どもとしては、その制度をどうするかということが中心でありますので、まずその制度を整備いたしまして、そしてその内容が充実をしていくのを期待するという立場でございます。

○綴治委員 これはなかなか法務省当局が触れにくい分野であるとは思ひますけれども、そういう議論を交わす中で、またいろいろ話し合ひ

等の中で、そういったものの確立というものはひとつ指導的な立場でやっていった方がいい、こう思うわけであります。

次に、今回の改正法律案による取締役会の権限強化は御答弁をいただいたわけですが、通常、大会社におきましては常務会というものが持たれて、実質はここにいる措置されているようにありますけれども、この関係はどういうことになっているのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○中島(一)政府委員 商法上の制度といえしは取締役会それから代表取締役ということになるのかと思ひます。それ以外に、事実上常務会という制度が世上あるわけでありまして、これはたとえて言えば、社長の諮問機関というふうなことになるのではなからうかと考へるわけでありまして、私も今回の改正におきまして、常務会あるいは経営委員会というふうな機関について規定を置くべきかどうかということも考へたわけでございまして、それと取締役会との関係はどうするかというむずかしい問題がございまして、ここで常務会なり経営委員会なりの規定を置きました、これを法律上の制度として認知することになりますと、せっかく私も取締役会の権限の強化充実ということを考へておりますと矛盾することになるのじやなからうかということもありまして、今回は常務会あるいは経営委員会に対する規定は見送ったというのが実情でござい

○銀治委員 実際には、いままでは大会社では、取締役会が月に一、二回くらいしか開かれないう実情があるわけですね。こういう実情の中で、取締役会の権限強化という法改正だけをやって実効があるだろうか。重ねての質問になりますけれども、その点どういうように考へえなんでしょうか。また、特に現行では常務会に監査役の出席ができるようになってはいるが、上場会社の中で半数ぐらいいかないかというふうにも聞いて

いるわけですね。そうしますと、こちらあたり、常務会が本当にいまのままの機能を生かしていきうなことがあったり、監査役がそういう形では出席できないしチェックもできないということになると、実効性はきわめて薄いのではないかという心配がずいぶんあるわけでありまして、重ねてその点についてお尋ねをいたします。

○元木説明員 お答えいたします。

現行法のもとで常務会はどういう法律上の評価を受けるかというところでございまして、先ほど民事局長が申しましたように、これは代表取締役の諮問機関ということになるかと思ひます。つまり、会社の業務執行につきましましては、すべてを取締役会が決定することにはできませんので、かなりの部分を代表取締役が決定することになるわけ

でございまして、その代表取締役が決定すべき事項について、常務会が社長の諮問機関として決定をしていくということになるわけでございます。そこで、今回の改正法律案におきましては、まず代表取締役が自分だけで決定される事項をできるだけ狭くいたしまして、逆に言いますと、取締役会できなければ決議できない事項をできるだけ多く書くというところにいたしましたわけでございます。そのことによりまして、代表取締役の決定権限が狭くなりますので、相対的に常務会の決定すべき事項も減ってくるということになるわけでございます。したがって、よしんば監査役が常務会に出席できないというふうな会社におきましても、取締役会の権限が大きいわけでございますから、取締役会に監査役が出席することによって相対的に監視機能が果たせるのではないかといたしてござい

○銀治委員 次に進みますが、今回の改正法律案の中で、監査役制度の改善のためにいろいろ措置をされているようでありまして、具体的にどういうふうな方策を講じているのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

会社の従業員が成り上がつて監査役になり、あるいは監査役が取締役とセットで役員の一ポスト

にされておるといふ実態を考へますと、恐らくそのような御説明をいろいろいたしたくでありましよう手当てをしても、会社の不正行為の防止には役立たないのじやないだろうか。また、経営者サイドからいろいろ話が伝わっているのを聞きますと、こういうことをやっても手間はかき食つてしようがないのだ、改正されても実態面はほとんど変わらないうじやないかというふうな、その効果を疑問視する声も出ておるわけでございますが、こういった問題について忌憚のない御意見をお伺いをいたしたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 最初に、監査役の権限強化の問題でございまして、改正法案は、この点についても幾つかの手当てをいたしまして、まず第一に、監査役は支配人その他の使用人に対して直接会社の営業に関する報告を求めることができるという規定を新設いたしております。

第二に、監査役は、取締役が法令もしくは定款違反の行為をし、またはそのような行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会にこれを報告しなければならぬ、そのために必要があるときは、取締役会の招集権者に取締役会の招集を請求することができ、そして、招集権者が一定の期間内に取締役会を招集しないときは、監査役がみずから取締役会を招集することができるといふ制度を設けておるわけであり

第三といたしまして、監査役が作成する監査報告書の記載事項を拡大いたします、充実いたします。それによつて監査がより詳細かつ正確に行われて、監査の実効性が上がるようにという配慮をいたしております。

第四番目といたしまして、資本の額が五億円で上または負債の額が二百億円以上のいずれかの要件に該当する会社におきましては、監査役は複數、二名以上でなければならぬ、しかもそのうちの一人以上は常勤としなければならぬということにいたしました。充実をした監査が行われるようにというところで新しい規定を設けたわけ

以上が監査役の権限強化の問題でございまして、それとともに監査役の地位を強化するということも考へておるわけであり

その方策といたしまして、まず第一に、監査役の報酬は株主総会において取締役とは区別して決議すべきものである、取締役の報酬と別枠に決めるということにいたしました。また、監査役は総会において監査役の報酬について意見を述べることができるといふことにいたしました。監査役の報酬が不当に低くされないように配慮をいたしますとともに、株主総会において数人の監査役の報酬を一括して決定をされた場合には、各監査役の受けるべき報酬の額は監査役の協議をもつて定めるといふことにしたわけでありまして、報酬について取締役会の影響を受けることを排除したわけであり

第二番目といたしまして、監査役が監査費用の支払いを監査の前あるいは後に請求いたしました場合には、会社は、その請求された費用が監査のために必要でないということを立証しなければ、その支払いを拒絶することができないということにいたしました。監査役が監査を行うについての費用の点について、取締役会の不当な影響を受けないようにという配慮をいたしております。

そういうふうないろいろな制度を考へるとして、監査役の実情から考へて果たして実効を期待し得るのかどうかというお尋ねでございまして、確かに大分以前には、監査役は閑職と申しましようか、あつてもなくてもいい職であるといふようなことを言われた時期もあつたように存じておりますが、だんだんに社内監査の重要性、監査役による監査の重要性というものが認識をされてまいりました。これは企業にも認識をされてまいりましたし、監査役の方も認識をしてきたということであろうかと思ひます。特に昭和四十九年に監査役についての権限の強化、地位の強化についての改正が行われましてからは、事態は一変したと申しましようか、かなり変わつてきたといふふうに私も考へております。監査役の自覚の面

におきまして、また企業が監査役を見る目と申しましようか、監査役に期待する面ということから申しましても著しく変わってきた。それを今回の改正によつてなお一層監査役の権限を強化し、監査役の地位を高めるということを考えておるわけでありま。

もちろん、内部監査でありますから、内部監査なりの限定、限界があるということとは私も承知をしておるわけでありまけれども、その許される限度内においてできるだけ監査役の地位を高め、権限を強化するという制度を考えておるわけでありまして、監査役としてそれにふさわしい人が選任をされまして、その実効を上げていただきたいというのが私の期待でございます。

○鑑治委員 それはおきまして次にまいりますが、新株の引受権つき社債、この社債の件でちょっとお尋ねするのですが、この新株引受権つき社債の発行を今認めることにしているわけでありまけれども、それはどういう内容を持つてゐるのか、さらに、この発行を認めることにした理由はどういうところにあるのか、この点をお尋ねいたします。

○元木説明員 お答えいたします。

まず、新株引受権つき社債と申しますのは、社債権者に社債を発行した会社の新株引受権が与えられる社債でございます。この新株引受権でございますけれども、これは社債の発行後の所定の期間内に所定の発行価格で所定の数または額の社債を社債発行会社に請求できる権利でございます。新株引受権つき社債には分離型というのがございまして、これは社債権と新株引受権とが別々の証券で表彰されて、別々に譲渡することができると、非分離型と申しまして、社債権と新株引受権が一つの証券で表示されまして、これは別々に譲渡できないものがあるわけでございます。

こういうものを認めることとした理由の第一は、会社の資金の調達を多様化を図ることとでございます。御承知のように、現行法のもとでも株式会社は社債を発行することができま

すし、またその一変形といたしまして転換社債というものを発行することができまわけでございます。ところが、転換社債の場合には、もし転換を請求いたしますとその社債が株式に変わつてしまひまして、社債権者の手元には社債はなくなるといふこととございまして、これに對しまして、新株引受権つき社債につきましましては、新株引受権を行使いたしますと、社債も社債権者の手元に残りますし、それに加えて新たに株式が来るということとございまして、両方とも持ちたいという人の要望にこたえるということになるわけでございます。それと同時に、会社にとりましても、社債の資金もそのまま会社に置いておく、それから新株引受権の行使によつて新たに資金も導入できるといふメリットがあるということとでございます。

その次の、理由の第二といたしましては、新株引受権つき社債を、為替相場の変動によつて損害をこうむる、為替リスクと申しますけれども、これを回避するための手段として用いることができるという点でございます。近時、外貨建て債権を有する会社が増加してゐるわけでございますけれども、このような債権を回収する場合に、為替相場の変動によつてその会社が損害をこうむるといふ場合がございまして、こういう損害を回避するためには、会社が外貨建て債権を持つておられますらば、それと同じ外貨で逆に借金をしていればよろしいということになるわけでございますけれども、その借金をするための利息が高いときには、コストがかかつてしまつて必ずしも為替変動による損失の回避にならないという問題がございまして、ところが、新株引受権つき社債にとりましましては、社債権者といたしましては、その新株引受権の行使によつて将来利益を得るかもしれないといううまみがございますので、たとえ社債の金利を安くいたしましても社債を買つてくれるということになります。したがいまして、外貨建て債権を持つた場合に、それと同じ外貨で新株引受権つき社債を発行するということにいたしますと、そこで為替相場の変動による損失を回避することができ

きる、そういうメリットがあるわけでございます。以上でございます。

○鑑治委員 最後に一つお尋ねをいたしますが、最近日商岩井の香港法人の件での新聞報道がなされておつたわけでありまけれども、この香港法人が為替投機に失敗をいたしまして大変巨額な損失を出して、それを日商岩井本社が全額負担するということを決めた、こういうようなこととございまして、これはわれわれにとつてみて大変遺憾な事件であるというように思ふのですが、このような大企業の海外における不正支出の実態ということから見ましても、さきの試案にありました連結財務諸表開示制度、こういうものがやはり必要じゃないかというふうに思ふのでございまして、今回の改正案ではこれが落とされてゐるわけでありまが、この理由についてお聞かせを願ひたいと思ひますし、これらの事件に對してどういうふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○元木説明員 お答えいたします。確かに先生おっしゃいますとおり、連結財務諸表というものをつくることによりまして企業集団での総合的な財務状況がよくわかるわけでございます。したがいまして、現在証券取引法でも連結財務諸表規則等がございまして、連結財務諸表の提出を義務つけていることとございまして、けれども、実は実態といたしまして、たとえば資本金が数百億あるいは数千億の会社におきましては大変たくさんの子会社を持つてゐるわけでございます。中にはあるいは資本金が百万程度の子会社というものもあるわけでございます。そういういたつてゐるという場合に、その全部について連結財務諸表を作成するということは実際上不可能でございます。また、百万程度の子会社でございまして、これは親会社に対しての財務状況が影響するということもほとんどないわけでございます。余り作成するメリットもないという問題もござい

います。したがいまして、どの程度以上の会社について連結財務諸表を作成するかということがまず問題になつてくるわけでございます。したがいまして、試案では連結財務諸表の制度を今回設けるべきかということと提案がされたわけでございますけれども、これについてはただいま申しましたように技術的な問題が非常にあるということとでございます。

それと同時に、前々から民事局長等もお答え申し上げておりますように、今回の改正におきましては、企業の自主的監視機能ということ等を早急に確立するという点から立法を急ぐという要請もございまして、この問題につきましましては今後の検討にまづということと、今回は特に取り上げなかつたということとでございます。

○鑑治委員 本日は、私が用意しておりました質問ももう終わりましたので、若干時間が残りましたが、これで終わらせていただきますが、各論的なものにつきましましては、また次の機会にやらせていただきます。

ありがとうございます。

○高島委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 それじゃ、速記をつけてください。

岡田正勝君。

○岡田(正)委員 できましたら大臣から、なんでしたら局長さんでも結構でございます。

今回の法案で一番目玉になつたといひますか一番争点、争点といつてもおかしいのであります。業界の中で対立関係を生んでおります一番大きな問題というのは、監査を受ける対象の会社を資本金十億円以上で暫定措置できておりましたものを、今度は本法へ戻して五億円以上の会社ということにいたしますことについて、業界においてずいぶん議論を呼んでおりましたことは御承知のとおりであります。

さてそこで、こういう日本の経済にかかわりの非常に深い商法の改正などにありましては、でき

るだけトラブルがない方がいい、できるだけお互いの理解の中で生きていく方が一番いいと思うのであります。そういう点で、またのうわさを聞きますと、いや十億円がいいんだという声もありますし、いや本法に戻して五億円が正当であるという声もありますし、また、急激な変化というのはどうだろうか、中をとって七・五億円ぐらいというのでもうどうだろうかという声もしきりに聞こえてくるわけでございます。

そこで、こういう問題の解決につきましては、当局におかれましてもしこりを残さぬように十分政治的な配慮も払われておることと思うのであります。大要答弁のしにくいことであると思えますけれども、しこりを残さないような配慮をどこまでなされておるか、よろしければお答えいただきたいと思うのであります。

○奥野國務大臣 率直にお答えをいたしたいと思

います。株式会社であります以上は、その責任の限度が株式会社保有の財産に限られているわけでございますから、株主でありますとかあるいは債権者でありますとか、こういう人のことを考えますと、適正に会計運営をしていただき、それが明らかになっておることが大切じゃないだろうか、こう思っています。また、そういう使命を帯びて公認会計士制度があるわけでございまして、昭和四十五年の法制審議会の答申の際には、一億円以上の会社については公認会計士制度を導入すべきだということであつたわけでございました。現行法は五億円以上の会社は公認会計士の監査を受けなければならぬというのを義務づけているわけであります。ただ、五億円以上でありまして株式市場に上場されてない会社、これは十億円までであればこの適用を除外するというようにしておるわけでございます。

今回、企業の会計経理、一層適正であるように担保していくためにはやはりある程度これを広げていきたい、そういうことで、五億と十億の間の非上場の会社についても適用することにしたわけ

でございます。もともとこの部分だけ外しましたのは、公認会計士制度を導入してすぐから広げていくというよりも、だんだんと公認会計士制度になれてくる、公認会計士制度の実態も充実していかないやないかという議論もあつたし、ものから、そういう意味で五億から十億までの間の非上場の会社の適用除外を今回適用するようにさせていたわけでございます。

ところが、税理士会の方からいろいろ注文が出てまいつたわけでございます。公認会計士協会の方では、法制審議会の答申をそのとおりやってもらいたいというのが私は筋道だろうと思えます。税理士会は税理士会としていろいろお考えがございまして、法制審議会の答申につきましていろいろ御意見がございました。岡田さんおっしゃいますように、できる限り話し合いのできるものは話し合いをつけて提出したいということで、そのために相当の日数をかけたわけでございます。

その結果、先ほど民事局長から御答弁申し上げたことではございますけれども、資本金五億円以上は非上場の会社についても適用する、これは動かさないかわりに、売上金額が二百億円を超える企業にも適用するというようにしております。これを、これを外してしまひました。負債額が百億円以上のものに適用するというようにしております。たの、これを百億円から二百億円に上げたわけでありまして、さらにはまた、一億から五億の間の株式会社につきましても、この公認会計士制度、会計監査人制度、これを適用することができるといふ一種の奨励規定を置くことにしております。の、これもやめてしまひました。同時に、公認会計士の業務と税理士の業務とが競合しないようにしていかなければならぬわけでございまして、それぞれ証券取引法等に規定があるわけでございまして、同じことを商法の中にも重ねて持つてきて、その精神をさらに一層浸透させるように持つていこう、この税理士会の御希望も取り入れたわけでございまして、かなり法制審議会

の御答申を税理士会の希望に基づきまして変えたわけでございます。

その希望に基づいて変えました以外は、全部法制審議会の答申のとおり今回立法化させていただいてるわけでございまして、私たちとしては、税理士会には十分御満足いただけたはずじゃないか、こういう考え方で提案に至つたわけでございまして。

○岡田(正)委員 それでは次に、取締役の責任の問題について質問をいたしますが、この改正試案の中には出ておつたこととありますが、商法の四百九十四条、この中で「不正ノ請託」という言葉があるわけでございまして。これはいづく因縁つきのものでありまして、「不正ノ」という言葉は、わざわざ貴族院で修正になつてついたという因縁があるわけですね。これはいろいろと巷間伝うところによれば、いや、これは政治家の権利を守るために無理やり突っ込んだ文句であるというふうな、いろいろ風評が流れておるわけでありまして、このことにつきまして、改正試案の中では、この「不正ノ」という三つの文字はのけたらどうや、それをのけなければ、本当の意味におけるいわけの総会荒らしの防止対策にはならぬのではないかと、それから、会社の企業経理のいわゆる公正な運営といふこともあり得ないんじゃないかというところがしきりに言われておつたわけでありまして、そこで、警察庁の方からお見えいただいておりますか。警察庁の方に先にお尋ねをさせていただきますか。――警察庁の方に先にお尋ねをさせていただきますか。――現在ありますこの商法の四百九十四条で過去立件したようなもののどの程度あるものか、できれば具体例を少し挙げながら御説明をいただくと思つたのであります。

○漆間説明員 お答え申し上げます。数字的なものは必ずしも手元に資料がございませんので、手元にごさいます資料から拾つてみましたが、過去に警察におきまして商法の四百九十四条を適用して検挙いたしました例といたしましては、昭和四十年に東洋電機のカラータレテレビ事件というのがございまして、これは警視庁で検挙い

たしましたが、東洋電機製造株式会社の役員に、会社の新製品開発に関する経営上の失策があつたといふことにつけ込みまして、この株主総会において一般株主の追及発言を抑えるように、総会屋に不正の請託をして現金を交付したといふ事件でありました。これが四十年に検挙されております。

それから、四十八年に図書印刷事件というのがございまして、これも同じく警視庁で検挙いたしておりますが、赤字に苦しむ図書印刷株式会社の代取から、同社の臨時株主総会に提出する再建案を原案どおり可決して、会社役員に責任追及であるとかあるいは議案に対する反対発言などしないように、総会屋に不正の請託をして現金を供与したといふ事案でありました。これは同じく四十八年に警視庁で検挙されております。

それから四十九年に、これは兵庫県警で検挙いたしておりますが、津上事件といふのがございまして、株式会社津上の役員から、同社の経営上の失策を株主総会において株主から追及されるのを封じるために、総会屋に不正の請託をして現金を供与したといふ事案で検挙されております。

数字的なものはちよつと判然といたしません。過去の検挙事例としては、主なものとしてそういうものがございまして。

○岡田(正)委員 大変答えにくい質問をさせていただきますが、今回のこの改正試案をおつくりになる道程におきまして、警察庁としては、この商法第四百九十四条の中の「不正ノ請託」とある中の「不正ノ」といふのを取り除いてもらへば、一〇〇%とまではいきませんが、もうほとんどいわけの総会荒らしの防止対策としては手が打てた、もうこれさえあれば十分といつて非常に喜ばれたといふ話を聞いておるのであります。ところが、この法案が出てきてみたら、すかつとこれが姿を消しておるわけでありまして、その点について御感想はいかがでありますか。

○漆間説明員 初めに試案の段階で「不正」を削るといふ案が出ておりました、それに対して当時

の捜査第二課長が、非常に賛成である、総会屋対策上有効であるという趣旨の意見を法務省にも述べましたし、それから雑誌等にもその意見を発表したという経緯はございます。したがって、私どもとしては、この「不正ノ請託」ということが「不正ノ」が抜けずと非常に対策上有効であるというように考えておりましたけれども、今回の案では、それにかわりまして、御承知のように新しい四百九十七条の禁止規定ができましたら、株主権の行使に関する利益の供与等が禁止されるという規定ができましたので、総会屋の活動態様にはいろいろな態様があると思っておりますけれども、主たるものは株主権の行使に関連して金銭の供与を得るという形態でありますだけに、この規定が十分働いて、仮に四百九十七条の「不正ノ」が取れなくても、こちらの四百九十七条の方で、従来問題とされている総会屋の行為の大部分は封じ込めることができるというように私どもは考えております。

○岡田(正)委員 大変意地の悪い質問で恐縮であります。四百九十七の「不正ノ」ということがのけられた場合と、それから今度新しく追加されました四百九十七、いわゆる贈収賄罪、この関係を新しく載っけてもらったというのを考えてみて、捜査上の効果として、四百九十七の「不正ノ」というのをのけた場合を「〇〇」といたしますと、それをのけないで四百九十七をつけたのだからという分は、大体何％ぐらいですか。何十％にもならぬのでしょうか。

○漆間説明員 大変むずかしい御質問でありますけれども、率直に申し上げますと、四百九十七の「不正」が抜けた場合と四百九十七で対処する場合とどう違うかといえますと、私どもの観点からいいますと罰則が違ふということでありまして、総会屋の活動態様に関しては、四百九十七で先ほど申し上げましたように十分封じ込めていけるのではないかと、いうように考えておりますので、四百九十七の規定がある限り、総会屋対策としてはそれなりに有効に機能するというように考えております。

○岡田(正)委員 それでは、罰則が四百九十七にはついておりますので別段の不自由はないと思うというところでありますが、四百九十七の場合の罰則とそれから四百九十七の場合の罰則とを教えてください。全く一緒ですか。

○中島(一)政府委員 四百九十四条の場合、現行法は一年以下の懲役または五万円以下の罰金というところになっておまして、これを今回の改正によりまして罰金額を増額いたしまして、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金ということにいたしました。それから、四百九十七条の場合でございますが、これは新設規定でございますが、この場合の罰則は六ヶ月以下の懲役または三十万円以下の罰金ということになっております。

○岡田(正)委員 法務の方へさらに重ねてお尋ねをいたします。改正試案は、いま置いてきちやいまして、いただきましたあの説明資料の中に書いてあります。私、目が悪いんだが、探したけれども、ないように思うのです。いまの四百九十七の「不正ノ」というのをのけたらどうやうな改正試案があったでしょう。それはこの中に入っておりますか、教えてください。

○元木説明員 資料の中には改正試案は載っております。これはあくまでたたき台でございます。まして、法制審議会の最終の答申だけを載ったわけでございます。

○岡田(正)委員 わかりました。私の目が悪いというわけじゃなかったことがよくわかりました。私、私はちょっと不思議な気がするのです。何年かかかって、恐らく足かけ三年くらいかかっておるんじゃないですか。そして大ぜいの方々の権威のある人たちの頭を悩ませて、討論を尽くしてで上がったものが改正試案でございます。そのいわゆる粒々辛苦の三年もかかってつくったような改正試案が、われわれが審議をいたします関係資料の中には全然出てこないというのは、口が悪いでございますが、何か隠さなければならぬ理由があるんじゃないかと勘ぐりたくなるのでございまして、いかがです。

○中島(一)政府委員 私どもは、試案というのはむしろ一つのたたき台であるというふうに考えておるわけでございます。会社法、株式制度、それから会社の機関の問題、あるいは計算、公開の問題というものの一つについての一応の検討を終えまして一応の結論が出たわけでありまして、その結論について広く各界の意見を聞く必要があるというところで、その検討の結果を民事局の参事官室で試案という形にまとめまして、そしてそれを公表をしたというものでございます。それに対して各界からいろいろ貴重な御意見をいただいたわけでありまして、その御意見を参酌いたしまして、そしてさらに検討を加えて要綱ができたといういきさつになっておりますので、言葉は悪いかもしれませんが、試案といふものをそれほど重視してはいないというわけでございます。あくまで審議の過程の一段階において検討された一つの考え方というふうな御理解いただきたいと思います。

○岡田(正)委員 ちよつとつくくなつて恐縮であります。改正試案に出たきたものは、三年有余の年月を経てその筋の相当なるお歴々がお互いに知恵をしぼってお出しになったものであるけれども、それはたたき台である。したがって、それをもとにいたしまして参事官室でさらに試案をつくって、各界の御意見を聞いて要綱をつくった。その手続はよくわかるのでありますけれども、改正試案といふものがなぜわれわれの参考資料の中に入れてもらえないのか。われわれがここのへただいておられますものは、いわゆる参事官室から後で試案はこうであつた、しかし、それを参事官室で試案にまとめたのはこうなつた、それに対してさらに各界の御意見を聞いて要綱がこうなつた、こういう並べ方をしたいと思ふと、われわれも非常に勉強もやりやすいし、変な勘ぐりしなくていいわけですね。これをなぜ載せなかったのか。三年間たじやないはずですね。国費を使つて三年間にわたつておやりになつたわけでは

う。その汗の結晶をなぜ委員会の審査の資料に供しないのだろうか。これが不思議なんです。もう一度お答えいただけませんか。

○中島(一)政府委員 先ほど私の説明も言葉が適当でなかったかと思ひますけれども、法制審議会が検討をいたしました。その結果で試案をつくりましたのは、法制審議会としてつくつたのではなくて、民事局参事官室でつくつた。この点についてはかなり問題もある、反対意見の方もあつたけれども、試案の段階だからここで載せておこうというふうなことで載つたものもございまして。そういう意味におきまして、改正試案といふのはあくまでも試みの案であるということをお願いいたします。その試案について各界からの御意見を伺ひまして、もう一度法制審議会での御意見を踏まえて御検討いただいた結果改正案要綱ができた、こういうことでございまして。ただ、試案につきましてはすでにその都度公表をいたしております。公表をして各界の御意見を聞くためにつくつたものでございまして、私どもも伏せておくつもりも何もございせん。すでに広く公表しておりますので、いつでも提出する用意はございます。

○岡田(正)委員 それでは、この問題について最後に一つお尋ねをしておきたいと思ひます。改正試案の中で、「不正ノ請託」という「不正ノ」という言葉があるがために捜査がはなはだ難澁しておると警察庁は常に言つておつたわけですが、これをのけるべしという意見が多かつたときから、私どもも伏せておくつもりも何もございせん。すでに広く公表しておりますので、いつでも提出する用意はございます。

で、そういう問題を避けて、そして現在の総会屋に対して何か対応する適切な方策はないのか。それは不正の請託の有無にかかわらず、会社の金を使うということがいけないのだ、会社の金を使って議決権の行使に影響を与えることがいけないのだ、会社の経営者が自分の金を使うならいいのだから、会社の金を使って自分の保身を図る、そこに問題があるのだということになりまして、そ

○元木説明員 お答えいたします。
今回の改正法案の二百九十四条ノ二の利益の供

義務が発生するわけでございます。したがって、そういう総会屋に対する返還請求あるいは取締役

会社みずからが返還請求をするということはとうてい期待できませんので、その場合に株主が会社

のためにその返還請求をすることができるということでございます。

なお、さらに加えて、取締役が禁止規定に違反してお金をやめたという場合には、取締役に対して損害賠償請求ができますけれども、これにつきましても、ただいま申し上げました代表訴訟の規定が働くわけでございます。

○岡田(正)委員 ちよっともう一回念を押しておきたいのですが、もちろん会社側の方からその訴訟を起こすということは恐らく常識上ないでありましょう。ということになると、そこに株主がかわって訴訟する——かわってと言つてはおかしいのですが、株主が訴訟するということはできますよ、その道はありますよ、こういうことであります。その株主とはたとえばどの程度の株主を言いますか。今度で言うならば一単位株、あるいは中小会社で言うならば一株でも株主であればよろしいわけですか、三百単位株とかそんなのではない。そこら辺の資格をちよっとはっきり言つてください。

○元木説明員 これは、六月以前から引き続き単位株制度を採用している会社でございます。それから、一単位以上の株式でございます。それから、そうでない会社でしたら、一株ということでございます。

○岡田(正)委員 続いて、これに同種の問題でありますけれども、いまのような広告料のような分かったら、極端にわかるような分かったら、これは株主さんがおかしいなと思つたら訴訟することができまうか。ところが、今度はどういうのはどうなりますか。おまえさんところの会社の建物や何かの保険業務、これをおれは保険代理店を開くからおれのところに契約せよ、ほかへもし契約しておるんだつたらそれをやめろというふうなことになるましたら、これはどうなりますか。

○元木説明員 この場合もあくまで実質的な対価関係ということになるかと思ひます。したがって、その保険金額、保険契約の内容等、そういうものを検討した上でそれが非常にアンパ

ンスであるというふうなことであれば、これはやはり無償に近いということになるかと思ひます。しかし、いづれにいたしましても、そういう場合たとえ対価関係としてはバランスがとれていていたとしても、今回の禁止規定の対象にはなる。ただ、推定規定は働かないということだけでございます。

○岡田(正)委員 そうですね。だから、こういう保険なんという口に入り込んできたら事実上推定はなかなかできないでしょう。やろうたつて無理です。ということになると、会社の方からも訴訟できない、株主からも訴訟がないということになると、いわゆる総会屋さんのもぐり込んでいく合法的な場所というものがこういうところに残されてくるわけですね。そういう点が私どもとしては非常に心配になるわけであります。

それから、いまの財産上の利益供与の禁止規定を設けて、その違反についていささき申し上げました四九七というところで罰則を科すからよろしいのだということでございますが、いまちよっと二つほどの事件を持ち出して具体的にこういうことがあつたらどうしますかということをおぼつかない時間討論をしてみても、むづかしいな、上げることはできぬなという感じが率直に言つてしまふ。ほとんど効果は期待できぬ。今回の法改正の大きな目玉の一つは総会屋対策にあつたと思ふのであります。その総会屋対策という一つの目玉がほとんど実効は上がらぬのじゃないかという悲観的な観測を実はしておるのですが、いかがでございますか。

○中島(一)政府委員 私どもといたしましては、従来問題の多かった点につきまして一応の手当てをしたというふうな考へておるわけであります。それはそれなりの実効をおさめ得るというふうな思つておりますけれども、今後なお法律を適用する場面があるわけでありますから、その実績をも見て、将来整備すべきものがあればさらに整備をしていかなければならないというふうな考へるわけでございます。

○岡田(正)委員 非常にまじめな前向きな答弁でありまして、結構でございます。人間のつくつたもので万全はなかなか期しがたいものであります。この法改正の後で不備な点が出ましたならば、ひとつもう一度よく見直していただきまして、即時対応ができるように、私の希望から言うならば、四九四の「不正ノ」というのを取つてしまえば問題はほとんど一〇〇%近く解決するといふふうに私は信じておりますので、多少の——多少どころではない、ものすごい抵抗があるかと思ひますけれども、ひとつ勇気を出して対処をしていただきたいことを希望として申し述べておきます。

さて、次の問題であります。株主の提案権の問題、このことにつきまして今回の改正の中では二百三十二条ノ二でございますが、この株主の提案権という点についてどうも私はよくわからぬので、一つずつ聞いてまいりますので、正確に回答をいただきたいと思ひます。

株主の提案権の中で、いわゆる中小会社の場合に例をとつてみますと、百分の一ないし三百株以上の株主は、こうなつておるわけであります。そこで、この三百株あるいは百分の一という数量は、単一の人間ですか。数人の人間が集まつてその株数になつても、あるいはそのパーセンテージになつてもよろしいという意味ですか。どつちですか。

○元木説明員 数人の人間が集まつてその単位に達してもよろしいということでございます。

○岡田(正)委員 ということになりますと、中小企業の会社の場合で数人の人が集まつてもいいから百分の一もしくは三百株ということになりますと、いま額面で出ておりますのは二十円あるいは五十円、一番新しいので五百円というふうなところですね。そういうしますと、五十円が普通でございますから、一株五十円と計算をいたしますと、一万五千円の株主であればいわゆる株主総会に対する提案権を有する、こういうことになりまうか。そのとおりでしょう。ちよっとお答

えください。

○元木説明員 御指摘のとおりでございます。

○岡田(正)委員 ということになりますと、中小会社の場合三百株ぐらゐを集める、だれかちよつと意地の悪い人がおりましたら一緒に束になつたら、三百株ぐらゐ集めることはわけのない話であります。ということになると、その人たちが株主総会に提案をする権利を持つ。提案をする権利を持ちましたならば、それが外へ公表されましてならば会社のイメージダウンにたちまちつながつていくような問題、たとえて言ひますならば〇〇会社解散に関する件、あるいは取締役全員引退に関する件、極端な話が社長退任に関する件というふうな議案なんかも平気で出すことができます。こういう問題が出てまいりますと、当然会社の総会の招集通知状の中に明記しなければなりません。これは一体どう思われますか。大して影響はないと思われませんか。どう思われますか。

○中島(一)政府委員 確かにたゞいま御指摘のような問題があるわけでございます。すなわち、株主の提案権の要件とされております三百株というもののつきまして、単位株制度を採用しております会社につきましては、この三百株は三百単位というふうな読みかえらるという手当てがしてあるのに對しまして、それ以外の既存の会社につきましては、そのような手当てがされておられませんので、その間均等を失するのではないかと問題が出てくるわけでございます。

確かにそうなんですけれども、単位株制度を採用していない既存の会社というものは、これは非公開、閉鎖会社ということになるかと思ひます。それから、内輪の会社でありますから、提案権というようになくしやうとしたような関係が起つてくるということとは少ないんじゃないかというふうな私どもは考へておるわけでございます。提案権の資格である株主の単位を低くしておきましてもそれほど混乱はない、異分子が入つてくるということとを避けられるんじゃないかというふうな考へておるわけであります。

も、もしそういうおそれがあるということであり
ますれば、定款で単位株制度を採用していただく
という道もあるわけであります。あるいは株式の
譲渡制限をするという方法もあるわけでありま
すので、株式単位を大きくするという方法は
残されているということになります。それぞれの
会社にそれぞれの特質があるわけでありま
すから、その特質に応じて適当な方法で対応して
いただきたいというのが私どもの考え方でありま
す。

○岡田(正)委員 そこで、具体的な問題につきま
しては後でお尋ねすることになります。どう
も私がちよつとわからぬのは、従来の少数株主権
というものは百分の三ですね、これは商法二百三
十七条、そしてあるいは商法の二百九十四条に十
分の一というふうに相なっております。そこで、
これをいままではすべて何分の一、何分の一とい
う持ち株の比率で言っておりました。外国の例も
ほとんどそうでございます。ところが、わが日本
だけと言つてはおかしいが、ほかにもあるかもし
れませんが日本だけとは言いませんが、先進諸
国の中では恐らく日本ぐらいではないのですか、
百分の一といういわゆる持ち分比率とそれを持っ
ている持ち株数を一緒に並べて出してきたという
のは、しかも中小会社と大会社との間で、今度は
この法案が通つたとすれば、資本金五億圓以上の
大会社でございすけれども、これは三百単位、
こういうことになるのですから、五十圓の株なら
千株集めないと五萬圓になりませんから、五萬圓
が一単位になるわけですから、その三百単位とい
えば、当然千五萬圓の株主でなかつたら提案
権はない、いわゆる大会社の場合は、ところが、
中小会社の場合だったら、極端な話、二十圓の株
券だつたら、掛ける三百倍で六千圓の株主でも提
案権を持つわけでございます。何とまあひど
い不均衡だな。しかも持ち株比率の点で言つたな
らば、資本金五億圓以上の会社も百分の一、中小
会社の方も百分の一でございまして、今度の法
案が通ればですよ。この比率はいままで持ち株比

率だけでうたつておりましたものを、何でそれに
プラスいわゆる持ち株数まで入れられたのだしよ
うか、理由をお尋ねいたします。

○元木説明員 御承知のように、今回の提案権の
特色と申しますと、これは提案された事項が株主
総会の招集通知とともに株主に送付されるという
ところに意味があるわけでございます。そういう
しますと、大会社におきましては、これはもしい
この提案権が乱用されるということになりますと、
数十萬の株主がいるという会社もあるわけござ
いまして、そういう会社につきましては大変な費
用がかかるということになるわけでございます。
かえつて制度を設けた趣旨が没却されてしまふと
いうような問題にもなりかねないわけございま
す。したがって、その乱用を防ぐためには、
やはり一定割合以上の株式を持つている株主しか
この権利を行使できないというふうにせざるを得
ないわけでございます。

ただ、大会社におきましては、もし百分の一と
いうことにいたしましたとしても大変な株式数になるわ
けでございます。上位株主の数人しかその権利
が行使できないということ、実質上有名無実にな
つてしまふというおそれがございますので、三
百株という別の権利を設けたわけでございます。
したがって、たとえ現在の株主総会の招集
請求は百分の三であるとか、あるいは会計帳簿開
覽請求権は十分の一というところになっております
けれども、言つてみれば、提案権というものはこれ
らよりは比較的かつ簡単に行使できてしかるべき
権利であるというところから、あえて三百株と
いうものを入れたわけでございます。

ところが、それに対して中小会社、いわゆ
る閉鎖会社でございすけれども、これにつきま
しては、よしんば乱用されたといつてもいい
乱用するということ自体、必ずしも予想していな
いのでございすけれども、よしんば乱用された
といつたにしても、株主数が少ないわけござい
まして、この株主総会招集通知にそういうものを
載つたからといって決定的な打撃をこうむると

いうこともまずないのではなからうかという問題
もございすので、一応そこで三百株ということ
で割り切つたわけでございます。

○岡田(正)委員 さてそこで、中小会社というの
は閉鎖会社ですから、株がよそへ流れるというこ
ともほとんどないであらうし、譲渡禁止の規定も
設けておるであらうし、取締役会の承認を得よう
とすればそこでブレイキがかかるし、万々一そう
いうことは余りないのじゃないでしょうかという
ようなお話であります。あるいはごくごく小
さい会社はそうであるかもしれませんが、このごろ
の会社の趨勢というものはどうなつておるかとい
いますと、いわゆる現物給与といつて自分の
会社の株券を従業員に分け与えるという会社はす
いぶん数が多いのであります。その会社の従業員
は永久に死ぬまで社員ではございせん。これは
いつの日にか会社をやめてまいります。だが、株
券はそのまま持つております。そういうものがい
つの間にかだれかに集められます。こういう問題
が起きてきます。

それから、譲渡禁止の規定があるからとい
つて、これは釈迦に説法でございますけれども、この
株券をあの人が、たとえばAさんに譲りたいと思
うのでございす。とて、譲渡禁止の規定が
あれば当然取締役会に言わなければいかぬ。取締
役会におきましては、あ、あのAという人間は会社
乗っ取りの専門屋だ、あんな人間に譲られたので
は大変なことになるから、それはやっちゃ困ると
いって、やっちゃ困るまではいいわけですが、
というのを二週間以内に文書をもって通知しな
ければならぬというふうな、一遍は逃げられる
が二遍目は逃げられぬわけですね。

「青木委員長代理退席、委員長着席」
というふうなことがありますので、株は絶対に動
かぬものではない。
株というのは一つの財産でありますから、そ
の人の持つておる財産権の制限というものはそん
なに野放図にできるものではない。ということに

なりましたら、中小会社といえどもその株を持
ていまいのうちに三百株、何人かの人間でもいい、
集めて株主総会へその議題を提案することができ
る。議題を提案すれば、その総会の招集通知状に
は社長解任に関する件というのがはつきり印刷さ
れて出ていかなければならぬ。これは会社のイメ
ーシダウンにもつぐつたがりますから、い
や、これは大変なことになるといふので、いま局
長さんがおつしやいました、そんなに困るのなら
逃げ道が一つありますよ、それは五億圓以上の会
社のまねをして単位株制度をとればいいじゃない
ですか、定款をちよつと変えればいいんだ。もち
ろんそのとおりです。法律のとおりで言えればそ
ういうことになります。定款を取締役会を変えま
した、それで総会にかけて変えまして、大会社並
みの一流のいわゆる株式制度と言つてはおかし
い、単位株制度にいたしました。単位株制度にい
たしましたならば、そこで起こつてくる問題が何
があるであらうでしょうか。

そこは、今度はたとえば五十圓の株券を持つてお
る会社といたしまして、千株集めなければ一単位
になりませんね。ということになると、端株と言
つてはおかしいのですが、単位未満株で一千株に
ならない、九百株しか持つてないよ、あるいは五
百株しか持つてないよという株主はいっぱい出
てくるわけですね。そうすると、こんなもの持つ
ておつたつてしょうがないわい、何も株主総会で発
言できるわけじゃないし、配当がもらえるだけで
あるし、こんなもの持つておつてもしょうがない
わ、この際買ひ取つてくれ。それは買ひ取らなけ
ればならぬといふ今度の法改正でございまして、
う。そうすると、大会社のまねをしたばかりに單
位未満株の買ひ取り請求が起つてまいります
ね。この買ひ取り請求が起つてきたら一体どう
いうことになるのでございすか。中小会社がそ
れでもてると思ひますか。会社の存立そのものが
危うくなるようなことになりはせぬでしょうか。
以下、後で実際にある問題を申し上げますけれど
も、そういう買ひ取り請求が来て、これはかなわ

ぬ、もうとてもこんなことしたら会社がつぶれてしまふというので、運転資金もなくなつてしまふというので、今度はあわてて定款をもう一遍変えてもとのいわゆる一株五十円の中小会社の方の制度に戻ろうとしたら、どっこい戻らせないよという法律になつていますね。もう逃げ道はありません。

だから、その中小会社の会社の定款で、三百株の提案権で脅かせるのだったら会社のイメージダウンにつながるから大変だ、これは逃げなければいかぬというので、大会社のまねをして単位株の制度をとつたら、それで逃れられるかと思つたら、今度は単位未満株の買い取り請求が起きてくる。その買い取り請求にはとても資金的に応じられない。これはかなわぬからもう一遍戻したいのです。それはだめですと言つて押さえられておる。こういうところでノートラブルでしようか。ちよつとその辺をお答えいただきたいと思ひます。

○元本説明員 まず、買い取り請求の問題でございいますけれども、非上場会社につきましては統計がとれませんのでございませぬけれども、現在のところ、上場会社に関しましては、単位未満株は発行済み株式総数の大体〇・八%ぐらいということになつておるわけでございます。したがつて、よしんばそれにつきまして全部買い取り請求があつたとしても、これはもちろんその会社の資産状態にもよりますけれども、まず普通の場合ならば、それほど会社の資金関係を脅かすほどのものにはならないのではないかという問題でございます。

それから、先ほどの譲渡制限の問題でございませぬけれども、譲渡制限の場合は取締役会の方で積極的に買い受け人を指定することができるといふことでございますので、その場合に無難な人に買い受け人を指定していただければ、何とか切り抜けられるのじやなからうかと思ひわけでございます。

○岡田(正)委員 そこで、この問題に関連をいた

しましてちよつと大蔵省の方にお尋ねをしておきたいことが二つあります。

その一つであります。この件に關係してです。買い取り請求がありました場合に、それがもつたら裁判所にその評価額を決めてくださいという訴えができます。その訴えをいたしましたならば、裁判官というものは経済家じやございませぬし、税務署じやございませぬから、その五十円の株券というのがいま果たして幾らの値打ちがあるのかという評価額を決定する資格は持つておつても、力は持つておりません。そこで該当の税務署の方にお尋ねをいたしまして、この株券というのはどのくらいの値打ちがあるものか御回答願いたいという照会があります。その照会に対して税務署は裁判所に答えを出すわけでございますが、その評価額決定の方法についてどうなつておるのか、その手順と方法をひとつ教えていただきたいと思ひます。

○林説明員 実はお尋ねのような問い合わせをうのを裁判所からいただいたことがあるかどうかというのを調べてみたのでございませぬが、十分に調べたわけではございませぬけれども、あるいは税務署の方にあつたのかも知れないのでございませぬが、私どもの方も、税務署も裁判所からのお尋ねということになりますと、必ず国税局の方にお問い合わせが来るだろう。国税局の方では、実はそういうお問い合わせがあつたという事例はちよつと聞いてないということなのでございませぬ。したがひまして、もしお問い合わせがあるとしたらばどんなお問い合わせであらうかということでございます。けれども、個々具体的な財産の評価そのもの、この評価してくれ、これを評価してくれというお尋ねはあり得ないのじやないかと思ひわけでございます。結局、私どもの扱つております相続税の財産評価というものが比較的財産評価の面におきまして一般化しているものでございませぬので、もし相続税の評価でやるならばどういふやり方をするのかというお問い合わせにならうかと思ひます。したがひ

まして、そういう立場でお答え申し上げたいと思ひます。

お尋ねが株式のことでございませぬので、株式についてでございますが、私ども株式の評価をいたします場合に、上場株式でございませぬと、これは日々の相場もございませぬので、これを使うというところで簡単なものでございませぬが、中小会社の取引相場のない株式ということになりますと、これがな

いわけで非常にむずかしい問題なんでございませぬが、原則的な評価の方法と例外的な評価の方法、二通りあるわけではございませぬが、まず原則的な評価の方法を申し上げますと、取引相場のない株式を発行されている会社でも、取引相場のない株式もございませぬので、まず会社を大きい会社と中小に分けて、大きい会社につきましては、これは場合によつては上場も可能なような会社でございませぬので、類似の業種の上場会社の株式と比較をいたしますという形で、私どもこれを類似業種比準方式と申してございませぬが、これでや

らしていただくというのでございませぬ。次に、今度は小さい方に移りますと、小さい方は、内容から申しまして、株式会社の形をとつておられますけれども、実質的に個人経営と余り変わりがないのじやないかということもございませぬので、そういう小会社の株式につきましては、そういう個人業者の財産評価との均衡ということを考えて、その評価会社の資産につきまして、純資産価額でどのくらいになるのかということとを計算いたしまして、それによりましてその純資産価額を出して、株式数で割つてその一株当たりの実質的な価額を決定するという方式をとつております。

それから、中程度の会社でございませぬが、これは大会社と小会社の両方の性質を備えているものでございませぬので、大会社に適用しております類似業種比準方式と、小会社に適用しております純資産価額方式、これらの折衷方式ということで評価をいたしております。

以上が原則的な評価の方式でございまして、たとえば従業員株主のように、小さな会社の従業員株主、この方は小さな会社の株を持つておられるといたしまして、その実質は決して株によつてその会社を支配するといふ形ではございませぬので、こういう場合には配当を期待してお持ちであらう、もちろん別の意味でお持ちの方もあらうかと思ひますけれども、評価をいたしましては、配当を期待してお持ちであらうといふことで、配当額から株価を逆算するといふ、私どもこれを配当還元方式と申しておりますが、そういう形で評価をして、こういう評価の方法について裁判所の方に申し上げるということになるのではないかと申すわけでございます。

○岡田(正)委員 いまのお答えによりまして、そういう株の評価をしてくれといふことを言われたといふことを税務署から国税局へ上がつてきたことではない、いままで聞いたことがない、こういうお話であります。ただ、いわゆる相続の關係のときと財産の評価という問題は、いまでも何遍も取り扱つたことはあるけれども、株の關係ではそういうことは余り聞いたことがないといふようなお話であります。手続といたしましては、冒頭私が申し上げましたように、今度単位未満株ができました、その株主がこれを買取りをしてもらいたいと言つて買い取り請求をする権利ができる。その買い取り請求をいたしましたときに、あなたの持つておる株は五十円だから五十円で払いますなんと言つたら、とんでもない話だと言つてもつれることは決まつておる。そこでこれを裁判所に訴える。裁判所はその評価額を決めねばならぬ。決めるとなれば税務署にしか聞くとおるではない。この手順が間違いないか。それで税務署が答えなければならぬ、それを判決とするといふ私がいま冒頭に申し上げたことに間違ひはないかどうか、それだけお答えください。

○林説明員 税務署で株の評価をいたしますのは、私どもは、一番大きいのは相続税の財産をどう評価するかといふことでございまして、ただいまお尋ねのような件につきましては、税務署がその

財産の評価の当事者として適当であるかどうかという問題は、私、裁判の關係はつまびらかにしておりませんのでよくわからないのでございませうが、別にそれぞれこれは御専門の方のおいででございませう、いろいろ學者の方とかあるいは証券關係にお詳しい方とか。私もそのあたりの手続はつまびらかにいたしておりませんが、税務署の方でその評価をするということにはならないんじゃないかと、いふように理解をいたしております。

○岡田(正)委員 それでは、別の問題を大蔵省の方にお尋ねをいたしますが、今度の法改正によりまして、子会社が親会社の株を持つてはならないぞ、それから、中小会社にいたしましては、お互いが株を持ち合うというふうなことをしてはならないよ、ということに規定がなされてはならないかと、いふことが規定に出来ますか。この法律に出ますか。ということになります、実情はどうかといふことは、親会社の株を持つてくる子会社も多いと思いますが、中小の会社に至りましたならば、もう系列会社みたいなことになりまして、お互いに株を持ち合っているというふうなものはもうざらにあるわけですね。それが今度の持ち合い禁止の規定によりまして、それをお互いに譲り渡さなければいかにぬようになりますか。

この譲り渡しますときに、いろいろなケースがあると思います。たとえば五十円の株をAも一万株持つていて、Bも一万株持つていて、だから、同じ値段であるから、もう等価交換で、金は一銭も動かさずに株券だけさつと動かしましよやという、そういういわゆる譲渡の仕方もあると思いますが、一銭も金は動きません。しかし、この場合は名義の書きかえという行為が残りますので、名義の書きかえをした途端にいわゆる課税の対象になるのではないかと。金は一銭も動いていなくても、金は動いたものと推定されて課税されるのではないかと、いふのでありますが、いかがでありますか。

○四元説明員 お答え申し上げます。先生御指摘の場合は、關係者間あるいは關係会社の間でそういう持ち合い株の解消が行われるというケースであるかと思ひます。御承知のとおり、法人税は、關係会社の間といえども、原則としてこれを独立した当事者間の取引として税の取り扱いを律しておるところでございまして、したがって、正常な取引条件で取引が行われなければならぬ。もちろんその場合に、金銭が、等価でございませうから、一銭も動かないということがあろうかと思ひます。その場合の税法の取り扱い、これは法人税法の二十二条でございませうけれども、交換的な取引でございまして、これは有償の資産の譲渡でございませうので、その間、簿価との間に簿価を上回る価格がございませうれば、その分につきましてはキャピタルゲインについて課税關係が生ずる、こういうことに相なります。

○岡田(正)委員 そうすると、全然金は動かさずに、お互いに五十円株を一万株、一万株持つておるんだから、A社もB社も、おい、今度は法律で禁止されるんだから、株券を相互に譲渡しなさいよ、と、全然金目も同じだからいいじゃないかと。しかし、それはおのおの独立した法人でありますから、そこには当然取引關係があると見られるというところになったのだとはみなさぬぞと。ただで交換したのですけれども、ただとはみなさぬぞ、い、やはり課税の対象になる、これがいまはつきりしましたね。

そこで、今度はもう一つの問題は、これから後に出てくる問題であります、五十円の株券でありまして、評価をいたしましたら、これは上場会社なら毎日毎日わかるわけでありまして、そうではなくて非上場で、どちらかといつたら閉鎖的に近いような会社であるとするならば、それは、この五十円の株券でありまして、それは、はるか昔の話でありますから、現在それを評価してみたら何万円という価値ということになつておる。それを、五十円と書いてあるんだから、五十円でお互いに譲りましようや、あるいは片方から片方へ譲りましようやということになる。そうすると、たとえば一万株持つておる者が

が、五十円の株券ですから、株券をあなたのとこに戻そう、だから五十万円金くれというところになりますね。五十円の一万株ですから五十万円くれ、そして額面どおりの金をもつた。

これも一つの取引でありますけれども、しかし、どつこいつ待てよ、評価してみたらそうはいかぬよ、この会社の株券は二万円の価値があるということになるれば、そこに一万九千九百五十円の差が出るわけですね。これは税務署の方で絶対に見逃すはあせぬぞ。おつとどつこいつ待て、その一万九千九百五十円の利益はだれが取つたんだ、こういうふうになりますから、それは贈与になりはせぬかといふことになるのではあせぬぞ。まあ簡単に言つたら、贈与税の対象となつて税金を取られるんじゃないでしょうか。その点を明確にしてください。

○四元説明員 法人間の取引でございまして、これは贈与税ではなくて、すべて法人税の課税対象といふことに相なります。したがって、たとえば子会社が親会社の株を持つてはいけないので、相当の時期にその親会社ないしは親会社の指定する者に引き取つてもらふ。そのときの価格が、いま御指摘をされましたように、本来二万円であるべきものが一万円という取引でございまして、これは正常な取引条件でございませうので、当然二万円で譲渡をされたものと税務上は取り扱ひまして、それは実際受取れておりませんので、その分受贈益を、みなし受贈益という形で課税になります。また、それをその二万円で譲渡したうちに残る差額の一万円は、今度は親会社の方に寄付金をされた、こういうような形で、それぞれ寄付金の限度計算の対象になつて、場合によつて法人税の課税關係が生ずる、こういうことに相なります。

○岡田(正)委員 いまお話がありましたように、お答えを聞いていただいてもわかりませうに、今度の法改正というのは、いわゆる資本金五億円以上の会社でない中小会社にとても大変な問題をばらんでおるわけですね。親会社の株を子会社が持

つてはならぬ、ならぬから、それじゃ株券を返しましよ、返せといつて、ただで返せば、いまのようにみなし譲渡益がやられるし、対価交換をすれば対価交換をやつたで、これは決してたじやありませんよ、取引をする法人じゃありませんか、これは取引があつたに間違いなくこれも推定される。それで、それじゃ正常な金で受け取ればといふことになるが、なかなかそんなやり方を子会社が親会社に要求できるものではないということになる。

それで、仲間同士のお互いの系列の間で、持ち株をお互いに返しませう、それじゃ戻しましよということをやりまして同じことでありまして、いわゆる等価交換をしたからといって税務署の目を逃れることはできない。額面だけの五十円で、五十円だけをお互いに払つたんだということにして取引は終わり、チョンということになりまして、とんでもない話だ、いわゆる評価額からいつたらその間にずいぶん大きな差額がある。その差額は当然どつちかが譲渡を受けたことになる、あるいはどつちかが相手に贈与したことになるというふうなことになる、いま持ち合い株でやつておる中小企業のほとんどの会社がもう全滅に近いほど税務署からねらい撃ちされるんじゃないですか。

国税局といたら、法務省が出された今度の商法の改正案というのは、ああ実にいいものを出してくれた、行革で何と何と税金を上げなければいかぬと、これはいい法案が出たわいと言つて、実は大蔵大臣も手をたいて喜んでおるのじゃないですか。いかがですか、大蔵省は大歓迎ではあせぬぞ。

○四元説明員 先生御指摘の話でございませうけれども、私も税法を執行する国税庁でございまして、国税庁は何も税金を上げない確保するところにとりまして適正に税法を執行していく、そのために努力をするという官庁でございまして、そういった制度改正の増税効果、減税効果といったも

のについては格別の関心は持っていないところでございます。

○岡田(正)委員 そうでしようね。御無理ありません。ありがとうございます。大蔵省の方は結構でございます。

そこで次に、いま現実に起こっている問題をここで取り上げてみたいと思っております。いまのは買い取り請求ですが、法改正がなくても買い取り請求でいま困っている会社があるんですよ。その一例をお話しいたしますと、間違えたらいいませんからちよつと数字を見ながら申し上げますが、実際に起こっているのは、これは広島県なんです。広島県の中部台地で起きておる問題であります。いま私が質問したのは、五万円に満たない単位未満株の人たちから買い取り請求があつたら、今度は買い取らなければならぬとはつきりなるわけですから、そうすると、先ほど申し上げたことの続きになるわけですが、買い取り請求があつたらこれを買い取らなければいかぬということになるとどういふ問題が起きるかといったら、いまの法律ですら買い取り請求を起されて大変困つておる会社で、広島市に賀茂鶴という会社があります。これはうまいお酒をつくる有名な会社であります。

この会社は、実は買い取り請求がありまして本当に弱つてしまつて、それで裁判所の方にお願いをしたその評価額を出してもらつたのであります。が、商法二百四十四条の規定によりましていゆる買い取り価格は、額面五十円の賀茂鶴の株が、裁判所の判決で何と一株について二万六千円ということになったのであります。五十円の株が二万六千円です。一体これは何倍ですかね、五百倍くらいになるのですよ。こんなことをやらせたら中小企業なんて一たまりもないですよ。この賀茂鶴というのはたしか資本金二百万の会社だと思ひます。これはもうたまりないことになると私は思ひます。先ほど大蔵省からも説明がありましたように、ああいうやり方ではやはりこのぐらゐの金額にはなつてくるわけですね。

こういう問題が実際にあるわけでありまして、先ほどお答えがありましたように、大企業なら買い取り請求があつたというふうな実例などはせいぜい〇・八%ぐらいだ、しかも金目にしたところで大したことはない。大会社の株数というのは多いですから、〇・八%といつても相当の株数でございますけれども、しかしながら、買い取る金額が高くて大したことはない。しかも上場会社でありますから毎日新聞に出てゐるわけで、いまのように五十円の株券が二万六千円に評価されるなどということは、大会社の株券についてはありはしません。ということになつたら、大会社が受けるダメージなどは一つもないのですよ。今度の法改正でとんでもないダメージを受けるのはだれかといつたら、中小会社なんですよ。それで、こういう実例がありますが、御存じでありましょうか、いかがでしょうか。

○元木説明員 いまの実例については存じなかつたわけでございますけれども、ただいまの実例は恐らく二百四十四条ノ四に基づく株式譲渡制限に際しての買い取り請求であらうかと存じます。この株式譲渡制限の場合の買い取り請求につきましても、これは大株主がもし譲渡をしようということになりますと、会社の負担は非常に大きくなるという可能性はあるわけでございます。

それに対して、今回の単位未満株の買い取り請求というものは、これは要するに単位未満というものでありまして、全体の量からいつてもそれほど大きくはないのではないかと。いま先生から大会社については〇・八%ぐらいだという御指摘がございましたけれども、大会社においては単位未満株が比較の出やすい状況でございます。つまり、株式を時価発行いたしましたそれを資本準備金に組み入れる、そしてその準備金に組み入れたものを資本に組み入れて無償交付するというような場合に単位未満株というものができる原因があるわけでございます。しかし、閉鎖会社におきましては株式を時価発行するというような場合がございませぬので、単位未満株を出すという場合は

非常に少ないのではないかと。ということでございませぬ。そうならないでまいりますと、買い取り請求で非常に苦境に立たされるという例はまずレアケースなのではなからうかと思ひわけでございます。もう一つの御指摘は相互保有の問題でございますけれども、相互保有の場合に、今回の改正法が施行になりました場合直ちに手離さなければいけないのではないかと。ということでございませぬが、今回の改正法律案では、相互保有は議決権の行使ができないということにしているだけでございまして、禁止はしていないわけでございます。したが、いまして、これは黙つて持つていても構わない、もちろん手離したければ手離してもよろしいということ、それは各会社の判断によるのではないかと。ということでございませぬ。

その次に、子会社が親会社の株式を持つてゐるという状態でございませぬけれども、まず第一に、もし一〇〇%の子会社が親会社の株式を持つてゐるという状況でございませぬれば、これは現行法のもとにおいてもはつきり違法でございませぬ。したが、いまして、これは現行法のもとにおいても処分しなければいけないこととございまして、今回もし新しい法律が施行されました、それで直ちに義務が生ずるということではございませぬ。ただ、五〇%超ぐらゐの子会社が親会社の株式を持つてゐるというときには、これは手離さなければいけないわけでございますけれども、これも実は附則の四の経過措置で、「相当の時期に、その株式又は持分の処分をしなければならぬ」ということにいたしております。つまり、この「相当の時期」というのは、会社が特段の不利をこうむらないような方法で譲渡すればよろしいということにいたしておりますので、まずこのことによつて決定的なダメージを受けるということは避けられるのではなからうかと思ひわけでございます。

○岡田(正)委員 まあ理屈の通りから言へば、いわゆる単位未満株はそう大して出ぬのではないかと。ということでありますが、それは大会社にとりましては大したことはありません。ところが、中小

会社の場合における単位未満株というのは、思ひぬ力を発揮すると思ひます。というのは、中小会社で千株持つてゐるというふうな株主はほとんどありません。重役ぐらゐになれば別でありませぬけれども、それ以外の者で千株も持つてゐるというのはほとんどないです。ということになりますと、ほとんどが単位未満株なんです。そうすると、単位未満株であつたら買い取り請求、譲渡禁止が入ればおさらのこと、それなら会社で買い取つてくれ、それじゃ五十円の株券だから五十円で買つてやろう、そんなあほなことがあるものか、それなら裁判に訴えてでもこの価格を決めてもらうということになると、いまの賀茂鶴のように、五十円の株券が一躍二万六千円になつてしまふということになつたらほくほくものですね。

だから、こういうことに知恵をつけられた連中が、とにかくおじいさんの代から持つておるような株券を、蔵の片すみでほこりをかぶつて寝ておつたようなものを、株主を調べては買い歩かまして、それで、あなたが持つておる株券は私に譲つてちょうだいというふうなことを言つて譲つてもらつてはそれをため込んで、その会社を潰れてゐるというふうなことがあるわけなんです。五十円の株券を千円ぐらゐで買い取るのです。千円ぐらゐで買い取つて二万六千円もらうのでありますから、差し引き二万五千円の得です。一株です。これはもう遊んで暮らした方がいらいなんです。こういういわゆる新商売が生まれるのではないかと。先ほど申し上げましたようないわゆる株主總會に対する提案権、これを百分の一もしくは三百株以上の株主はという分は余りにも低過ぎるのではないかと、権利の乱用に通じるのではないかとさへ思ひます。この三百株というのは削除するといふお気持ちにはなりませんか。また、よく考へておきますまでもいいですよ。

○中島(一)政府委員 ただいま御指摘もございましたので、さらに検討したいと思つております。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。ぜひ

ともひとつ検討をお願いしたいと思ひます。私は、この三百株というのは、今回提出の法案の中で一番重要なポイントの一つではないかと思ひます。ぜひぜひひとつ御検討いただきたいと思ひます。

その次に申し上げたいのでありますが、これに関連いたしまして、現実にはいまイギリスの会社法第百四十条で、議決権なんかは二十分の一または株主が百人以上という規定になつております。それから、ドイツの株式法百二十二条などにおきましては、資本の二十分の一または額面百万マルク以上というふうになつておるのであります。さらに、日本のいま現在ある分でも、いまの三百株なんというのはないのであります。百分の三か十分の一ということがあるだけであります。それが今回急にほんとと持ち株率は百分の三から百分の一へ下がり、これは権利の拡大と称するのでしょうか。それからさらに、いままでなかつた三百株がばかっと出てきて、三百株もあれば十分暴れることができる、これは総会屋さんに、大会社の方ではもう広告料と保険屋稼業くらいしかもうからぬぞ、ほかに行くところがないから中小企業へ行けというふうなことで、法務省が今度の法改正で奨励しているのじやないかなというふうには私は誤解をするくらい、実は思つておるのであります。

それで、いまのドイツやイギリスその他の会社におきまして、先進諸国においてこの持ち株比率と株式数とを一緒に併記したものは私は知らぬのです。私知りませんが、アメリカの方では一体どうなつておりますか。

○元本説明員 お答えいたします。

アメリカのすべての州法を見たわけではございませんけれども、私の見ましたところでは、一株株主権になつております。

○岡田(正)委員 この点、ぜひひとつ各国の法律もお調べいただきまして、二考も三考もしていただきたい。念を押してお願ひをしておきます。次に、保証債務の計上の問題であります、こ

の保証債務の計上の問題につきましてこのごろ新聞をよくにぎわしております。たとえば大光相互銀行の約七百億円の不正事件、あるいはつい最近ありました岩沢グループの約三百億円の不正事件、いずれにいたしましても、これらはすべて保証債務が法規にはつきりしたことが書いてないからこういう事件が起きてくるのであります。しかも、これらが簿外になつておるものですからこういう事件が起ることとは、もう専門家の皆さんが一番よく知つておるはずですよ。それで、このいゝゆる保証債務をなぜつきりと今度の法改正の中に書かなかつたのか。最近起きておる一連のこの事件は、保証債務というものが明確でないから起きてきているじやないかとだれもが指摘できるような事件であります。なぜこれを明確にしなかつたか、お答えください。

○中島(一)政府委員 保証債務が問題になりますのはどこかということでありまして、今回の改正法の二百六十条におきまして、取締役会が代表取締役を委任することはできないで、取締役会のみから決定しなければならぬ事項として幾つかのものを列挙いたしました。その中に「多額ノ借財」というのを掲げております。保証債務は条件つき債務でございますので、その額はいかにによりましてはこの「多額ノ借財」というところに当たる。したがって、代表取締役が決定できない。その決定は代表取締役が委任することではない事項でありまして、取締役会が決定しなければならぬというので、私もその点について配慮をしたつもりでございます。

○岡田(正)委員 そこで、局長さん、配慮されたとおっしゃるのではありませんか、これでまた改正法案との関係ですね。その筋の人たちが足かけ三年もかかつて一生懸命になつて研究して出してこられたあの改正法案の中に何と書いてあります。本件について、これは私も聞いていたこの資料の中にないですから、私、宙暗記するわけにいかぬので申し上げるのではありませんか、どういう改正法案になつておりましたか、ちよつとお答え願ひます。

○元本説明員 改正法案におきましても、重要な債務の保証ということで出ております。

なお、念のために申し上げますと、これは法制審議会の答申でも、取締役会の決定すべき事項といたしまして重要な保証というものが出ております。

○岡田(正)委員 私の頭が悪いのでしょうか、私は見たことだけしか覚えてないのですが、要綱案だったですかね、何かにこういう文句が書いてありましたでしょうか。「重要な寄附、出資、貸借、保証、担保の供与及び債務の免除」という活字がたしかあったと思うのですが、私の夢ですか。

○元本説明員 先生の仰せのとおり文句、ござい

○岡田(正)委員 そこなんです。この今度の商法の改正の中で、やはりあれだけ大光相互銀行とかあるいは岩沢グループとか、もう大抵二月に一遍ぐらいの割合で新聞にぎわしてくる。それが皆ほとんど保証債務で、会社がきつうまで健全に経営をして、従業員一同喜び勇んで、あすのためにというので一生懸命に仕事をしておつたのに、ある日突然、会社に行つてみたらばたんとひっくり返つておつた。営業でもどこにも何にもないのに、簿外の保証債務があつたばかりに、ある日突然会社に行つてみたら青天のへきれきのやうに会社がなくなつておつた。こんなことが行われているんです。会社というものは会社の持っている資本と資産と、そしてそこに働く労働者の諸君の相互の協力があつてこそ会社の発展があり得るのであります。それが労働者が何とも知らぬうちに、ある日突然に倒れてしまふわけなんです。その大きな原因は何かというと簿外債務なんですよ。その簿外債務が明確にならぬからあつていふ悲劇が起きてくるのであります。何千という家族を含めた人たちが路頭に迷つておる、そういうことを起こしてはならないということが今度の私

の覚えておる文字が悪いのかもわかりません

が、要綱案か何かに「重要な寄附、出資、貸借、保証、担保の供与及び債務の免除」という字があつたのに、何でもこれを全部消してしまつて、「多額ノ借財」。これは五つしか字がないのですから、ものすごく短く小さくなつて、読むには都合がいいのですが、そうやって「多額ノ借財」に切りかえたのか、その真意のほどを教えてくださいたいのです。

○元本説明員 実はこれは、あるいは法律屋の独特の解釈であるということになるのかもしれないけれども、私もどつちかといつたしましては、要綱にございまして「重要な寄附、出資、貸借、保証、担保の供与及び債務の免除」というものにつきました。保証を除きましては今回の法律案の「重要な財産ノ処分」ということで全部読めるのではないかと、それから、重要な保証につきました。これは条件つき債務の負担であるから「多額ノ借財」ということで読めるのではないかと、文句はできるだけ簡潔な方がよろしいのではないかと、こういうふうにしただけでございます。

○岡田(正)委員 そちらは、読めるんじやなからうかなということを書かぬでもいいじやないですか。読んだらほうと云つてわかるようなものを書けばいいじやないですか。これは何を書いたのか、裏をひっくり返したら何かなというのを一々考えなければいけないうような法律というものはいかげなものでしょうか。しかも昭和の御代の一番新しいきよう今日つくろうとしておるのです。何でもそんな類推しなればいけないうような言葉で書かなければならぬのでしうか。これはいきなりここでこういふ「重要な寄附、出資、貸借、保証、担保の供与及び債務の免除」などと言ふきなき言ふんじやないんです。私がいふ突然言ひ始めたのじやないのです。長年の間言つてきておることなんです。それが何でこういふ「多額ノ借財」というふうになつてしまつたのか。

しかも、それは類推すればわかるじやありませんかといつても、わからぬ人間もおりますね。わからぬから、いままであいまいだったから、そういういわゆる膨大な簿外の債務負担によつてある優秀な会社がある日突然、社長のたまたまな経営ぶり、いわゆる保証債務のためにばたんだんといつておるわけでしょう。あの誠備グループにきいていって食われたわけでしょう。誠備グループのもつと奥の深いものをもちよつと言いたいのでありますが、時間の制限もありますからきょうは言いませんけれども、何でもこんなことをするのですか。私はさっきの三百株とことが気に入らぬのですよ。もうちよつとはきりおつしやうてください。

○中島(一)政府委員 元木参事官は非常に謙虚な言い方をいたしましたけれども、「多額ノ借財」と言えば、それは重要な保証債務というものが当然含まれると私どもとしては解釈をしております。

ただ、ただいま御質問を伺っておりますと、簿外の保証債務ということでございますので、簿外の保証債務ということになりますと、これは計算書類関係の御質問ではなからうかと思つてございします。この計算書類関係で保証関係がどういふふうになっておるか申しますと、先ほど申しましたように、保証債務は条件つき債務でございますから、これは貸借対照表の負債の部に書くことになるわけでございます。ただ、計算書類規則によりますと、現実化する可能性が少ない場合には一括して注記してもよろしい、こういうことになっておりますので、一括注記をするという例も多いかと思つてあります。それにいたしましても、計算書類にはきりきと出るわけございまして、株主に直接開示をされるという関係になります。そういう意味でディスクローズは十分ではなからうかと考えておるわけでございます。

○岡田(正)委員 ちよつとしつこいようでございますけれども、局長さんのいまお答えになった例は現行商法にあるのです。現行商法にあるのに、なぜ大光相互銀行とか岩沢グループ事件がどんなに出てくるのですか。そういうものを防いでやらなければいけません。それを防ぐためにはかくあるべしという、さっき私が二回繰り返して読み上げましたような文言を書けばいいではないか、明確にしようではないかと言つていけるものを、本件については「多額ノ借財」で類推できる、しかも、現行商法の中にいわゆる計算書類の中で一括して注記をすればいいと書いてあるんだから、それでいけるじやないかというのはいくらも冒険過ぎはしないでしょう。その点をお答えください。

○中島(一)政府委員 お尋ねの事例がいずれも簿外の保証債務ということでございますので、恐らく計算書類にも計上されておらなかったというところであらうと思われまします。そうなりますと、これは商法の対象外と申しましうか、われわれの考へておらないうち外の問題になるのではなからうか。これは私どもも一応規定は整備したというふうにして思つておりますけれども、それを潜脱してと申しましうか、それをくぐつて、そもそも帳簿にも載せないんだ、取締役会の決議も要らないんだというところでやられましたのでは、これは商法の条文の適否と申しましうか、できふでこの問題ではないかと考えざるを得ないわけでございます。

○岡田(正)委員 局長さんの言おうとしていらることもわからぬでもないのですけれども、私がどうも釈然としないのは、簿外の債務だから、帳面に載せておらぬのだからそれは発見しようといふたつて発見のしようがないんだから、そんなものはどうもやりようがないではないかと言わんばかりのおつしやり方でありまます。

たとえばごく最近にありました岩沢グループの事件等にいたしましても、まさに簿外の債務ですね。だから、ここでいま決めようとしていけることは、取締役会の決議がなかったら代表取締に権限を一任しないぞということを書いてあるのです。

す。その岩沢グループの中では社長の御大將がワンマンで、ともかく子会社の方もみんな集められるだけの金を持つてこい、おれが使うんだ、何に使うのですか、要らぬこと言ふなといつてどんどん持つていって誠備グループへ運んだ。そしてある日突然どこかへ消えた。そしてその責任者が家宅捜査までして調べてみたら、何とその人のものうけていた金は一銭もなかったというふうな状態、摩訶不思議なこと、キツネにつままれたようなことが出てきているわけでしょう。それでばかを見るのはその会社に投資した株主じやありませんか。

株主の権利を保護してやろうというのが今度の商法の改正の目玉の一つじやないんでしょうか。ということになれば、類推しなければならぬという法改正をするべきではない。現在の商法にある分でも規制ができるのですから、簿外の債務——簿外の債務じやいけません、いわゆる保証債務ですね、そういう問題は取締役会の決議がなければ、社長、代表取締役は絶対に執行できませんよということになっておれば、あんな岩沢グループみたいなあほなことは起きてこないわけですよ。だから、そのところを二度と再びあんな忌まわしい事件が起きないように、それで家族を入れて何千人という人が路頭に迷うことがないように、どうしたらできるかということがやはりこういう法改正のときに必要な配慮じやないんでしょうか。この問題は、時間がたつておるようでありまますから、委員長もいらしておるようでございますので、きょうはこの辺で取りやめて宿題にしておきますが、どうぞひとつこの問題も二考も三考もしていただきたい。

もう一度繰り返しておきますが、いわゆる株主の提案権、三百株という問題、百分の一という問題、そしてこのいわゆる簿外債務、保証債務の問題、この問題というものは軽々に見逃すべき問題ではない。しかも要綱案にあったその文言を削つて、わざわざ短い言葉でただこの「借財」。だから、法律の専門家が読めば裏の裏まで読めるのか

もしませんが、私どものように法律の素人では何のことかよくわかりません。類推してやれと言つたら、法律専門家にかつたらこてんばんにやられてしまふ。もういいように言いまくられてしまふ。そんないいように言いまくられてしまふような法律はない方がいい、私はそう思う。だが読んでもわかるものにしておかなければならぬ。それが本筋だと思つて。できるだけ言葉は簡単にするのが法律とは私言いません。

たとえば、いまひよこつと開いたこんなか見ましたつて、これはあなた、百ページのところをごらんください。「会計監査人の権限等」というところを書いてあるところでも、その二行目のところだつて、どうなんですか。「摩訶」という字まで書いてあるでしよう。どうですか。「会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、」一々動作まで書いてあるじやないですか。こんなことこそ要らぬ文字じやないですか。

そこまで親切丁寧に書いてあるのかあるかと思へば、こういうふうな極端にばかつと縮めてしまつたものもある。それで後はおまえらが勝手に腹の中での推しはかれというのでは、私は、今回の三十年ぶりの商法の改正にしてはちよいとばかりお粗末に過ぎはしないだろうか。ちよつと言葉が過ぎました。けれども、どうぞひとつ何遍も考え直していただきたい。まだ審議には十分時間がありますので、そのことを要望いたしまして、本日の質問は終わらしていただきます。

○高島委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○高島委員長 それでは、速記をつけてください。

○安藤委員 筋道だった最初予定していた質問に入る前に、先ほどの同僚議員の幕切れのところの質問の関係でちよつとお尋ねしたいと思つております。

簿外の保証債務あるいは債務、これは局長の御

答弁ですと商法の領域じゃないみたいなお話があったのですが、その弊外のものも何かチェックする方法は、やはりこれは考えなければあかぬと思うのです。今度の改正案の中にはストレートにそれが入ってきてもいいものはないのですが、やはりこれは会社のそういう経理関係の運用の面で、午前中もいろいろ質問がありましたけれども、監査役、会計監査人ももちろんそうだと思うのですが、まず監査役が相当しつかりこれに目を光らす必要があるんじゃないかと思うのです。それで、たしかこれは改正案の段階でも出ておったと思うのですが、社外の監査役、これを選任したかどうかというふうなものがあつたと思うのです。それがなくなつてゐるわけですね。この問題は、経理連の方から、そんなものを入れる必要はないんだ、内部の方がよくわかるんだということですが、内部の方からこそ、知つておつても、代表取締役、社長に実質的には任命をされる監査役では、とうていくちびる寒し秋の風じゃないですけれども、物が言えないという状態になるんじゃないかと思うのです。

一つの例として、これは河本一郎という神戸大学の教授が書いてある論文の中にあるのですが、「監査に対する期待と現実」、それで、ある公認会計士がこういうふうな河本さんに漏らしているようなんです。「最近、私が耳にしましたのは、使途不明金が非常にやかましくいわれるようになって、支出そのものを抑えるよりも、どちらかというと、今まで秘書課あたりにその仕事は降りていたものが、ある一定額以上のものはぜんぜん降りてこなくなつて、却つて企業のトップがガードを固めてきているケースも多いというところで、監査役の方々も苦慮されてゐる。かえつて幹部だけでガードを固めちやつて、秘書課にも知らせない、部長あたりにも知らせない、平取締役にも知らせないというふうなことで、これは実質的には社長によって監査役が選任されているからこういうことになつてしまつて、監査役も全然目が見えない。もちろん、社外監査役にしても任命されるこ

とは間違いないのですが、やはりそこは一味違つたものが出てくるのじゃないかという期待を持たいのです。

あの誠備グループにしてやられた札幌トヨベツトの岩沢さんにしても、あの誠備にひつかなかつたのか、自分で乗り込んでいったのか知りませんが、あれだけの仕事をするには相当の資金が必要で、きつたというところは、だれが見てもわかることなんですね。その資金を一体どこから調達しているのかというのをきつと調べ上げて、社長に直言するなり取締役会できつとやうな監査役、こういうふうなきつとした発言権をやはり監査役に持たせる必要があるのじゃないかと思うのです。そういう意味で、これはまず突破口の一つに何とかならぬかなと私も思うのですが、社外監査役というものをきつと考えるわけじゃないかぬのじゃないかと思うのです。まず最初にこれをお尋ねします。いかがでしょうか。

○中島(一)政府委員 先ほど私の説明若干不十分であつたかと思ひますけれども、私、簿外の負債であるいは保証が商法の問題外であるというふうな申し上げたつもりではございませんで、先ほどは商法二百六十条の二項の表現をめぐつての御質問がございましたので、簿外の負債であるいは保証ということになると、これは商法二百六十条二項の問題ではないという趣旨で申し上げたつもりでございます。この点は、正、改善と申しましよう。か、監視につきましては、ただいまおっしゃいましたように、監査役であるいは会計監査人の監査によつてそういうものを洗い出して、そして未然に危険を防ぐということが商法の問題であらうかというふうなことを考えるわけでございます。

か、そういうものも考えなければなりませんし、あるいは社外の監査役を選任するといつした場合には、果たして適任者が得られるかどうか、社外からそういう監査役を探し出してやるというところが可能であるかというところが、やはり一番の問題であるかと思つてあります。今度の改正案では見送られたわけでありまして、将来の検討課題として残つたということでございませう。

それから、代表取締役からあるいは取締役会によつて選任される、法律では選任されなくても、事実上そういうものによつて選任される監査役であつて、果たして適任な監査業務が期待できるかどうかでございませうけれども、これは私は選任権の所在というふうなことも重要な問題ではあるうかと思ひますけれども、やはり監査役としての倫理と申しましうか使命感と申しましうかそういうもの、あるいはその人の業務に対する熱意とか実力というふうなものが総合されて、そして監査役としての業務が十全を期し得るのじゃないかというふうなことを考えるわけでございます。

○安藤委員 簿外というところで、計算書類に全く載つておらないという一つの大きな隠れみのがあるわけですね。ですから、いま申し上げたようなことを逆に提案をしたということですが、適任者がいるかどうかということはその後の問題で、そこまで法務省の方で心配なさる必要はないのじゃないか。本日に企業をあんなんことでもつぶすというふうなことのないうにという熱意が役員の中にあるれば、それはそれでいいかと思つております。だから、そのための道を法律でもつて開いておくという点が必要なんじゃないかと思つております。その点はそれだけに耳にためておいていただいて、さらにいろいろ検討していただきたいというふうな思ひです。

そこで、まず大臣にお尋ねをしたいと思います。これまでこの改正案提出の経過についてはいろいろありましたが、今回のこの改正案のねらい、その一番大きなものは一体どこにあるんでし

か。

○奥野国務大臣 一つは、経済情勢の変化に対応した各種制度にしていきたいということでございます。

もう一つは、会社の自主的な監視機能を充実していきたいということでございます。

○安藤委員 それで、最初根本的あるいは全面的に改正するというようなものを、早期に改正するというふうな方針が変更になつたわけですが、その直接のきっかけというのはいくつあるところにあるわけですか。

○奥野国務大臣 株式会社制度、株式会社の機関、株式会社の計算・公開、この三点について法制審議会が検討しておられまして、五十四年に一応の考え方がまとまつてきた。その際に、別途内閣に航空機問題等どう対応するかという審議機関が設けられ、そこで株式会社についても社会的な公正を期するための努力が必要だということ、いろいろな考え方が出てきたわけでございます。でありますので、さらに引き続き全面改正についての検討を続ける予定であつたのを、急遽できたもののだけ急いで改正をしていきたいということ、で、今回の提案になつてきたわけでございます。

○安藤委員 私も大体その辺のところは承知しておるのですが、そうしますと、航空機問題等防止対策協議会が意見を出しまして、企業倫理の確保、企業の不正支払い防止のためのチェック機能の整備強化というのがうたわれたわけですね。その要請にこたへるというのがあるかと思つておりますが、前回の商法改正のときに衆議院と参議院で、これまでのいろいろな話が出ましたあの附帯決議、企業の社会的責任、その他ほかにもいろいろあるのですが、大小会社の区別等々、それから会計監査人の独立性を確保する云々、これが衆議院の方で、参議院の方でも「大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、」途中省略しますが、法律案を準備し

て国会に提出すること。この附帯決議の趣旨も早期改正の中に織り込まれているんだというふうな理解してよろしいでしょうか。

○奥野国務大臣 そういふ意味合いで、会社の自主的な監視機能を強化するという措置をとっているわけでございます。

〔委員長退席、熊川委員長代理着席〕

○安藤委員 先ほど民事局長の御答弁で、これは私の聞き間違いであつたかもしれぬと思つて、念のためにお尋ねするのですが、早期改正というところに方針が変わつたので、会社というか、企業の社会的責任を全うさせるという趣旨のそういう社会的責任の問題は入っておりませんというふうな言われたような気がするのですが、そんなことはないですね。これは確認のためにお尋ねしておきます。

○中島(一)政府委員 企業の社会的責任そのものを正面から抽象的にうたつた、そういう改正事項は入っておりませんという趣旨で申し上げたわけでございます。

○安藤委員 それでは、大臣が先ほどおっしゃつたような趣旨で早期改正の法案を出したのだ、こういうふうな理解していいわけですね。

○中島(一)政府委員 そのとおりでございます。

○安藤委員 そこで、これは早期改正の審議方針の変更の問題について、元木参事官が「商事法務」という雑誌の八百四十四号「株式会社法の早期改正方針の決定について」というところに、論文といひますが、報告といひますが、文章を書いておられるのですが、元木さんお見えになるし、あえて言わなくてもいいと思うのですが、念のために確認をしておきたい。この雑誌に掲載された元木さんの説明によると、審議方針変更の理由は、第一に、企業の非行防止のために企業の自主的監視制度を強化すべしという要求が出てきた、それから、会社法改正審議がもういままです審議が進んできた段階でこの目的に利用することができるとあること、そして、この段階でこのような立法をすることが望ましいと見られること、この

三つを挙げておられるのですが、お書きになった御本人がおられるのですが、そのとおりに間違いないわけですか。

○元木説明員 そのとおりでございます。

○安藤委員 そこで、こう言つてはいかぬのが、恐らくこれは元木参事官がおつくりになつたのじゃないかと思つたが、「会社法改正に関する問題」という題で昭和五十六年六月十二日、法務省民事局参事官室の前で出されておられるわけですね。これは時期的に言いますと、まだ早期改正というところに審議方針を定めることになる前のようにお見受けするわけですが、それでも改正案あるいは要綱の中身を見ますと、ここに指摘されている問題が盛り込まれているようにも思つたのでお尋ねするわけですが、全面的な改正、根本的な改正という段階で問題点を指摘なさつたものであるけれども、今回の早期改正ということの中にこの問題点も盛り込まれているのだというふうな理解してよろしいですか。

○元木説明員 実は私、この問題点の作成にはまだ関与していないわけでございますけれども、盛り込まれているというふうな考えをしております。

○安藤委員 そこで、いろいろ細かい問題については後でお尋ねするわけですが、この問題点全部じゃないですが、二、三お聞きをしておきたいと思ひます。

まず第一に、「企業の社会的責任」という項目がございまして、これは択一的に問題を提起しておられるわけですが。そのうちの「株式会社法中」に、会社の社会的責任に関する一般的规定として、取締役に対し社会的責任に対応して行動すべき義務を課する明文の規定を設けること等を検討すべきであるとする意見があるが、どうか。

それからこれに対するものとして、「一般的规定を設ける」ということよりも、むしろ現在の株式会社法の個々の制度の改善を図り、これを通じて、企業が社会的責任を果たすことを期待するという方向で検討すべきであるとする意見があるが、どうか。こういうふうにあるわけですが、結局、

いままでの元木さんあるいは民事局長の答弁を伺つておきますと、後者の方をおとりになつたように思ふのですが、そのとおりですか。

○元木説明員 そのとおりでございます。

○安藤委員 いま読み上げました前者の方は、これまでの民事局長の答弁によりまして、そういう一般的な規定は精神規定ということになるんで、余り効果がないのじゃないかという趣旨の御答弁をこれまでしておられたのですが、この問題の立て方が多分に立法技術的な面があつて、企業の反社会的な行為に対する根本的な問題、これを提起すべきであつた。余りにもこれは立法技術的に、悪い言葉ですが、随分と落ちていく。だから、もっと根本的に企業の社会的責任の問題を提起するというような立て方をなぜこのときにならなかつたか。立法技術的な面でどういうような質問の仕方をされたものだから、大方の意見は後者の方がいいのじゃないかという趣旨の意見が出てきたんだという趣旨の批判があるのです。

私はもちろんこの批判に全く同感なんです。だから、そういうような問題の立て方をなぜされないで、企業の社会的責任をやるんだという趣旨のことで出発したということであれば、もっとその辺のところをきつと踏まえた問題の提起をすべきではなかつたかと思ふのですが、その辺については何もお考えにならなかつたのでしたでしょうか。

○中島(一)政府委員 五十年のことでありまして、私、当時の事情は直接は知りませんが、その後の経過を最近になりまして聞いたところによりまして、この第一の一般的な規定として設けるといふ考え方につきましては、いろいろと意見があつたというところであります。

まず、先ほど御質問にも出ましたように、訓示規定と申しましようか、抽象的な規定に過ぎるといふような意見でありますとか、あるいは民法の大原則としてすでに公共の福祉とかいふような基本原則の規定もあるから、それと重なるんじゃないかといふような意見でありますとか、あるいは商法の中にこういう規定を設けることについては

異質なものを持つてくることになるんじゃないかといふような趣旨の意見があつて、積極論としてはまともなかつたといふふうなものであります。ただ、これは取りやめにしたということではございませんで、今後さらに法制審議会においても検討される事項であるというふうに私どもは理解しておるわけでございます。

○安藤委員 次に、この「問題点」と題する指摘に、「株主総会制度の改善策」というのが第二にありまして。その(一)、(二)とあるのですが、この(一)の方は、「業務執行に関する事項でも、取締役会の請求があれば、総会の決議により決定することができるよう改めるべきである」とする意見があるが、どうか。それから(二)が、「会計監査人の監査が強制される会社にあつては、計算書類の確定は、取締役会の権限とし、総会への報告事項とするのが合理的である」とする意見があるが、どうか。というのがあるのですが、結局これは二番目の方の問題点の指摘の線に沿つて法案をおつくりになつた、こういうことになるわけですか。

○元木説明員 そのとおりでございます。

○安藤委員 そのとおりとおっしゃるのですが、これが、後でいろいろお尋ねしますけれども、なかなか問題のあるところだと思ふのです。

それで、いまの第二の「株主総会制度の改善策」の(一)と(二)の関係ですが、「総会における株主の質問権を明定すべきである」とする意見があるが、どうか。質問権の範囲、行使方法について、どのように定めるべきか。それから(二)が、「総会における株主の提案権を認めるべきである」とする意見があるが、どうか。提案しうる議案の範囲、提案の条件、方法について、どう考えるか。という問題を指摘しておられるわけですが。これは法案を見ると、一応形の上は整つておるように見えるのですが、この問題の提起にこたえるような法案をおつくりになつた、こういうふうな理解してよろしいですか。

○元木説明員 まず、質問権の問題でございます

けれども、これは部会の審議の過程におきましても、およそ質問権というものは、会議体の構成員である限り、その議題については当然持つてゐるものではないか、それをいまだ新しく規定を置くといふこと自体がそもそもおかしいのではないか、いまだいかにも解釈上も認められていないか、つたように思われるのではないかと疑問が出たわけでございす。それから、現在質問権が完全に十分に行使されてゐることは言えないといふ問題もございすので、何らかの規定を設けるべきであるといふことがございすので、ここで取締役、監査役の説明義務といふことで、むしろ質問権は当然あるのだといふことを前提にいたしまして、それに対して答弁をしなければいけない、もし答弁をしなければそれはもちろん総会決議の手段の瑕疵になるといふことで、そういう規定を設ける方向に傾いたわけでございす。

【熊川委員長代理退席、委員長着席】

○元木説明員 仰せのとおりでございます。

○安藤委員 第五の「株式会社の計算・公開」のところの中に二の「公害の防止、消費者の保護その他社会との関係において生じた問題及びそれに対し講じた措置に関する事項」というのがありますが、これは試案の中にも入っていないように思ふのですが、これは全く欠落してしまつておるんですが、どういふようなことで欠落してしまつたんでしょうか。

○元木説明員 実は、営業報告は御承知のように総会の招集通知とともに株主に送付されるということでございます。したがって、ここに記載されるべき事項というものが郵送料の関係からかなり制限されざるを得ないといふ問題があるわけでございす。したがって、試案におきましては直接に株主に送つてもそれほどコストがかからないであらうといふ点を挙げたわけでございまして、それ以外のものは会社側に備へ置いて見てもらうといふことで、付属明細書に移したということでございます。

○安藤委員 この辺のところは大事なところだと思ふのですが、それが全く試案の段階にもないから、どうなつておるのかと思つたのです。

それから、同じ「株式会社の計算・公開」のところの「三、計算書類の公示・公開方法について改善すべき点があるか」「貸借対照表の公告のほかに、計算書類の一般公衆への開示方法を改善すべきであるとする意見があるが、どうか。」こういう問題の指摘をしておられるのですが、これは試案の段階では、商業登記所への届け出によつて、そこで株主以外のだれでも見ることができるといふような、なかなか抜本的といふのかユニークな提案があつたと思ふのですが、これが抜けてしまつておるのですが、どういふわけですか。

○元木説明員 一応、有限責任会社である限りに

おきましては、たとえ小会社でもすべてその財務内容と申しますか、そういうものは公開すべきである、ところが、実際問題といたしまして、特に小会社におきましては公告もいたしていないというのが実情でございすので、そのためにすべての株式会社に計算書類は一切商業登記所へ提出して、そして閲覧するあるいは贈与することができるといふことにしたいといふことになつたわけでございます。しかし、これにつきましては大変な予算措置その他のいろいろな設備も要るわけでございます。早急には実現できないといふ問題がございす。それと、今回の改正は特に大会社に焦点を絞りまして改正をやつていくという観点もございまして、小企業を中心にして考へておりました登記所への計算書類の提出ということはやめましたといふことでございす。

大会社につきましては、現在実際に大会社が作成しておられます計算書類につきましては、もちろん公告もやつておられますし、それからその他の雑誌等でもかなりのディスクローズもされておりますので、登記所への提出といふものをやめても実際に影響はないのではないかと考えてございす。

○安藤委員 中小会社の計算書類等のディスクロージャーの問題については、先回も、いつてもしほらく前ですけれども、当委員会でもそのことだけにしほつてお尋ねしたことがあるのですが、それについては特別なそういう負担をかけないようなことを考へたのだといふお話がございす。だから一応それはそれとしていいのですが、いまのお話ですと、早期に改正をするといふようなことで、いろいろ経費の点等があつて早急に実現できないから除いたのだといふことと、実質的には公開している部分もあるのだといふお話がありまして、たね、ということですが、計算書類の公示・公開については、商業登記所への届け出によるディスクローズは永久にやらないといふ方向で考へておるんですか。

○中島（一）政府委員 今回の改正が緊急を要する

必要な改正事項にしばつて答申をいただいたのは、先ほどからお答えを申してゐるとおりでございます。それから、それ以外のものにつきましては、現在もお法律審議会の商法部会において全面的改正の残りの部分を検討中でございますので、そこですべて検討されることになるわけでございす。

○安藤委員 それでは、具体的な問題についてお尋ねをいたしますが、これまでいろいろ議論がありましたが、単位株制度の問題についてお尋ねをします。

これは主として上場会社に適用するといふことで提案がされてゐるわけですが、コスト論といふような話もありましたけれども、本当のねらいは一体どういふところにあるのか、もう一遍聞かしてくださいます。

○元木説明員 完全に株式管理費用の点から単位株制度を採用するといふことであります。

○安藤委員 そうしますと、株式管理費用オンリーで、そのことだけが唯一最大の理由でこの単位株制度を提案をしてゐるのだ、こういうふうに理解をしてよさそうです。そうしますと、一人の株主に対して一体幾らくの管理費用が要するといふふうに見ておられるのか、その内訳は一体どういふようなものを考へておられるのか、お尋ねしたいと思ふのです。

それから、その次の提案権もございすけれども、この提案権につきましても、現行法のものとの学説といたしましては、新たな議題を提案するといふことにつきましても否定的な見解が多いわけでございますけれども、それ以外の、たとえば修正の提案をする、反対の提案をするといふことについては提案権というものは当然認められてゐるのではないかと疑問があつたわけでございす。したがつて、そういうことを前提にいたしまして、そして今度は新しく提案権として一定の要件のもとに提案をしたならば、その提案は総会の招集通知に載つけられるといふところに意味を持たせて、新しい規定を設けるということにいたしたわけでございす。

○安藤委員 その問題については後でもお尋ねを

時間がありまけんからもう一々お尋ねしません、第四の「株式制度の改善策」の大きい二、三の点については、単位株制度を導入する場合の単位未満株の点については「議決権を含め株主としての一切の権利の行使を認めないものとすべきか。」

必要な改正事項にしばつて答申をいただいたのは、先ほどからお答えを申してゐるとおりでございます。それから、それ以外のものにつきましては、現在もお法律審議会の商法部会において全面的改正の残りの部分を検討中でございますので、そこですべて検討されることになるわけでございす。

○安藤委員 それでは、具体的な問題についてお尋ねをいたしますが、これまでいろいろ議論がありましたが、単位株制度の問題についてお尋ねをします。

これは主として上場会社に適用するといふことで提案がされてゐるわけですが、コスト論といふような話もありましたけれども、本当のねらいは一体どういふところにあるのか、もう一遍聞かしてくださいます。

○元木説明員 完全に株式管理費用の点から単位株制度を採用するといふことであります。

○安藤委員 そうしますと、株式管理費用オンリーで、そのことだけが唯一最大の理由でこの単位株制度を提案をしてゐるのだ、こういうふうに理解をしてよさそうです。そうしますと、一人の株主に対して一体幾らくの管理費用が要するといふふうに見ておられるのか、その内訳は一体どういふようなものを考へておられるのか、お尋ねしたいと思ふのです。

○元木説明員 株式管理コストにつきましては企業秘密といふことで、各企業なかなか明らかにしてもらえないのでございすけれども、五年前に調査いたしましたところでは、大体二千数百円といふところが一般の平均値ではないかと思われます。ただ最近、これはもう少し正確なことではございせんけれども、開いたところによりまして、会社によつては八千円くらいをかけてゐる会社もあるようでございます。株式担当者に関しまして、その費用の大部分は株主総会の招集通知、もちろんこれにはさまざまな書類がつくわけでございす。そのほか、これは法律で強制はされておられまけんけれども、中間事業報告書といふようないわば株主サービスのために送る書類がござい

ます。そういうふうな書類の作成、印刷、送付というものにほとんどがかかっているように感じます。

○安藤委員 そうしますと、法務省としては余り詳しくはなけれども、聞いた範囲でそういうことだということですね。何か企業秘密でなかなか教えてくれないということのようですが、一株当たり幾らくらいかかるかという計算の仕方はないのですか。

○元木説明員 今回の調査の目的が、株主一人当たりについて幾らかかるかということが非常に重要でございまして、一株当たり幾らかかるかというところは必ずしも目的の中に入っておりませんので、調査いたしております。

○安藤委員 現在は、会社が株式を新たに発行するあるいは設立をしてすぐ発行するときは、設立をした場合はどうかかわりませんが、時価発行が通例になっていることは御承知のとおりだと思うのです。五十円額面の株でも大体二百円から三百円くらいというのが通り相場のように思います。そして取引するには、買場場合でも千株というのが取引の一つの単位になっているということになると、一まとめにしても二十万円から三十万円や

はり払うわけです。そうしますと、いまおっしゃったようなのはいろいろな毎回の単位というのがあるかもしれませんが、二千数百円あるいは高いところでは八千円というふうにおっしゃったのですが、コストという関係だけから見ると、時価発行ということからすると、別にその会社の方が持ち出しになるばかりでもないのではないかと気がするのですが、どうですか。

○元木説明員 御指摘のとおり、新しく株式を買う場合には、東京証券取引所でございますと、五十円株でしたら千株が単位ということになりますので、一般の株主は千株単位でしか購入することができないことになっております。したがって、その点については特にコストということをその問題にする必要はないわけでございますけれども、問題は、多くの会社で無償交付株式配当がある

いは有償増資で株主割り当てというようにことをやるわけでございます。そういういたしますと、たとえば持ち株に対して一割の株式配当をするということになってまいりますと、千株の株主ならば百株を取得することになるわけでございます。ところが、このような百株という、言ってみれば取引単位には満たない、一般市場では端株と言っておりますけれども、実際には端株ではございせんが、事実上の端株というものにつきましても市場価格では売買できないわけでございます。非常に安くしか取引ができないということがございまして、しかも普通の市場では取引できませんから、もし売ろうとした場合には手数料が非常に高いという問題があるわけでございます。そのために、たとえいま千株持っている株主がいたとしても、そのうちの千株だけは売りたいときには売ってしまおうということになりますけれども、残りの百株についてはそのまま死蔵しているというところでございまして、もちろん百株程度でござい

ますから、これは議決権行使とかなんとは考えない、全くの死蔵というところで処分にも困っているという株主がかなりいるというところでござい

ます。○安藤委員 いろいろ理由をおっしゃったのですが、ここに一つのグラフを私は持ってきているのです。これは所有者別持ち株比率の推移、昭和二十五年から四十九年までとちよと古いのですが、昭和二十五年のころで見ますと、いわゆる個人株主と法人株主に分けてみますと、全国の上場会社を対象にして調べたのですが、二十五年当時は個人株主の方が六〇%を超えているのです。それが個人株主はずつと下がってきてまして、昭和三十三年ぐらいのところで法人株主と交差するのです。四十九年は三〇%をちよと超すというところまで減っているのです。参考までに言いますと、法人株主の方は二十五年のときは三六%ぐらいだったのです。それが四十九年のときは七〇%近くになっているわけです。こういうふうに移動があるわけですね。

それで、株主一人当たりに対する管理コストの問題は、昭和二十五年ごろから二十七、八年ごろまでちよと問題にならなくて、企業の方も少しも文句も言わなくて、大衆株主を大切に、しっかりと大衆から資本を集めたというときには黙っておいて、そして今度は、先ほど言いましたように三〇%近いところまで下がってきたときに、なつて管理コストが高いというふうなことで、単位未満株というものが、これからはお尋ねしますし、これまで議論になりましたが、其益権を与えないというふうな方向で、どうも一般の大衆株主を整理するという方向で考えられているのではないかと気がするのですが、その辺のところの企業からの要望に法務省はこたえているのではないですか。

○元木説明員 ただいま御指摘の昭和二十七、八年のころには、たゞいまとは物価が全く比較にならぬほど違うわけでございます。そのときの管理コストは、当時の五百円株を基準にいたしますならば問題がない価格ではなかったかと思うわけでございます。しかもその当時の増資の企業のピークというところでございまして、倍増増資をどんどんやるといふようなことでございまして、したがって、当時も株を持っていた人がいたといたしますならば、現在よりも大株主になっているはずでございます。したがって、その当時単位未満株主の人がそのまま現在も単位未満株主でいることはまずないのではないかと。ことに、現在多くの企業は、株式をふやす方法といたしまして、無償交付をどんどんやるわけでございます。したがって、これは何も払い込まなくても、ひとりで株式がふえていく状況にいままではあったわけでございます。これからはいろいろな経済情勢の変動等ではそうはならないかと思ひますけれども、過去におきましてはそういうふうな状況でござい

ました。したがって、過去に株主であった人、これは過去に小株主であった人も、無償交付で現在はそのまま単位未満株主でいるということはないわけ

でございます。過去に小株主をそのまま置き去りにして整理してしまおうということではないわけでございます。先ほど申しましたように、実際には処分も何もできないでたんのの中にしまつておいて困っている株主が大部分であらう。もちろんその中には総会等で特殊な目的のために少数の株式を持っているというところがあるかと思ひますけれども、一般の大衆の投資家の場合には、たんにしまつて実は処分にも困っているのが実情ではなからうかと思ひます。

○安藤委員 法案のように単位株にする株券はどれだけ減るかということ、これは午前中にありましたが、二七%と言われたのがこれですか。これは株主の方じゃないですか。株券の方はどれだけ減る計算になりますか。

○元木説明員 これは各会社の株の発行政策によつてかなり違つてくるのではなからうかと思ひます。つまり、会社によりましては、千株、二千株というふうなきつちりした数の株券しか出さない会社もございまして、それに対して、たとえば無償交付なんかがあったような場合には千六百何株というふうな半端な数の株券を出す会社もございまして、その点一概に論じられませんが、ただ、先ほど先生御指摘のように、単位未満株主が大体二七%くらいあるということでございますので、その分については、少なくとも今後無償交付等あるいは有償増資等で新株を発行する場合には、株券を発行しなくて済むことになるわけでございます。

○安藤委員 これは昭和五十年三月の調査ですが、東京株式懇話会というのがありまして、五万円の単位株制度を採用すると、東京一部上場会社だけの調査ですが、株券の発行枚数は約八百五十社で一億八千万枚、それがこの制度をとると約六〇%、一億九百万枚減少になる。株主の方は先ほど二七%とおっしゃったのですが、この調査によりますと、千六百万人のうちの大体三〇%、五百万人が減るという見通しを立てておられるわけですね。問題は、多くの会社で無償交付株式配当がある

けでございます。過去に小株主をそのまま置き去りにして整理してしまおうということではないわけでございます。先ほど申しましたように、実際には処分も何もできないでたんのの中にしまつておいて困っている株主が大部分であらう。もちろんその中には総会等で特殊な目的のために少数の株式を持っているというところがあるかと思ひますけれども、一般の大衆の投資家の場合には、たんにしまつて実は処分にも困っているのが実情ではなからうかと思ひます。

○安藤委員 法案のように単位株にする株券はどれだけ減るかということ、これは午前中にありましたが、二七%と言われたのがこれですか。これは株主の方じゃないですか。株券の方はどれだけ減る計算になりますか。

○元木説明員 これは各会社の株の発行政策によつてかなり違つてくるのではなからうかと思ひます。つまり、会社によりましては、千株、二千株というふうなきつちりした数の株券しか出さない会社もございまして、それに対して、たとえば無償交付なんかがあったような場合には千六百何株というふうな半端な数の株券を出す会社もございまして、その点一概に論じられませんが、ただ、先ほど先生御指摘のように、単位未満株主が大体二七%くらいあるということでございますので、その分については、少なくとも今後無償交付等あるいは有償増資等で新株を発行する場合には、株券を発行しなくて済むことになるわけでございます。

○安藤委員 これは昭和五十年三月の調査ですが、東京株式懇話会というのがありまして、五万円の単位株制度を採用すると、東京一部上場会社だけの調査ですが、株券の発行枚数は約八百五十社で一億八千万枚、それがこの制度をとると約六〇%、一億九百万枚減少になる。株主の方は先ほど二七%とおっしゃったのですが、この調査によりますと、千六百万人のうちの大体三〇%、五百万人が減るという見通しを立てておられるわけですね。問題は、多くの会社で無償交付株式配当がある

けでございます。過去に小株主をそのまま置き去りにして整理してしまおうということではないわけでございます。先ほど申しましたように、実際には処分も何もできないでたんのの中にしまつておいて困っている株主が大部分であらう。もちろんその中には総会等で特殊な目的のために少数の株式を持っているというところがあるかと思ひますけれども、一般の大衆の投資家の場合には、たんにしまつて実は処分にも困っているのが実情ではなからうかと思ひます。

にしろ、五百万人くらいの株主が単位未満株主となつて、買い取り請求権を行使してどうするか知りませんが、とにかく減るという見通しを立てている。こういうことからしても、そういう単位未満株主というのは大株主とは違って零細大衆株主じゃないかと思うのです。そういう人たちらを減らすという方向に動いていくんじゃないかと思うのですが、その辺のところはどういうふうに見ておられますか。

○元本説明員 これは場合が二つあるかと存じます。つまり、先ほど私が申し上げましたように、たンスの中に株券をしまつていても売るに売れない、売る方法があれば早く売りたい、そしてほかの株にでも乗りたいという人がいるわけでございます。こういう人については、むしろ時価で買ひ取つてやるというのを考えてやつてもよろしいんじゃないかと思われまゝ。それに対して、たとえば具体的な問題といつたしまして、電力会社などにおきましては非常に小さな株主がいるわけでございます。こういう人たちは言つてみればその会社のファンみたいなものでございまして、少しの株でもじつと持っている。そしてそれを積み増してふえていくのを楽しみにしているという株主がおります。そういう株主に対しては、これは今後とも望ましい株主でございまして、もちろん株主名簿に記載するといふことは認めておりますので、新株が発行されればそれで次々と積み増したいとして、一単位に達すれば株券を発行するといふことで株主としてとどまることができるのではなからうかと思つております。

○安藤委員 中にはそういう人もおられるかもしれませんが、株主である以上は、株主総会が相当形骸化されているという一面もありますけれども、株主総会へ行つて何か発言をしようとか、空気をしようとか、あるいは議決に参加しようとか、いろいろ考へておられる株主だつて多いと思うのですよ。そういうような人も買ひ取つてやるからいいんじゃないかというふうなことは、これは排除

の論理じゃないかと思うのです。それでもう整理していこうじゃないか、こういうふうなねらいがあつて、それに法務省当局がしっかりと協力、加担をしていけるんじゃないかというふうな感じさをするのです。たンスの中へしまつておいて配当をもらつてだんだんふえてくるのを楽しみにしておる人のことばかり考へないで、株主総会へ出ていつてしっかりとこうしよう、おれはあそここの会社の株主だ、発言するんだというふうな人たちのことは考へてないのですか。

○元本説明員 いまの株主総会の状態を見ますと、どうも一般の素人株主がなかなか出ていけないという事情がございまして。むしろ、まず考へるべきことは、一応ある程度の株式数を持つた株主、これももちろん法人株主だけじゃございませぬ、個人株主もございませぬけれども、ある程度の株式を持つた株主が総会に出ていつて、そうして権利を行使できるというのをまず確保すべきではなからうかと思つてございまして。そのためには、議決権を行使しても、言つてみれば行使しがいがあると思つて、そういう株主をまず保護するといふことが必要なのではないかと思つてございまして。それと、非常に零細な株主と申しますか、それをどのように取り扱うか、つまりコストの関係からどのように取り扱うかといふことは別の問題であらうという前提に立ちまして、このような方法をとつたわけでございます。

○安藤委員 それはまた別の問題だといふことが、一つ問題だと思つて、コスト論というのに便乗するといふか、そいつを利用してといふか、それでもつてどうも先ほど言ひましたように零細な大衆株主を排除していこうという魂胆じゃないかと思へないのです。そのコスト論の問題につきましても、五万円がいかどうかという問題等を含めて一橋大学の名誉教授の田中誠二さんが言つておられることは御承知だと思つて、単位株制を採用しても費用の節約に、ある程度はなるけれども、当初予想されたほど大きいものではないのだというふうに言われて、こういう

指摘をしておられるのです。

「総会決議の通知は、配当金の支配案内を含み、これは単位未満株主も利益配当請求権を有する關係上必要であるので、その発送は省略できないと解すべきであるから、これに要する費用は節約することはできない。」それからさらに、「名義書換に伴う種々困難な問題を生じ、時間と手数と責任追及の危険が増加し、人件費または代行事務委託費の増加を生じ、必ずしも名義書換費用の大幅節約とはならない。」それから、「株券発行の量が著しく減少する点で相当の費用節約を生ずるけれども、その反面において割当計算、株主への通知、単位未満株式の取扱ひ等で著しく時間と手数を要し、事務費の増大を生じ、」必ずしも費用の全面的節約を生ずるとはいえない。こういうふうな指摘も御承知のとおりだと思つて、これに對してはどういうふうな反論なさるおつもりですか。

○元本説明員 まず、理屈の面でございませうけれども、これは現行商法におきましても自益権、ことに株式を他に譲渡するといふ権利は絶対に確保してあります。したがひまして、たとえば譲渡制限の規定は定款で設けることができますけれども、それに対しては取締役会が必ず買ひ受け人を指定しなければいぬといふような規定もございまして、譲渡の権利は必ず認められているといふこととございまして。それに対しては共益権、ことに議決権につきましても、これは商法は、比較的簡單と言つたらおかしうございませうけれども、これを奪つていけるといふことがございまして。たとえば特別利害關係がある者については議決権を行使することができない、あるいは優先株については議決権を行使させないでも構わないといふような規定もございまして。また、一定株式数を持つている株主のみに権利を与えるといふような場合もございまして。たとえば、少数株主による總會招集請求あるいは帳簿閲覧請求といふようなものがございまして。したがひまして、田中誠二先生がおっしゃることも十分理由があるわけでございますけれども、同時に、現行商法のたてまえのもとではその程度の許容はできるのではないかといふことと

ございまして。それから、実務面でコストダウンにはならないといふお話でございませうけれども、実際には、現在の株式実務は御承知のようにほとんどコンピュータでやられておりますので、それでやるならば、単位株以上の株主を拾ひ出すといふことは、コスト的にはそれほど問題にはならないといふこととございまして。

○安藤委員 特別利害關係人や優先株主に対する議決権の制限については、これは特別な利害關係を持つていられるとか優先株の方で特権を得ているのですから、そういうふうな事例はちよつと当を得ないと思つて、まあここで議論をしていふと、それこそあてでないかどうでないかといふことになつて切りがないのですが、田中先生の指摘をされているところもわかるというふうにおつしやつてみえるので、一応ここでやめておきます。

そこで、この単位株を五万円にするといふ問題については、御承知のようにこれは証券業協會の方では、たとえば東京証券取引所ですか、「株式制度に関する改正試案に対する意見書」というものの中では、五万円にしたらどうかという意見があったといふふう聞いております。それから東京商工会議所、これは五十二年十月二十一日の「株式制度に関する意見」、五万円は高過ぎるという意見を出しておられるのを私も聞いたのですが、これが全く尊重されていらないと思つて、それはどういふ理由なんですか。

○元本説明員 一単位になる株式の数をどの程度にするかという問題は、これは単にその単位になるべき株式の数、いまでございまして千株五万円といふことでございませうけれども、それだけの問題ではございませぬで、単位未満株についてどのような保護といふか、権利を与えるかといふことと強い利害關係があるわけでございます。それで、五万円というふうな説を出す向きは、その

かわり単位未満株には何も権利は与えないというように前提があるわけでございます。それに対しまして、今回の改正案におきましては、共益権は与えないということにいたしておりますけれども、それ以外についてはすべての株主の権利を与えるということにいたしておりますし、それから買い取り請求権でございますが、これは何れも申し上げますように、もしその単位未満株主が会社以外にその株式を売ろうということになると、非常に不利な条件でしか売れないということでございますけれども、会社に対しては市場で買い取ることができるということでございます。言ってみれば非常に有利な取り扱いを受けるということでございます。

そういうふうなことがございますので、つまりそういうものとの関係で五万円であろうとよるしいのではないかとということで、これは証券業協会等とも相当議論をいたしました結果、そこがちょうどいいところではないかということで決めたわけでございます。

○安藤委員 五万円にしたいといういきさつが、いまおっしゃったほかにもあるのだからとは思いますが、結局いま、先ほどもお尋ねしたように千株単位で取引されている、ちょうど千株で五万円ということで、千株単位の取引の現状を法律でもって追認する、こういうような趣旨もありませんか。

○元木説明員 追認をいたすわけではございません。現在一般の株主が持つ経済力と申しますか、そういうものも勘案して五万円程度がちょうどよろしいのではないかとということでございます。ちなみに、現在のところ単純平均で株価が大体三百五十円程度ということになるのじゃないかと思ひますけれども、そういたしますと、千株で三十五万円ということになるわけでございます。大体一般の素人株主がお金を市場に持つてくるのが七十万円程度だと言われていると。そうすると大体二千株ぐらいい買えるということでございますので、大衆株主でもそれについていけるのではない

かということでございます。○安藤委員 これは私がいろいろ法案を読みながらいまの五万円のところで考えたのですが、現行は任意制になっておりますけれども、新設をして新たに発行する場合は五百円ですね。だから五百円ということにして、任意制を変えて、法律できっちり規定するというようなことでよかつたのじゃないかな、そうならば、単位未満株というものがぐっと少なくなるし、私が先ほどから言っておりますように単位未満株切り捨てというふうなことも言わなくて済むし、そういう方向はどうしてお考えにならなかつたのかと思つておるのですが、この点はどうか。

○元木説明員 これはあくまでも法理論の問題でございますけれども、たゞいまの五十円を五百円にする、これは経済的に考えますとそれほど大したことはないわけでございますけれども、いきなり法律の規定で併合してしまふということになりますと、きのうまで株主であつた人が一切権利がなくなつてしまふということになるわけでございます。それについては法律の専門家の方からかなり強い反発があるわけでございます。その点から、法律で併合を強制することは直ちに不可能だという結論に達したわけでございます。そこで、それにかわるものとしてしまして、株主たるの地位はあくまでも置いておく、一部は制限いたしますけれども、株主たるの地位はやはり認めていかざるを得ないのではないかと、そして、将来だんだんその株が寄せ集まつて、みんなが単位株主になることを待つた上で併合することの方がいいのじゃないかということでございます。

○安藤委員 単位未満株主に対して、先ほどからもしばしば言われておりますけれども、共益権はもう認めないということなんです、これは民事局長さんのこれまでの答弁によりますと、議決権を行使する意思のない株主が多い、だから、別にそれを制限したつてそう大した影響はないんじゃないかみたい受け取れるような答弁をされたのですけれども、確かにある面におきましては株主

総会が形骸化して、本当に活発な株主の意見がそこで反映されて議決されるということがない現状が相当あるということをおもひ認めるにやぶさかではないのですけれども、やはりそういう状態になつていく株主総会の形骸化の現状というものは、共益権を与えないということになれば、行つたつて別にそう大して発言するところもないし、会社の運営の問題についてどうと一票を投じるといふようなこともないなら、行くのはやめておこうかみたいなことになつて、よい形骸化して行く。

だから、現在の形骸化を何とかなくそうということで、株主総会を生き生きとして、本当に株主が株主権を行使することができるよう何とかが変えていこうという姿勢ではなくて、その形骸化をかへつて法律でもって確定していくという方向にやないかと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○中島(一)政府委員 先ほどからの御質問の中に、単位株制度の問題点というものがすべて出てきておるように思つてございまして。何と申しまして、株主であるものに対してその権利を制限するということになるわけでありまして、法律面から申しましては実面から申しましても重要な問題であるということになるわけでありまして。

明治三十二年につくられました商法において、一株の券面額が二十円あるいは五十円であつた。明治三十二年の五十円株が現在なお一株五十円で通用をしておるという状態につきましては、かなり以前からこれを何とかすべきではなからうか、すべきであるという意見が強かつたわけでありまして、何と申しますと、現在の株主の権利を制限するということになつてまいりますので、なかなか踏み切れなかつた。それがこへきて、物価の指数というものと株式の券面額五十円というもののアンバランスが余りにもひどくなつたがために、ここで何とか法律上の制度として考えるべきではないかとい

うことが有力に持ち出されてきたわけでありまして、法制審議会の御意見、私も直接は聞いておりませんけれども、後日聞いたところによりますと、いろいろな意見があつたということでありまして、そうではありますけれども、その大勢の御意見は、先ほど申しましたように、単位未満株の株主数は二七％というようにかなりの人数であるにもかかわらず、その株式数は〇・八％というふうな、まあ微々たるものと言つてはまた語弊があるかもしれないけれども、そのくらいのものである。そしてその内容はどうかと申しますならば、

先ほど元木参事官が申しましたように、たんに株券をしまつておるというふうなケースが大部分であるというふうな点に着目をしてしまして、株式の最も重要な点として、最も実質的な権能であります利益配当請求権は保障して、共益権については制限をするということも比較考慮の上で許されるのではないかと、許されるという意見が大勢を占めたということでございまして、私もその見解を是として今回それを法案化したというのが実情でございます。

○安藤委員 利益配当請求権をそのまま認めていくからいいやないかというふうにおっしゃるのですが、共益権というのは、もちろん会社の運営の問題についてのいろいろな議決権を行使するなり、そういう大事な権利です。だから、会社の経営がよくなくて、あるいはむだ金を使わないで、おかしなふうに会社の金を使われないで、そういううらばな役員がおつて会社を切り回すというのに対していろいろな意見を言う、議決権を行使する、そういう共益権はまさに利益配当請求権そのものの基礎でもあるわけなんです。共益権を行使することによって会社の経営をよくする、そうすれば利益配当請求権もちゃんと、会社の成績が向上すればたゞさんの配当ももらえらうといううたががあることははっきりしておりますから、共益権共益権と言つても、これは利益配当の基礎になる権利だと思つてよろしい。だから、この共益権を認めないというふうなこ

とは、先ほどもちよつと指摘があつたのですけれども、これは重大なる財産権の侵害になる、憲法違反だということをおっしゃつてみえる有力な学者もあるのです。だから、その辺のところはちゃんと考えていただいて、公益権は取つても、利益配当請求権それから役員選任権ですか、これはきつとあるんですな、これは認めているから公益権をなくしたつてバランスはとれるのじゃないかというのどうかと思うのですが、その辺のところは再検討するお気持ちは全くありませんか。

○中島(一)政府委員 法律的に申しますならば、株主に対して公益権の行使を認めないということ、これはやはり一つの問題点であらうというふうに考えるわけでございます。私どもも法律家の端くれでございますから、そこに重要な問題点があるということは認識をしておるわけでございませうけれども、その点を十分に考えまして、なおかつ今回の改正法案に踏み切つたということでございますので、この法案でいきなりということに考えております。

○安藤委員 財産権の侵害云々ということもあり、それから私が先ほどから指摘しましたように零細大衆的な株主を企業から締め出す、買取り請求権を行使すればいいじゃないかというようにことも含めてですね。そして株主総会の形骸化にさらに拍車をかけるもの、それを法律で確定するものではないかということさえ私は危惧しているのです。だから、この辺のところは考えていただきたいと思うのです。

私、それで気になるのは、経団連の「株式制度改正試案」に対する意見というのがあるのですが、これは「この単位株制度を会社法の根本改正に先立つて早急に実施することが望まれる。」というふうに指摘しているのです。ですから、私が気になるというのは、最初にお尋ねしたのですが、何もそんなところへくつつけたくはないのですけれども、根本的な全面的な改正から早期改正に踏み切つたその理由は、先ほどから大臣初め皆さん方から趣旨はお聞きしましたが、この経団連の

要望から見ると、単位株制度は非常に結構だ、これは根本改正に先立つて早くやれということを書いてあるわけなんです。で、早期改正に踏み切つた。案外ここら辺のところも一つのポイントになつてゐるんじゃないかという気がするのです。が、その辺のところでは拍車をかけられたということではないのです。

○元木説明員 これは先ほど来たたびたび申し上げておりますように、まず最初は全面改正ということとで来たわけでございます。したがうして、現在の株式制度につきましては、株式単位の引き上げとか、あるいは既存会社につきましては引き上げに伴う単位株制度の採用とか、あるいは子会社による親会社の株式取得制限とか、そういうふうな全面改正、必ずしも緊急ではないものを全部討議して一応の案をつくつたわけでございます。それに対して、途中から早期改正という方針変更ができましたので、その後のものにつきましては企業の自主的監査制度というものを中心に法律案がつくられてゐるということでございます。

で、これはもちろん一まとめた法律案でございますけれども、最初のところと後のところでは多少方針が違つてゐると申しますか、そういうこととございまして、別にこれがあるから特に改正を急ぐんだということではございません。

○安藤委員 それはそうだろうと思ひます。これがあつたから急いだということまで私は言いたくないのですが、こういうような強い希望が出てゐる。だからこれも一つの大きな要因になつてゐるのじゃないかという感じがしてしやうがないのです。だから、先ほどから言つてゐるような大衆的な零細株主を単位未滿株ということ切り捨てる、排除する、そういう大企業の論理、経団連のこの要望にこの単位株制度というのは奉仕してゐるのじゃないかという危惧を持たざるを得ないので、そういうようなことも考えられるということの中に入れておいてほしいのです。そんなことはないとおっしゃるに決まつてゐるのですが、しかし、こういうしつかりした文章

があるんですから。

それから、ついでにこの単位株制度と関連して、これは念のためにお尋ねしておくんですが、額面株式の額面額を、この改正案後の新設の会社については五万円に引き上げる、こういう改正案になつてゐるんですが、これは設立して新たに株券を発行するときだけは五万円の額面株式を発行せよということになるんですが、設立後の定款を変更して、たとえば千円の額面株を発行するということもできるんじゃないかというふうな指摘が学者の中でなされてゐるんですが、こういうふうなことはできるんですか、できないんですか。

○元木説明員 設立のときには五万円ということにいたしました。その後の制限を撤廃いたしましたと申しますのは、設立のときには恐らくプレミアム発行というふうなことはできないと思ひます。額面五万円の株式であれば五万円でしか売れないと思ひますが、その後企業が順調に発展をしたというところで株価が上がつた場合でございませうけれども、たとえば現在でも東京証券取引市場では五十円株が何千円ということになつてゐる場合があるわけでございませう。でございませうから、たとえば五十円株でございまして現在二千円という会社でございまして、五万円株でございまして一株二百万円ということになるわけでございませう。そうすると、先ほど申し上げましたように、大体素人株主が市場に持つてくるお金が七十万円だということになりますと、そういう二百万円の株はとうてい買えないことになるわけでございませう。これは結果的に大衆株主を締め出してしまふということになります。また、事実そういう高くなつた株式につきましては、一般の投資家が買えまへんのので敬遠してしまふので、今度は自分の株価が下がつてくるという危惧がございませう。

したがうして、そういう場合には株式の分割をやはり認めなければいけないのではないかと申すこととございませう。そういう場合には、たとえば十分の一にして一株を五万円にいたします。その

うすると時価が二十万円ということでは一般株主が買えるのじゃないかということとございませう。ただ、この場合にそういう必要性がないのに分割するといふ会社も出てくるのではなからうか。つまり詐欺的な意図に用ゐられるということでは困りますので、分割後の一株当たりの純資産は五万円以上でなければならぬという歯どめをかけております。

○安藤委員 それでは次に、株主総会の問題についてお尋ねをいたします。

これまでいろいろ議論がありましたが、貸借対照表と損益計算書、これはもちろん会計監査人とそれから監査役、法令に反しない、違反するといふ記載がないという方が正しいかも知れませんが、記載があれば、株主総会の承認を得なくて報告だけで結構だといふ改正案なんです、これは株主総会の権限についての重大な変更だといふふうに思ひますが、そういうふうな考えでよろしいんですか。

○中島(一)政府委員 条文の表現を見ますと、株主総会の決議事項から外しておるわけでございませうから、名目的にはそういうことになるだらうと思ひます。

○安藤委員 これまた、先ほどから指摘しておりますような株主総会の形骸化に法律的な承認を与えるみたい、あるいはそれを進めるみたいなことで、問題だと思ひます。

ここでお尋ねをしておきたいと思ひますのは、監査役と会計監査人の意見が、株主総会の承認を必要としないうち、報告で足りるような意見じやなくて、これはどういふ文句でしたかな、先ほど言ひましたようにたしか違法だといふ指摘だつたのですか、そういう適正に行われていないという意見がつけられた場合は、もちろん株主総会で承認を得なければならぬ。この法律が改正された後に、株主総会でそういう貸借対照表と損益計算書が承認を得なければならぬということになるのは、その会社にとっては体面上ということもあるうかと思ひますが、これは重大問題になると

思うのですよ。会計監査人もノーと言った、監査役もノーと言った、これはえらいことになると思うのです。だから、会社としてはできるだけそういうことを防ごうという配慮が働くことは間違いないと思うのです。

そこで、最初にお尋ねしましたような社外監査役とかいろいろ監査役の権利の問題とも関連があるのですが、現在も監査特例法の十八条にあるのですので、監査役と会計監査人との間で意見が食い違った場合、このときは会計監査人が定時総会に出席して意見を述べることができるというふうになっています。定時総会で二つの書類について承認を求めなければならぬというのは、たとえ現行法の十八条、今度は十七条のような場合のことを言うのでしょうか。

○元木説明員　そういう場合が多いと思いますけれども、必ずしもそれだけではないかと存じます。たとえば、会社が採用いたしました会計方針を針、これは違法ではないけれども必ずしも適当ではないのじやないかというような場合もあるのではなからうか。あるいはこの会計方針を採用したことにつきまして、会計監査人はAという影響がある、監査役はBという影響があるというような場合もございますので、そういう場合の意見の食い違いということも入ってこようかと存じます。

○安藤委員　そうしますと、現行法の十八条、それから改正案の十七条のような意見の食い違いと、こういう場合は、会計監査人が総会に出席して意見を述べることでできるというのにとどまるのであつて、別に総会で貸借対照表等の書類の承認を得なければならぬということにはならぬ、こういうことになりますか。

○元木説明員 私が生したのは、現行法の十八條、新しい十七條でございますけれども、それのことだけを申し上げたわけでございまして、もしどちらかの不適法意見があれば、これは総会の承認を得なければいかぬことになります。

○安藤委員 だから、不適法でなくて妥当性の問題で意見が食い違った場合のこともこれは入って

いるのだ、そのことを言っているのだ、こういう
ようなことですかね。

○元木説明員　そのとおりでございます。

○**安藤委員**　ところで、現行法に改正になつてから、この十八条に基づいて定時株主総会で会計監査人が意見を述べたというような事例は、これまでよくあったのでしょうか。

○元本説明員 その点については何も事例は聞いておりません。ただ、こういう会計監査人がつくということの意味は、むしろ期末の監査ではございませんで、期中に監査して、常に取締役に對してアドバイスをする、その経理処理が果たして妥当かどうかということについてアドバイスをする、こういうことに意味があるわけでございまして、その点が証券取引法上の監査と違ふところだろうと思つております。

○安藤委員　余り聞いたことがないということになると、意見が会計監査人と監査役とで違う場合は、どこかで意見の調整が行われる。それから、この関係について、私がいま言いましたように、株主総会でこの書類の承認が必要だということになったら、これは当該会社にとっては重大問題になるので、できるだけそういうことにならぬようにしっかりとした根回しなり話し合いなりその他のことが行われるのじゃないかということを非常に危惧するわけです。だから、その関係からいっても、冒頭に言いましたように、監査役については社外監査役というものを考えるべきじゃないかかと思うのです。

それから、これは後の機会にしようかと思つておつたのですが、今度は会計監査人を株主総会で選任することになったのですが、何の何がしという会計監査人を本社の会計監査人として推薦するか選任を提案する。これは過半数で監査得を通すわけです。しかし、監査役が独自にそういうものを会計監査人をどこから選んでくるか——そんなればその方がいいのかもしれませんが、代表取締役である社長にこの人はどうだろうと言つてお伺いを立てて、あるいは代表取締役の方からこの人は

どうだろうという推薦があつて、やはり社長から任命されている監査役なら、じゃそういうふうにしたしよといふことで会計監査人が選ばれる、こういうことにならば、先ほど言いましたように、これは適法だといふ意見がつけられないというふううに意見が監査役と会計監査人で違つたときでも、撤回しがされてしまつて、結局はしやんしやんの株主総会になつてしまふということだつて、承認を求めないで報告だけで足りるということにしてしまふおそれだつて大いにあり得るのじやないかと思うのです。

これを防ぐために、今度は会計監査人の選任以前に、人選について、これは監査法人というものもありますけれども、それよりも半ば公的とか、すっかり公的の方がいいのじゃないかと思うのですが、たとえば検査役の選任は裁判所ですけれどもらうわけですね。だから、そういう検査役の選任みたいな形で裁判所に会計監査人を選んでもらうとか、あるいはもつと違った第三者機関をつくって公の、半ば公でもいいのかもしれないが、そういうところへ会社の方から依頼をして、人選はそちらに任せるといふかっこうをとらないと、しゃんしゃん株主総会になつてしまふのじゃないかという危惧を感ずるのですが、その辺はどうでしょうか。

○中島(二)政府委員　会計監査人につきましては、従来取締役会が選任をしておったわけでありまして、今回の改正法案におきましては株主総会において選任をするということにいたしましたわけであります。これは私どもといたしましては、会計監査人の地位の独立、強化ということから言えれば一歩前進であるというふうに考えておるわけでありますが、ただいまの御質問は、それをもっと進められて、人選の段階で取締役なり監査役が関与しないような方法は考えられないかということでございます。人選はどういうふうにあるべきかということも重要な問題でございますけれども、会計監査人という以上、公認会計士の職業人と申しましようか専門職としてのプライドと申しましようか、

その仕事に対するブライトというものがこの会計監査人の公正らしさを担保するという点において非常に重要な点であろうというふうに考えておるわけでありまして、選任の方法についてもなお検討すべき点はあるかと思いますが、今回はこの改正で一歩前進ということでありたいと思っております。

○安藤委員 会計監査人になる公認会計士の方々のプライドを信頼し、尊重する、全くそのとおりだと思っております。私もその点については異論はありませんが、制度的にきちっとした方がよいもののじゃないか。先ほど言いましたような談合なりの根回しがあったときにも、もちろんそのプライドがずっとやっていただくのはいいのですが、制度的にきちっとしておればそのプライドをもっと堅固なとりでの中であるいはとりでに頼って發揮することができないのではないかという気もいたしますので、またさらに検討されるということですから、一応今回は今回ということでやむを得ないのかも知れませんが、その辺のところも考えていただきたいということをお願いしておきます。

そこで、これもやはり非常に気になるのですが、結局監査役と会計監査人の意見が合致をして適正に行われたものだという事になれば、先ほどから言っておりますように、株主総会に対しては貸借対照表と損益計算書は報告だけでいい。そうすると、いろいろ議論をしあるいは議決をしようという形で意思表示をする株主総会が報告を受ける集会になつてしまふのじやないか。それはほかに議決権をすることはありますよ。しかし、最初には私がこれは株主総会の権限についての重大な変更だというふうに指摘しましたら、そのとおりでだとおっしゃつたでしょう。こういう重大な変更によつて株主総会は報告を受けるだけの総会になつてしまふのじやないか、形骸化に一層拍車をかけるものではないか、どうしてもまたここに疑問が出てくるのですが、その辺のところはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○中島(一)政府委員　これは先ほども、名目的に

見れば株主総会の権限から外したという意味において変更であるといましようか、縮小であるといふに申し上げたわけでありませうけれども、その実質はどうかと申しますと、従来からの株主総会におけるこういった計算書類の審議の実情を見てみますと、損益計算書にいたしましても貸借対照表にいたしましても、十数項目あるいはそれ以上の項目にわたっての非常に膨大な申し立てがあり、一面において細かな数字が並んでおるわけでありまして、それを一つ一つ審議してそれを承認するということは、大会社について申しますならば、株主総会の審議になじむのであろうかという点に大きな疑問があるわけでありまして、株主総会におきましては、そういう点が非常に形式的にと申しましうか、形の上だけで承認をしたという点になつて、それによつて取締役あるいは取締役会の責任が免責をされるという弊害の方がむしろ多いのじやなからうかということでありませう。

それは会計の専門家である会計監査人あるいは会社の監査役として内情に詳しい人に十分に審査をしてもらう、そして適法意見あるいは不適法意見といふものをつけて、それが株主総会に先立つて株主に送られるわけでありませうから、株主としてもしそれを検討する意思なり意欲がある人は十分にそれを検討する機会があるわけでありまして、株主総会においては質問をすることもでき、取締役なり監査役なりはそれに対して説明をしなければならぬといふことで、むしろ実質的な審議検討といふものはそれで十分果たせるのじやなからうか、果たせるのだといふふうに考えるわけでありませう。株主総会には株主総会の承認をしてもらうのにふさわしい事項を株主総会の承認事項として残して、そのかわりにその点については株主総会に精いっぱいといふのが好ましい形ではなからうかといふことで、株主総会の権限を合理的に調整をしたと申しましうか、すつきりさせたといふことが言えるのではなからうかと思ひます。

○安藤委員 いろいろおっしゃるのですが、どうも手前みその感じがもしないでもないのです。というのは、株主の方にそういう十何項目にわたるいろいろ細かいのを見せてもわからぬだらう、それよりも専門家が見た方がすつきりするのだといふことですが、これは実際問題としてはわからぬ人も多いだらうと思ひます。しかし、前もって送られてくるんだから、これを見て、あるいは知つておる計理士さんなり税理士さんなりその関係の人に聞いたり、あるいは知つておる株主同士で相談をしたりして、この辺のところはどうもおかしいなといふので勢い込んで来る株主さんだつておると思ひますよ。しかし、今度は報告を聞くだけだといふことになつたら、そんなものはしやうがないじやないかといふやうなことになるので、す。だから、これは言葉は悪いかもしれませうが、まさに株主をべつ視するみたいなことになつて、株主の権限については重大な変更なんですから、まさに報告を受ける株主総会、こういうことに変えてしまふ、これは大変なことだと思ひますよ。

そこで、もう一つ気になるのは、経団連の「株式会社機関に関する改正試案に対する意見」というのがあるのです。この中にこういうふうに出ておるのです。「株主総会を決議機関としてよりは報告的色彩の強いものとして性格づけしていくべきである。」試案に対する経団連の意見です。となると、先ほど単位株のときにも言ひましたけれども、どうも経団連の言うことをしつかり聞いて——反対の意見を述べておるのが入つてゐるのではありません。認めますけれども、それが大分手抜きされてゐるのもこれからいきまされども、これはまさに経団連の言うとおりに恐れかしこんでかどうか知りませんが、そのとおりになつて、株主総会を報告的色彩の強いものとして性格づけしていくことに法務省は手をかけてこの改正案を出

しておるのじやないか、こゝろい疑いさへ持たざるを得ないと思ひます。経団連の方からこゝろい意見が出されてゐるということは御承知だと思ひますが、この辺についてはどういふふうに思つてみえるのですか。

○元木説明員 経団連からそういうような意見があることは承知いたしております。

それで、この計算書類につきまして株主総会での決議から外したということにつきましては、現行法の二百八十四条を削除することとの関連がございます。御承知のように現行の二百八十四条は、総会で計算書類の承認をした後二年間別段の決議がないときはその取締役、監査役の責任を解除するということになっております。つまり、計算書類の総会での承認といふことの法律的効果といつたしまして、責任の解除ということが現行法で出てゐるわけでございます。しかし、この点につきましては、私どももいたしましては法律的に非常に問題があるのじやなからうか。これは立法の当初の法典調査会等の記録を調べますと、総会で計算書類を承認するといふことはすなわちその責任がないものとするを認めたことなんだといふ意見が出ておりました。満場一致でそれが認められまして現在法制化されてゐるわけでございます。す。けれども、しかし、総会の承認すなわち責任の解除であるといふこと自体もいろいろ問題があるだらうといふことで二百八十四条も削る。そのかわり総会の承認といふこともいたしませんで、取締役会の承認がファイナルになる。ファイナルになれば、そういう計算書類に対する責任といふものは直接取締役会が負うことになるわけでございます。むしろその方が責任の上からもちつきりするのじやないかといふ配慮があるわけでございます。

○安藤委員 いまおっしゃつたようなのは一つの理屈だと思ひますが、やはり一般の株主にとつては株主総会といふのは会社における最高決議機関ですから、これを大事にしたいといふ気持ちがあるのは当然だと思ひます。そして、質問権で

はなくて取締役の方の説明する義務といふのが今度盛られておるんですけれども、そういうようなことも含めて株主総会場でいろいろのバランスシートも見る、そういういろいろな計算書類も見て検討して、そしてそれを承認するかどうかといふことのために議論もすることが、やはり会社の社会的な責任を全うさせるために一般株主の声をいふ態度、議決をするといふのも一つの態度だと思ひますが、それを反映する道だと思ひますよ。

それを報告集会にしまふということになつたら、もうとにかく株主総会で会計監査人と監査役の承認を得たんだから株主は報告だけ聞いておればいんだといふことになつては、そういう株主総会といふ場を通じて企業の社会的な責任について監視の目を光らす、物を言う、意思表示をする、こゝろいような場が失われてしまつてしまつて、冒頭にお尋ねしましたようなこの前の改正のときの国会における附帯決議、それから元木さんの「商事法務」に対する論文の意見あるいは航空機問題問題協議会の意見等々を反映して、そして企業の社会的責任の問題について早急にこれはきちつとしなければならぬといふことでこの改正案が出てきた、そういうような趣旨をもこれはばやかししてしまふのではないかといふ気がするのですよ。だから、最初には非常にしつかりした旗を振つて進んできたけれども、途中でだんだん、初めは脱兎のごとく終わりは処女のごとくかどうか知りませぬけれども、おかしなふうになつてきてゐるのではないか、一番最初のポイントのところ。そういうような気がするんですよ。その辺のところは何とも感じておられませんか。

○元木説明員 実は、いままでたびたび各界からも指摘がございました。日本においては株主総会が形骸化してゐる、外国においてはかなり活発に行われてゐるといふこのこと自体果たして事実かどうかといふことはいろいろまた検討しなければいけませんけれども、少なくともそう言われてゐるわけでございます。ところが、実際に外国の

先進国の法制を見ますと、計算書類については全部株主総会が承認するという法制をとっているところはないわけですが、事実上イギリスの会社におきましては計算書類の承認が行われているというところがございますけれども、法律上の根拠はございません。それからアメリカにおきましては、計算書類はすべて取締役会限りで確定する、これは利益金処分案も含めて確定してしまおうというところでありまして、それからドイツあるいはヨーロッパの会社法などにおきましては、取締役会と監査役会の協議で定まるということになっているわけでございます。株主総会が持っているのは何かと申しますと、役員の人選権だけであるというところになるわけでございます。それでもこの株主総会というものが結構運営されているというところは、つまり、むしろ原因がほかにあるのではなかろうか。これはもちろん国民性等々の問題もあると思ひますけれども、やはりそこに計算書類を承認する権限を持っているから株主総会は形骸化しないんだあるいは形骸化するんだということではないのではありませんかというところで、むしろこの際は、先ほど来る述べましたような理由からその権限から外したわけでございます。

○安藤委員 一応承っておきますけれども、そこで、先ほどからいろいろ問題になっておりました株主の、これは質問権という規定はされておらないのですが、取締役及び監査役の説明義務ということで規定してある。その説明の内容は先ほどお聞きしましたからあえて重ねてはお尋ねいたしません、ここで問題は「株主の求めにより、会議の目的である事項に關して」というのが、これは要綱なんです、とにかく会議の目的である事項以外については説明をする必要はない、こういうことになるだろうと思ひます。……

○元木説明員 おっしゃるとおりでございますけれども、もちろん、この「会議の目的」の中には報告案件も含まれるわけでございます。

○安藤委員 そうおっしゃるだろうと思ひつたのです。そこで、報告案件も含まれるのはいい

のですが、だから先ほどの貸借対照表と損益計算書の部分に入るのだということをおしやうたいののだと思ひますが、総会の場合にこの限定するのはいいと思ひますが、会議の目的以外の事項についても、余りともない、たとえば誰が中傷にわたるとかいうようなことは、議長の権限もちゃんと明定されておるわけですからそこちの方でできると思ひますが、株主に企業の情報を公開する、そういうのが一方通行にならないようにするために、会議の目的たる事項にあえて限定はしない方がいいんじゃないか。目的以外の問題でも、日ごろ会社の経営の問題について、あるいは製造会社であれば原価の問題、これは秘密にわたる事項かどうか知りませんが、そういういろいろな問題で、株主として関心を持っている事項についてこの際聞くというふうなことだつてあるんじゃないかと思ひます。普通、少数株主の人が会社に行つたつてけんもほろろの扱いで、なかなかまともに対応してもらえないということもよく聞くのですが、こういう株主総会で株主としての権限を行使するような場こそ必要なのであつて、会社の社会的責任を明らかにするあるいは非行防止に資するということにも、会議の目的たる事項に限らないということも考へてしるべきではないかと思ひますが、そういうことは全くお考えにならないのかつたのでしょうか。

○元木説明員 会議の目的たる事項になります貸借対照表、損益計算書、営業報告書、これには会社の財務及び業務のすべての事項が記載されているわけでございます。ただいま先生御指摘になりましたようなたとえは原価の問題ということになります、これは当然損益計算に關係するわけでございます。もちろん、原価の問題になりますと企業秘密という問題がございますのでかなり制限されるかと思ひますけれども、もし企業秘密という問題がなければ、当然これは質問の対象になるというところだと思ひます。

○安藤委員 そうしますと、これはそういう限定があるけれども、相当広範囲に使つてもらえるも

のだ、こういうふうに考へてよろしいようですね。

そこで、これは試案の段階からすると、先ほど企業秘密という言葉が私の方で言ひましたし、出たのですが、試案の段階は企業秘密を容弁拒絶の正当の事由にしておつた、ところが、今度はそれが変わつて、なかなか巧妙な、いいというのかうまい文章になつておるのですが、「株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ」は説明に應じなくてはよろしいというふうになつておりますね。「株主共同ノ利益」というのは、会社全体の利益ということになるわけなんでしょうか。

○元木説明員 これはもちろん会社全体の利益ということになるわけでございます。会社全体の利益がすなわち会社の所有者たる株主の利益になるというところでございます。それで、このような法律案の規定の仕方でございますけれども、これは現行法の二百九十三条ノ七に同じような規定がございますので、それをそのまま持つてきただけでございます。

○安藤委員 そこで、株主や会社全体の利益ということになると、結局は大株主あるいは会社役員等々のことと同義語になるんじゃないかとさへ思へてきて、小零細大衆株主の発言権というのは相対的に限られるのじゃないかという気がするのですが、いまおっしゃつたようなことからすると、相当広範囲に使えるというふうなようですので、お聞きをさせていただきます。

ところで、取締役、監査役が正当な理由なくして説明を拒否した場合、そしてそのままで決議がされてしまつたというような場合は、これは決議取り消し事由二百四十七条に該当すると思ひますが、これは間違ひないですか。

○元木説明員 そのとおりでございます。

○安藤委員 ところが、改正試案の段階ではこの問題については取り消し事由になるということだと思ひますが、明記されておつたはずですが、いまそのとおりだとおっしゃるのですが、明記されてないのです。これは二百四十七条のどの条項に該当するこ

とになりますか。

○元木説明員 決議の方法が法令に違反するというところになるかと思ひます。

○安藤委員 ところが、決議取り消しの訴えというのをやることになるわけなんです、これも本當を言ひますと、裁判を起すというのはいかなにかしんどう話だと思ひます。正当な理由があつたんだという立証責任、これは当然会社にあるというふうには思ひますが、そのとおりでいいですね。

○元木説明員 そのとおりでございます。

○安藤委員 そこで、総会でも正当な理由もなしに説明を拒否してしまつた場合、決議取り消しの訴えを起こして訴訟になる。立証責任は会社にある。ところが、株主総会の場で理由も説明しないで拒否した、しかし正当な理由があるんだということなんですよ、たとえば会社の全体の利益ですか株主の共同の利益ですか、実は中身はこうこういうことでこうなんだというふうな、いわば企業秘密に類するものもあるだろうと思ひますが、総会の場で言えないのを裁判所の法廷ならばつきり言えるんだらうかということが一つ問題があるのです。立証責任があるとは言ひながら、だから、結局は二百五十一条で裁判所が適当に判断することができるといふ規定があるので、こういうふうなことでいかげんに始末されてしまふんじゃないかというのを心配しておるのですが、そんな心配ないでしょうか。

○元木説明員 もちろん、これは決議の方法が法令に違反した場合であつてもいいことでございすけれども、この場合、後のその違反する事実が重大でなくて、かつ決議に影響を及ぼさないという限定がついておるわけでございます。これは戦前の二百五十一条とはかなり違ひまして限定的に規定してありますので、そのようなおそれはないのではありませんかと思ひます。

○安藤委員 せっかく新設をしてくださつたのですから、実効のあるものにしていく必要があるんじゃないかと思ひます。だからそういうふうに

お尋ねしたのですが、時間が来ましたから、もう一つ提案権の問題についてお尋ねをしたいと思います。

これも新設をされたのですが、先ほど三百株以上の問題について岡田委員の方からいろいろお尋ねがあったのですが、私はそれと逆な意味で、ですからもちろん私は特例法適用会社の場合についてお尋ねするので、中小会社についてお尋ねをするわけではありませんが、逆なことを私は心配しておるのです。

というのは、提案権ができる株主は百分の一または三百株以上、こういうふうになっておりますね。もちろん、三百株というのは単位株式になつて一株五万円を前提にしておると思うのです。だから、百単位で五百万円、三百単位ということになるれば千五百万円、これは相当な金額が必要となると思うのです。これはすぐ単位が引き上げられたというだけでもそうなるし、取引価額が相当倍するわけですから、そうなるし、それによって提案権を持つことができる株主に入る金額というのは相当大きな金額になりますね。だから、これは大衆零細株主の提案権を新たに認めてやるといふものではなく、やはり相当な大株主の権利を認めてやるのであって、形の上では一応そういう零細株主の提案権を認めるというように読めるけれども、実際計算してみると、これはほとんどない金額を必要とする。それは何人か集まればということもおっしゃるかもしれませんが、意気投合してこういうことでやろうと提案しようというものは、株主としては法人ならいざ知らず、個人株主はなかなかそう集められるものじゃないですよ。

しかも、これは経団連の例を引つ張り出して申しわけないのですが、この提案権には経団連が反対しておられた。これが認められたのは、その点では意義があると思うのですが、経団連は、提案権については認めるとしても、発行済み株式総数の百分の一以上の株式を有する者に限るべきである、こういう意見なんです。最初は試案の段階では、百分の一または百株以上の株式を持ってい

る株主に提案権を認めるべきだ。百株以上というのが三百株以上ということになったのですから、先ほど言いましたように相当な金額を必要としますということになると、経団連の言う株の数のいう点については経団連の言うとおりではないけれども、三百株という相当大きな数に達しないけれども、ことによつて大衆株主の提案権を抑え込もう、これは実質的には認めないんだ、こういうようなことになつていゝんじやないかと思うのですが、その辺のところはどういうふうにお考えなんですか。

○元木説明員 提案権の問題につきましては、先ほどもちよつと御説明申し上げましたけれども、現行法のもとでも提案権は認められるのではないかと、このことではあります。で、ごいいますから、これを否定しようという意図は全くございませぬ。それで、さらにそれに加えて、株主が提案したことを総会招集通知と一緒に配るようになつたこと、これを総会招集通知と一緒配るようになつたこと、これは非常に大きな権利でございます。言つてみれば、新たに議題を提案することができ、しかもそれが総会招集通知に載つけられること、ことごとございいますから、いわば簡易な総会招集請求といふことになるわけでございます。現行法では総会招集請求は百分の三以上ということになつてゐるわけでございます。そこで、それよりは多少軽くして百分の一ということを一応出してきただけでございます。

そういたしますと、百分の一ということだけになりますと、今度は大会社においては余りにも大きな数になつてしまふ。これは御承知のように、大会社の場合でございいますと、百分の一持つてゐる株主ということでも、上位はわずか十人程度というところになつてしまふので、これは実際に行使できないということになつてまいります。そこで、少なくとも提案権をまじめにといひますか、乱用はしないで行使できるということになつたらどのくらいであらうかというところでございまして、そうなつてまいりますと、十五億の会社で

百分の一でございいますと大体三百株ということになるわけでございます。そこらあたりがつり合ひとしてちょうどよろしいのじやないかということとございいます。したがって、これはもちろん零細な株主といひますか、一株、二株の株主がこの権利を行使するといふことはできないわけでございます。それから、この程度で相当ではなからうかと考えております。

○安藤委員 時間が来しましたから、もう一つだけ。もともと提案権はあるのだという解釈に立つていくにしても、法律の条文できちつとこうやって認める以上は、やはり実効のあるものでなかつたら意味がないと思うのです。いま十五億の会社をこの例にとられたのですけれども、百分の一もそうすけれども、やはり三百株というのは相当厳しいのじやないか。だから、ある程度の株主の人、個人の株主でもこういう提案権ができるというものが何かないと、いろいろ会社の経営の問題について、あるいは先ほども問題になりましたけれども取締役解任決議案なるものも、きちつと正しい意味で、妨害とかいやがらせとかいう意味ではなくて、本当に会社の経営をうまくやつてもらいたいという趣旨での株主の意向を反映させる、提案させる、こういうような趣旨からすると、その点で実効のある限度というのを考えていただく必要があるのでないかというふうに思うのです。が、その点についてはさきにいろいろ検討して下さるのかどうかということをお尋ねをして、きょうは終わることになります。

○中島(一)政府委員 提案権の点につきまして、先ほど元木参事官からお答えを申し上げたとおりでございまして、法制審議会における結論がこういうこととございまして、私どももそれを全面的に賛成をして法案に取り入れたわけでございます。これが私どもの最終案であるというふうに申し上げておきたいと思ひます。

○安藤委員 終わります。

○高島委員長 次回は、明二十三日水曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十三分散会

商法等の一部を改正する法律案

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 転換社債」を「第三款 転換社債 株引受権附社債」に改める。

第十八条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二十二條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七十五條に次の一項を加える。

会社ガ社員ノ債務ヲ保証シ其ノ他社員以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト社員トノ利益相反スル取引ヲ為スニハ他ノ社員ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス

第二百三十三條第一項中「三週間」を「二週間」に、「四週間」を「三週間」に改める。

第二百三十五條中「第二百五十四條ノ二」を「第二百五十四條ノ三」に改める。

第二百六十六條第一項第七号を次のように改める。

七 削除

第二百六十六條第一項の次に次の一項を加える。

会社ノ設立ニ際シテ発行スル額面株式ノ一株ノ金額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百六十八條ノ二第三号中「無額面株式」を「株式」に改める。

第二百六十八條ノ二の次に次の一條を加える。

第二百六十八條ノ三 会社ノ設立ニ際シテ発行ス

ル無額面株式ノ発行価額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第百八十条第三項中「第二百三十九条第三項第五項第六項」を「第二百三十七条ノ三、第二百三十七条ノ四、第二百三十九条第三項第五項乃至第七項」に改め、「第二百四十条第二項」、「第二百五十条」及び「第二百五十三条」を削る。

第百九十六条中「第二百六十六条第四項」を「第二百六十六条第五項」に改める。

第二百二条第二項を削る。

第二百八条中「第二百九十三条ノ三第二項」の下に「若ハ第二百九十三条ノ三ノ二第一項」を加える。

第二百十条中「之ヲ」を「発行済株式ノ総数ノ二十分の一ヲ超ユル数ノ自己ノ株式ヲ」に改める。

第二百一一条の次に次の一条を加える。

第二百一一条ノ二 他ノ株式會社ノ発行済株式ノ總数ノ過半数ニ當ル株式又ハ他ノ有限會社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ有スル會社（以下親會社ト稱ス）ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式會社又ハ有限會社（以下子會社ト稱ス）之ヲ取得スルコトヲ得ズ

一 合併又ハ他ノ會社ノ營業全部ノ譲受ニ因ルトキ

二 會社ノ權利ノ実行ニ當リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

前項各号ノ場合ニ於テハ子會社ハ相當ノ時期ニ親會社ノ株式ノ処分ヲ為スコトヲ要ス株式會社又ハ有限會社ガ子會社トナリタルコトヲ知リタル際ニ親會社ノ株式ヲ有スルトキ亦同ジ

他ノ株式會社ノ発行済株式ノ總数ノ過半数ニ當ル株式ヲ親會社及子會社又ハ子會社ガ有スルトキハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ株式會社モ亦其ノ親會社ノ子會社ト看做ス他ノ有限會社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ親會社及子會社又ハ子會社ガ有スルトキ亦同ジ

第二百一十二条第二項中「第三百七十七条」を「第二百九十三条ノ三ノ四第一項第二項及第三百七十七条第二項」に改める。

第二百一十三条第二項中「前項」を「前二項」に、「請求スルコトヲ得ズ」を「得ズ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

會社ハ取締役會ノ決議ニ依リ其ノ発行シタル額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ得

第二百二十五条中「及番号」を「並ニ其ノ番号、発行ノ年月日及株式ノ數」に改める。

第二百三十条ノ二を第二百三十条ノ十とし、第二編第四章第二節中第二百三十条の次に次の八条を加える。

第二百三十条ノ二 株式ノ発行、併合又ハ分割ニ因リ記名株式ニ付一株ノ百分ノ一ノ整数倍ニ當ル端數ヲ生ジタルトキハ會社ハ其ノ定ムル期日迄ニ記載ヲ欲セザル旨ノ申出アリタルモノヲ除クノ外其ノ端數（以下端株ト稱ス）ニ付左ノ事項ヲ端株原簿ニ記載スルコトヲ要ス

一 端株主ノ氏名及住所

二 各端株主ノ有スル端株ノ額面無額面ノ別、種類及一株ニ對スル割合

三 各端株ノ取得ノ年月日

第二百六条第二項前段ノ規定ハ端株原簿ニ、第二百二十四条第一項及第二項ノ規定ハ端株原簿ニ記載アル端株主ニ對スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ三 端株原簿ニ記載アル端株主ハ會社ニ對シ端株券ノ発行ヲ請求スルコトヲ得

端株券ハ無記名式トス

端株券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 第二百二十五条第一号乃至第四号及第六号乃至第八号ニ掲グル事項

二 端株ノ一株ニ對スル割合

三 端株券ノ発行ノ年月日

端株券ヲ発行シタルトキハ端株原簿ニハ其ノ額面無額面ノ別、種類、一株ニ對スル割合、番号及発行ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百五条、第二百九条第四項、第二百二十九条及第二百三十条ノ規定ハ端株券ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ四 端株主ハ左ノ權利ヲ行使スルコトヲ得

一 株式ノ消却、併合若ハ分割、會社ノ合併又ハ第二百九十三条ノ三第二項若ハ第二百九十三条ノ三ノ二第一項ノ規定ニ依リ株式ノ發行ニ因リ金銭又ハ株式ヲ受クル權利

二 残余財産ノ分配ヲ受クル權利

第二百三十条ノ五 會社ハ定款ヲ以テ端株主ニ對シ利益若ハ利息ノ配當若ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス旨又ハ第二百八十条ノ二第一項第五号、第三百四十一条ノ二第二項第六号若ハ第三百四十一条ノ八第二項第八号ノ引受權ヲ与フル旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ配當若ハ金銭ノ分配又ハ引受權ヲ受クル端株主ヲ端株原簿ニ記載アル端株主ニシテ端株主タルモノニ限ルコトヲ妨グズ

第二百三十条ノ六 端株主ハ前三条其ノ他別段ニ定ムルモノヲ除クノ外株主トシテ權利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二百三十条ノ七 會社ハ端株主トシテ權利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日ニ於テ端株原簿ニ記載アル端株主ヲ以テ其ノ權利ヲ行使スベキ端株主ト看做スコトヲ得

第二百二十四条ノ三第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ規定ハ端株券ヲ有スル者ガ端株主ノ權利ヲ行使スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ八 端株原簿ニ記載アル端株主ハ其ノ端株ト併セテ一株トナルベキ端株原簿ニ記載スベキ端株ヲ取得シタル時又ハ其ノ端株ト併セテ一株トナルベキ端株券ヲ會社ニ提出シタル時ニ株主トナル

端株券ヲ有スル者ハ併セテ一株トナルベキ端株券ヲ會社ニ提出シタル時ニ株主トナル

第三百四十一条ノ六ノ規定ハ同条第一項ニ定ムル期間内又ハ同条第二項ニ定ムル日後ニ前二項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ九 発行済株式ノ總数ノ百分ノ一、百分ノ三又ハ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ノ權利ノ行使ニ付テハ規定ノ適用及株主總會ノ決議ニ付テハ端株ノ合計數ニ相當スル株式ノ數ハ発行済株式ノ總數ニ之ヲ算入セズ

前項ノ規定ハ第四百十三条第一項ノ創立總會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百三十二条の次に次の一条を加える。

第二百三十二条ノ二 六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ一以上ニ當ル株式又ハ三百株以上ノ株式ヲ有スル株主ハ取締役ニ對シ會日ヨリ六週間前ニ書面ヲ以テ一定ノ事項ヲ總會ノ會議ノ目的ト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ事項ガ總會ノ決議スベキモノニ非ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ株主ハ取締役ニ對シ會日ヨリ六週間前ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項ニ付其ノ株主ノ提出スベキ議案ノ要領ヲ前条ニ定ムル通知及公告ニ記載スルコトヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ議案ガ法令若ハ定款ニ違反スルトキ又ハ同一ノ議案ニ付總會ニ於テ議決權ノ十分ノ一以上ノ賛成ヲ得ザリシ日ヨリ三年ヲ經過セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十七条の次に次の三条を加える。

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ總會招集ノ手続及其ノ決議ノ方法ヲ調査セシムル為總會ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ取締役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第四百八十一条第二項及第四百八十四条第二項ノ規定

ハ之ヲ準用ス

ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總會ニ於テ株主ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ事項ガ會議ノ目的タル事項ニ關セザルトキ、説明ヲ為スコトニ因リ株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ、説明ヲ為スニ付調査ヲ要スルトキ其ノ他ノ正当ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

株主ガ會日ヨリ相當ノ期間前ニ書面ニ依リ總會ニ於テ説明ヲ求ムベキ事項ヲ通知シタルトキハ取締役及監査役ハ調査ヲ要スルコトヲ理由トシテ説明ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二百三十七条ノ四 總會ノ議長ハ定款ニ定メザリシトキハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

議長ハ總會ノ秩序ヲ維持シ議事ヲ整理ス議長ハ其ノ命ニ從ハザル者其ノ他ノ總會ノ秩序ヲ亂ス者ヲ退場セシムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二項を加える。

取締役ハ總會ノ終結ノ日ヨリ三月間第三項但書ノ書面ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主ハ營業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第二百四十条第二項を削る。

第二百四十一条に次の一項を加える。

会社、親会社及子会社又ハ子会社ガ他ノ株式會社ノ発行済株式ノ總數ノ四分ノ一ヲ超ユル株式又ハ他ノ有限會社ノ資本ノ四分ノ一ヲ超ユル出資口數ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ株式會社又ハ有限會社ハ其ノ有スル株式又ハ親會社ノ株式ニ付テハ議決權ヲ有セズ

第二百四十四条に次の二項を加える。

取締役ハ第一項ノ議事録ヲ十年間本店ニ、其ノ騰本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス

第二百六十三条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七條第一項を次のように改める。

左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ總會ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

ヲ得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

二 決議ノ内容ガ定款ニ違反スルトキ

三 決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル株主ガ議決權ヲ行使シタルコトニ因リテ著シク不當ナル決議ガ為サレタルトキ

第二百五十一条を次のように改める。

第二百五十一条 決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ニ違反スルトキト雖モ裁判所ハ其ノ違反スル事實ガ重大ナラズ且決議ニ影響ヲ及ボサザルモノト認ムルトキハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第二百五十二条中「規定ハ」の下に「總會ノ決議ノ存セザルコトヲ確認ヲ請求スル訴及」を加え、「又ハ定款」を削る。

第二百五十三条を次のように改める。

第二百五十三条 削除

第二百五十四條ノ二を第二百五十四條ノ三とし、第二百五十四條の次に次の一項を加える。

第二百五十四條ノ二 左ノ者ハ取締役タルコトヲ得ズ

一 禁治產者又ハ準禁治產者

二 破產ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者

三 本法、株式會社ノ監査等ニ關する商法ノ特例ニ關する法律又ハ有限會社法ニ定ムル罪ニ因リ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リタル日又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ経過セザル者

四 前項ニ定ムル罪以外ノ罪ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リタル迄又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者但シ刑ノ執行猶予中ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十九條に次の二項を加える。

第二百五十九條 規定スル場合ニ於テハ同項但書ノ取締役以外ノ取締役ハ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ取締役會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ五日內ニ其ノ請求ノ日ヨリ二週間内ノ日ヲ會日トスル取締役會ノ招集ノ通知ガ發セラレザルトキハ其ノ請求ヲ為シタル取締役ハ取締役會ノ招集ヲ為スコトヲ得

第二百六十條を次のように改める。

第二百六十條 取締役會ハ會社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ヲ執行ヲ監督ス

取締役會ハ左ノ事項其ノ他ノ重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得ズ

一 重要ナル財産ノ処分及讓受

二 多額ノ借財

三 支配人其ノ他ノ重要ナル使用人ノ選任及解任

四 支店其ノ他ノ重要ナル組織ノ設置、變更及廢止

取締役ハ三月ニ一回以上業務ノ執行ノ状況ヲ取締役會ニ報告スルコトヲ要ス

第二百六十條ノ二第二項を次のように改める。

前項ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル取締役ハ決議ニ參加スルコトヲ得ズ

第二百六十條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リテ決議ニ參加スルコトヲ得ザル取締役ノ數ハ第一項ノ取締役ノ數ニ之ヲ算入セズ

第二百六十條ノ三に次の三項を加える。

監査役ハ取締役ガ會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令若ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ又ハ為ス虞アリト認ムルトキハ取締役會ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ監査役ハ取締役會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二百五十九條第三項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十條ノ四に次の三項を加える。

取締役ハ第一項ノ議事録ヲ十年間本店ニ備置クコトヲ要ス

株主ハ其ノ權利ヲ行使スル為必要アルトキハ

裁判所ノ許可ヲ得テ前項ニ掲グル議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得會社ノ債權者ガ取締役又ハ監査役ノ責任ヲ追及スル為必要アルトキ亦同ジ

閱覽又ハ謄写ニ因リ會社又ハ其ノ親會社若ハ子會社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所前項ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ

第二百六十三條第一項中「並ニ總會及取締役會ノ議事録」を削り、「株主名簿及」を「株主名簿、端株原簿及」に、「又ハ其ノ複本」を「若ハ其ノ複本又ハ端株原簿」に改め、同条に次の一項を加える。

端株主ハ營業時間内何時ニテモ定款及端株原簿ノ閱覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第二百六十四條第一項中「株主總會」を「取締役會」に、「認許」を「承認」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ取引ヲ為シタル取締役ハ遲滞ナク其ノ取引ニ付重要ナル事實ヲ取締役會ニ報告スルコトヲ要ス

第二百六十四條第三項中「株主總會」を「取締役會」に改める。

第二百六十五條後段を次のように改める。

會社ガ取締役ノ債務ヲ保証シ其ノ他取締役以外ノ者トノ間ニ於テ會社ト取締役トノ利益相反スル取引ヲ為ストキ亦同ジ

第二百六十五條に次の二項を加える。

前項前段ノ承認アリタル場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ

前条第二項ノ規定ハ第一項ノ取引ヲ為シタル取締役ニ之ヲ準用ス

第二百六十六條第一項中「第二号ニ在リテハ」の下に「供与シタル利益ノ価額、第三号ニ在リテハ」を加え、「第三号乃至」を「第四号及」に改め、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百九十四條ノ二第一項ノ規定ニ違反シテ財産上ノ利益ヲ供与シタルトキ

第二百六十六條第一項第四号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

取締役が第二百六十四條第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキハ其ノ取引ニ因リ取締役又ハ第三者ガ得タル利益ノ額ハ第一項ノ会社ノ蒙リタル損害額ト推定ス但シ同条第三項ニ定ムル権利ヲ行使シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百六十六條ノ三第一項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

取締役ガ株式申込証、新株引受権証書、社債申込証、目論見書若ハ第二百八十一條第一項ノ書類ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ但シ取締役ガ其ノ記載、登記又ハ公告ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百七十四條第二項中「取締役」の下に「及支配人其ノ他ノ使用人」を加える。

第二百七十四條ノ三第一項を次のように改める。

親会社ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要ナルトキハ子会社ニ対シ營業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第二百七十四條ノ三第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第二百七十九條を次のように改める。

第二百七十九條 監査役ノ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

監査役數人アル場合ニ於テ各監査役ノ受クベキ報酬ノ額ニ付定款ノ定又ハ總會ノ決議ナキトキハ其ノ額ハ前項ノ報酬ノ範圍内ニ於テ監査役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十九條ノ二 監査役ガ職務ノ執行ニ付費用ノ前払ヲ請求シタルトキハ會社ハ其ノ費用ガ監査役ノ職務ノ執行ニ必要ナラザルコトヲ証明スルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

監査役ガ職務ノ執行ニ付費用ノ支出ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ費用及支出ノ日以後ニ於ケル其ノ利息ノ償還ヲ請求シタルトキ又ハ債務ヲ負担シタル場合ニ於テ其ノ債務ヲ自己ニ代ハリテ弁済スベキコト、若シ其ノ債務ガ弁済期ニ在ラザルトキハ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ請求シタルトキ亦同ジ

第二百八十四條中「第二百五十四條」の下に「第二百五十四條ノ二」を加え、「第二百六十六條第四項」を「第二百六十六條第五項」に、「第二百六十六條ノ三」を「第二百六十六條ノ三第一項」に、「及第二百六十七條乃至」を「第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三及」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百六十六條ノ三第二項ノ規定ハ監査役ガ監査報告書ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十一條ノ二第一項第四号中「無額面株式」を「新株」に改める。

第二百八十一條ノ四第一項中「二株」の下に「ノ百分ノ一」を加える。

第二百八十一條ノ五第二項に後段として次のように加える。

會社ガ端株券ヲ發行シタル場合ニ於テ端株券ヲ所持スル者ニ對シ新株ノ引受權ヲ与フル旨ノ定款ノ定アルトキ亦同ジ

第二百八十八條ノ九ノ二第一項中「會社」の下に「又ハ額面株式ノ發行ニ際シ其ノ發行価額中券面額ヲ超エテ資本ニ組入レタルモノアル會社」を、「準備金ノ額」の下に「又ハ券面額ヲ超ユル部分ノ組入額ノ總額」を加え、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ最終ノ貸借対照表ニ依リ會社ニ現在スル純資産額ニ払込ヲ為サシムル金額ノ總額ヲ加ヘタル額ヲ發行済株式ノ總數ニ

新株ノ數ヲ加ヘタル數ヲ以テ除シタル額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百八十八條ノ九ノ二第四項中「第二百二條第三項」を「第二百二條第二項」に改める。

第二百八十八條ノ十七第二項中「株券」の下に「及端株券」を加える。

第二百八十一條第一項中「作ル」を「作り取締役會ノ承認ヲ受クル」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ關スル議案第二百八十一條ノ二に次の一項を加える。

取締役ハ前項ノ書類ヲ提出シタル日より三週間内ニ前条第一項ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十一條ノ三第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項第五号から第七号までを次のように改める。

五 貸借対照表又ハ損益計算書ヲ作成ニ關スル會計方針ノ變更ガ相當ナルヤ否ヤ及其ノ理由

六 營業報告書ガ法令及定款ニ從ヒ會社ノ狀況ヲ正シテ示シタルモノナルヤ否ヤ

七 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ關スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ

第二百八十一條ノ三第二項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ關スル議案ガ會社財産ノ狀況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不當ナルトキハ其ノ旨

九 第二百八十一條第一項ノ附屬明細書ニ記載スベキ事項ノ記載ナク又ハ不実ノ記載若ハ會計帳簿、貸借対照表、損益計算書若ハ營業報告書ノ記載ト合致セザル記載アルトキハ其ノ旨

第二百八十一條ノ四を削る。

第二百八十二條第一項中「二週間」を「三週間」に、「本店」を「五年間本店ニ、其ノ聯本ヲ三年間支店」に改める。

第二百八十三條第一項中「提出シテ」の下に「同項第三号ニ掲グル書類ニ在リテハ其ノ内容ヲ報告シ、同項第一号、第二号及第四号ニ掲グル書類ニ在リテハ」を加え、同条第二項中「前項」を「第二百八十一條第一項各号ニ掲グル」に改め、「第二百八十一條ノ三第一項」を削り、同条第三項中「貸借対照表」の下に「又ハ其ノ要旨」を加える。

第二百八十四條を次のように改める。

第二百八十四條 削除

第二百八十四條ノ二第一項中「發行済額面株式ノ株金總額及發行済無額面株式」を「發行済株式」に改め、同条第二項を次のように改める。

株式ノ發行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得但シ額面株式ニ付テハ券面額、會社ノ設立ニ際シテ發行スル無額面株式ニ付テハ五万円ヲ超ユル部分ニ限ル

第二百八十四條ノ二第二項の次に次の一項を加える。

第二百八十八條ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ其ノ發行価額中第二百八十八條ノ二第一項第九号ノ金額ヲ超ユル額ハ之ヲ資本ニ組入ルコトヲ得ズ

第二百八十七條ノ二を次のように改める。

第二百八十七條ノ二 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ營業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相當トスル額ニ限リ之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得

第二百八十八條ノ二第一項第一号を次のように改める。

一 株式ノ發行価額中資本ニ組入レザル額

第二百八十八條ノ二第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二及三 削除

第二百九十三條ノ二第一項中「第三百四十三條ニ定ムル決議」を「利益ノ処分ニ關スル株主總會ノ決議」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

但シ第二百三十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ
端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ
第二百九十三条ノ二第三項ノ次に次の一項を
加ふる。

会社ハ前項ノ競売ニ代ヘ取引所ノ相場アル株
式ハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場
ナキ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方
法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第二百九十三条ノ二に次の一項を加ふる。

端株券ヲ発行シタル場合ニ於テ第一項ノ決議
アリタルトキハ取締役ハ遅滞ナク同項ノ決議
ノ内容ヲ公告スルコトヲ要ス但シ端株券ヲ所
持スル者ニ対シ利益ノ配当ヲ為スベキ旨ノ定
款ノ定ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九十三条ノ三第二項中「前項ノ場合ニ
於テハ」の下に「会社ハ取締役會ノ決議ニ依
リ」を加ふる。同項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ最終ノ貸借対照表ニ依リ會
社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ總數ニ
新ニ発行スル株式ノ數ヲ加ヘタル數ヲ以テ除
シタル額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百九十三条ノ三第三項中「前条第三項」
の下に「及第四項」を加ふる。「前項」を「第二
項」に、「同条第六項」を「同条第七項及第八
項本文」に改め、同条第二項の次に次の一項を
加ふる。

前項ノ場合ニ於テハ株主ハ同項ノ決議ノ時ヨ
リ新株ニ付株主トナル

第二百九十三条ノ三の次に次の五條を加ふる。

第二百九十三条ノ三ノ二 額面株式ノ発行ニ際
シ其ノ発行価額中券面額ヲ超エテ資本ニ組入
レタルモノアルトキハ会社ハ券面額ヲ超ユル
部分ノ組入額ノ總額ニ付取締役會ノ決議ニ依
リ株主ニ對シ其ノ有スル株式ノ數ニ応ジテ株
式ヲ発行スルコトヲ得
前条第二項後段、第三項及第四項ノ規定ハ前
項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十三条ノ三ノ三 最終ノ貸借対照表ニ
依リ會社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ
總數ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルト
キハ會社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスルヲ第三
百四十三条ニ定ムル決議ヲ以テ株式ノ併合ヲ
為スコトヲ得

会社ハ前項ノ決議ニ於テ併合ニ適スル株式ノ
數ヲ記載シタル株券ハ會社ニ提出スルコトヲ
要セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百九十三条ノ三ノ四 株式ノ併合ヲ為サン
トスルトキハ會社ハ其ノ旨、一定ノ期間内ニ

株券及端株券ヲ會社ニ提出スベキ旨並ニ前条
第二項ノ規定ニ依リ定アルトキハ其ノ内容ヲ
公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ
ハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期
間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ併合ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ
効力ヲ生ズ

前条第二項ノ規定ニ依リ定アルトキハ併合ニ
適スル株式ノ數ノ記載アル株券ハ併合後ノ株
式ノ數ヲ記載シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ同項ノ株券ヲ所持スル者ガ之ヲ
提出シテ新ナル株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ
妨ケズ

第二百九十三条ノ三ノ五 株式ノ併合アリタル
場合ニ於テ旧株券又ハ旧端株券ヲ提出スルコ
ト能ハザル者アルトキハ會社ハ其ノ者ノ請求
ニ依リ利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期
間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ其ノ期間經過
後ニ於テ新株券又ハ新端株券ヲ交付スルコト
ヲ得但シ其ノ期間ハ三月を下ルコトヲ得ズ前
項ノ公告ノ費用ハ之ヲ請求者ノ負担トス

第二百九十三条ノ三ノ六 株式ノ併合ニ因リ一
株ニ滿タザル端數ヲ生ズルトキハ其ノ部分ニ
付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端數ニ
応ジテ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコト
ヲ要ス但シ第二百三十条ノ二第一項ノ規定ニ
依リ端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九十三条ノ二第四項及前条ノ規定ハ前
項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第一項本文及前項ノ規定ハ無記名式ノ株券又
ハ端株券ニ付第二百九十三条ノ三ノ四第一項
ノ規定ニ依リ提出ナキ場合ニ之ヲ準用ス
第二百九十三条ノ四第二項を次のように改め
る。第二百九十三条ノ三第二項後段ノ規定ハ
前項ノ場合ニ、第二百九十三条ノ三ノ三第二
項、第二百九十三条ノ三ノ四、第二百九十三
条ノ三ノ五及前条第三項ノ規定ハ株式ノ分割
ニ因リ株券及端株券ノ提出ヲ必要トスル場合
ニ、同条第一項及第二項ノ規定ハ株式ノ分割
ニ因リ一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ之
ヲ準用ス

第二百九十三条ノ五第六項中「及第二百九十三
条」を「第二百九十三条及第三百四十一条
ノ八第二項第七号」に改め、「第一項ノ一定ノ
日ハ第二百二十二条ノ六但書」の下に「及第三
百四十一条ノ八第二項第七号」を加ふる。同条第
七項中「第二百六十六條第二項乃至第四項」を
「第二百六十六條第二項第三項及第五項」に改
める。

第二百九十四條第二項を次のように改め、同
条第三項を削る。

第二百三十七條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ
前項ノ検査役ノ選任アリタル場合ニ之ヲ準用
ス

第二百九十四條の次に次の一條を加ふる。

第二百九十四條ノ二 會社ハ何人ニ對シテモ株
主ノ權利ノ行使ニ關シ財産上ノ利益ヲ供与ス
ルコトヲ得ズ

會社ガ特定ノ株主ニ對シ無償ニテ財産上ノ利
益ヲ供与シタルトキハ株主ノ權利ノ行使ニ關
シテ之ヲ供与シタルモノト推定ス會社ガ特定
ノ株主ニ對シ有償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シ
タル場合ニ於テ會社ノ受ケタル利益ガ供与シ
タル利益ニ比シ著シク少ナキトキ亦同ジ
云社ガ第一項ノ規定ニ違反シテ財産上ノ利益
ヲ供与シタルトキハ其ノ利益ノ供与ヲ受ケタ

ル者ハ之ヲ會社ニ返還スルコトヲ要ス此ノ場
合ニ於テ會社ニ對シテ給付シタルモノアルト
キハ其ノ返還ヲ受クルコトヲ得
第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三ノ規
定ハ前項ノ利益ノ返還ヲ求ムル訴ニ之ヲ準用
ス
第三百三十九條第一項中「第二百三十九條第
三項乃至第五項」を「第二百三十九條第三項第
四項」に、「第二百四十四條」を「第二百四十
四條第一項第二項」に改め、同条第二項中「會
社」の下に「十年間」を加ふる。
第三百四十一条ノ二第二項第五号中「無額面
株式」を「株式」に改める。
第二編第四章第五節に次の一款を加ふる。

第四款 新株引受權附社債
第三百四十一条ノ八 會社ハ新株引受權附社債
ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定
ナキモノハ取締役會之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ
株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此
ノ限ニ在ラズ

一 新株引受權附社債ノ總額
二 各新株引受權附社債ニ附スル新株ノ引受
權ノ内容

三 新株ノ引受權ヲ行使シ得ベキ期間
四 新株ノ引受權ノ行使ニ因リテ發行スベキ
株式ノ發行価額中資本ニ組入レザル額

五 新株ノ引受權ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ
コト

六 新株ノ引受權ヲ行使セントスル者ノ請求
アルトキハ新株引受權附社債ノ償還ニ代ヘ
テ其ノ發行価額ヲ以テ第三百四十一条ノ十
六第一項ノ払込アリタルモノト為ス旨

七 利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ第三百四十
一条ノ十六第一項ノ規定ニ依リ払込ヲ為シ
タル時ノ屬スル營業年度又ハ其ノ前營業年
度ノ終ニ於テ新株ノ發行アリタルモノト看
做スコト

八 株主ニ新株引受權附社債ノ引受權ヲ与フ

ル旨及引受権ノ目的タル新株引受権附社債ノ額

九 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル内容ノ新株ノ引受権ヲ附シタル新株引受権附社債ヲ発行スベキモノ及之ニ対シ発行スル新株引受権附社債ノ額

各新株引受権附社債ニ付テハ新株ノ引受権ノ行使ニ因リテ発行スベキ株式ノ発行価額ノ合計額ハ各新株引受権附社債ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

新株ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ新株引受権附社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ新株引受権附社債ノ総額ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リテ発行スル株式ノ発行価額ノ総額及新株ノ引受権ノ行使シ得ベキ期間ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス但シ新株引受権附社債ニシテ未ダ行使サレザル新株ノ引受権ニ係ル株式ノ発行価額ノ総額ガ現ニ存スル新株引受権附社債ノ総額ヲ超エザルトキニ限り償還及消却ヲ為スモノヲ発行スルコトハ此ノ限ニ在ラズ

株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル内容ノ新株ノ引受権ヲ附シタル新株引受権附社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シテ発行スルコトヲ得ベキ新株引受権附社債ノ額、発行価額、新株ノ引受権ノ内容及新株ノ引受権ノ行使シ得ベキ期間ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス第三百四十一条ノ二第四項及第五項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ九 会社ハ新株引受権附社債ヲ発行スルコトキハ新株引受権附社債ノ総額、発行価額、新株ノ引受権ノ内容及新株ノ引受権ノ行使シ得ベキ期間ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ新株引受権附社債ノ割当ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一条ノ十 前条ノ規定ハ第三百四十

一条ノ八第二項第八号ノ引受権ノ目的タル新株引受権附社債、同条第五項ノ決議アリタル新株引受権附社債、第三百四十一条ノ十八ニ於テ準用スル第三百四十一条ノ二ノ四第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相当スル新株引受権附社債及新株引受権附社債ノ引受権ヲ有スル者ガ次条第二項ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル新株引受権附社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一条ノ十一 株主ガ新株引受権附社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ引受権ヲ有スル新株引受権附社債ノ額、発行価額、新株ノ引受権ノ内容及新株ノ引受権ノ行使シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ新株引受権附社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨並ニ第三百四十一条ノ八第二項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十二 新株引受権附社債ニ付テハ社債申込証、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス但シ次条第一項ノ新株引受権証券ヲ発行スルコトキハ債券ニハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

一 新株引受権附社債ナルコト
二 第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号、第五号及第六号ニ掲グル事項
三 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定
四 第三百四十一条ノ十六ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所

第三百四十一条ノ十三 第三百四十一条ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ債券ト共ニ新株引受権証券ヲ発行スルコトヲ要ス

新株引受権証券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株引受権証券ナル旨ノ表示
二 会社ノ商号

三 第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号及第六号ニ掲グル事項
四 前条第三号及第四号ニ掲グル事項

第三百四十一条ノ十四 新株引受権証券ノ発行アリタル場合ニ於テハ新株ノ引受権ヲ譲渡スニハ新株引受権証券ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百五条第二項及第二百三十条並ニ二切手法第二十一条ノ規定ハ新株引受権証券ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十五 新株引受権附社債ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
一 新株引受権附社債ナルコト
二 新株ノ引受権ノ行使ニ因リテ発行スベキ株式ノ発行価額ノ総額
三 各新株引受権附社債ノ金額
四 各新株引受権附社債ニ付払ミタル金額
五 第三百四十一条ノ八第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項

第三百四十一条ノ四第一項、第三項及第四項ノ規定ハ新株引受権附社債ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十六 新株ノ引受権ヲ行使スル者ハ請求書ヲ会社ニ提出シ且新株ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス請求書ヲ提出スル場合ニ於テ新株引受権証券ヲ発行シタルトキハ新株引受権証券ヲ添附シ、之ヲ発行セザリシトキハ債券ヲ呈示スルコトヲ要ス

前項ノ払込ハ債券又ハ新株引受権証券ニ記載シタル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第一百七十五条第一項ノ規定ハ第一項ノ請求書ニ、第二百七十八條及第二百八十九條ノ規定ハ前項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ之ヲ準用ス
第三百四十一条ノ十七 前条第一項ノ規定ニ依リ新株ノ引受権ヲ行使シタル者ハ同項ノ払込ノ時ニ株主トナル
第三百四十一条ノ十八 第二百二十二條ノ七及第三百四十一条ノ六ノ規定ハ新株ノ引受権ノ行使アリタル場合ニ、第三百四十一条ノ二ノ四及第三百四十一条ノ七第一項ノ規定ハ新株引受権附社債ニ之ヲ準用ス

行使アリタル場合ニ、第三百四十一条ノ二ノ四及第三百四十一条ノ七第一項ノ規定ハ新株引受権附社債ニ之ヲ準用ス

第三百四十八條第三項中「期間経過前」の下に「新株引受権附社債ヲ発行シタル会社ハ新株ノ引受権ヲ行使シ得ベキ期間経過前」を加ス

第三百五十條第一項中「株券」の下に「及端株券」を加ス、同条第三項中「第三百七十八條」を「第二百九十三條ノ三ノ五」に改メル。
第三百七十七條を次のように改メル。
第三百七十七條 第二百九十三條ノ三ノ三第二項及第二百九十三條ノ三ノ四乃至第二百九十三條ノ三ノ六ノ規定ハ資本減少ノ場合ノ株式ノ併合ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二百九十三條ノ三ノ四第一項ノ期間満了ノ時ニ前条第二項ニ於テ準用スル第二百九十三條ノ三ノ六ノ規定ハ資本減少ノ場合ノ株式ノ併合ニ之ヲ準用ス

其ノ終了ノ時ニ於テ株式ノ併合ノ効力ヲ生ズ第三百七十八條及第三百七十九條を次のように改メル。
第三百七十八條及第三百七十九條 削除
第四百七十七條中「株券」の下に「又ハ端株券」を加ス。

第四百七十二條第一項及第四百三十三條第一項中「併合ニ適セザル株式アリタル」を「併合ニ因リ一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル」に、「第三百七十九條」を「第二百九十三條ノ三ノ六」に改メル。

第四百十六條第三項中「第三百七十七條乃至第三百七十九條」を「第二百九十三條ノ三ノ三第二項、第二百九十三條ノ三ノ四乃至第二百九十三條ノ三ノ六及第三百七十七條第二項」に改メル。

第四百三十條第二項中「第二百三十一條」の下に「第二百三十二條ノ二」を、「第二百三十七條」の下に「第二百三十七條ノ三」を、「第二百四十四條第二項」の下に「乃至第四項」を、「第二百五十四條ノ二」の下に「第二百

五十四条ノ三」を加え、「第二百八十四条」を削る。

第四百四十二条第一項中「第二百四十四条」を「第二百四十四条第一項第二項」に改める。

第四百四十五条第一項中「三千円」を「百万円」に改める。

第四百八十六条第一項中「五十万円」を「三百万円」に改める。

第四百八十七条、第四百八十九条、第四百九十条第一項、第四百九十一条及び第四百九十二条ノ二中「三十万円」を「二百万円」に改める。

第四百九十三条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第四百九十四条第一項中「五十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「總數ノ」の下に「百分ノ一」を、「株主」の下に「三百株以上ノ株式ヲ有スル株主」を加える。

第四百九十六条を削り、第四百九十七条中「五十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四百九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四百九十七条 取締役、監査役又ハ株式会社ノ第二百五十八条第二項、第二百七十条第一項若ハ第二百八十条ノ職務代行者若ハ支配人其ノ他ノ使用人株主ノ權利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ財産上ノ利益ヲ人ニ供与シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス情ヲ知リテ前項ノ利益ノ供与ヲ受ケ又ハ第三者ニ之ヲ供与セシメタル者亦前項ニ同ジ

第四百九十八条第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同項第十二号中「第二百一十一」の下に「又ハ第二百一十一條ノ二第二項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十二ノ二 第二百一十一條ノ二第一項ノ規定ニ違反シテ株式ヲ取得シタルトキ

第四百九十八条第一項第十四号中「株券又ハ債券」を「株券、端株券、債券又ハ新株引受権証券」に改め、同項第十六号の次に次の一号を加

える。

十六ノ二 第二百三十二条ノ二第一項又ハ第四百三十条第二項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事項ヲ會議ノ目的ト為サザルトキ

第四百九十八条第一項第十七号中「第二百九十四条第三項」を「第二百三十七条ノ二第三項若ハ第二百九十四条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七ノ二 正当ノ事由ナクシテ株主總會又ハ創立總會ニ於テ株主又ハ株式引受人ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為サザルトキ

第四百九十八条第一項第十九号中「株主名簿若ハ其ノ複本」の下に「端株原簿」を加え、「準備金及利益若ハ利息ノ配當ニ関スル議案」を「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」に改め、同項第二十号中「第二百六十三条第一項」を「第二百三十九条第六項、第二百四十四条第三項、第二百六十条ノ四第三項、第二百六十三条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十ノ二 第二百六十四条第二項、第二百六十五条第三項又ハ第四百三十条第二項ノ規定ニ違反シテ取締役會又ハ清算人會ニ報告セズ又ハ不実ノ報告ヲ為シタルトキ

第四百九十八条第二項中「妨ゲタルトキ」の下に「若ハ第二百一十一條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反シテ株式ヲ取得シ若ハ株式ノ処分ヲ為スコトヲ怠リタルトキ」を加える。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第二章 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「五億圓以上」の下に「又は負債の合計金額が二百億圓以上」を加え、「第二十一条」を「第二十一条の三」に改める。

第一条中「五億圓以上」の下に「又は負債の合計金額が二百億圓以上」を加える。

第二章の章名中「五億圓以上」の下に「又は負債の合計金額が二百億圓以上」を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。

(會計監査人の監査)

第二条 次の各号の一に該当する株式会社(以下この章において「会社」という)は、商法第二百八十一条第一項の書類(同項第三号に掲げる書類及びその附属明細書については、會計に關する部分に限る)について、監査役の監査のほか、會計監査人の監査を受けなければならない。

一 資本の額が五億圓以上であること。

二 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億圓以上であること。

(會計監査人の選任)

第三条 會計監査人は、株主總會において選任する。

2 取締役は、會計監査人の選任に關する議案を株主總會に提出するには、監査役の過半数の同意を得なければならない。

3 監査役は、その過半数の同意をもつて、取締役に對し、會計監査人の選任を株主總會の會議の目的とするを請求することができ、會計監査人の選任に關する議案の提出についても、同様とする。

4 会社の設立の場合においては、會計監査人は、発起人が会社の設立に際して発行する株式の總數を引き受けたときは発起人が、その他のときは創立總會において、選任する。

5 商法第七十条第二項の規定は、前項の規定により発起人が會計監査人を選任する場合について準用する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 公認會計士法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、会社の第二号の書類について監査をすることができない者

第四条第二項第三号中「第一号又は」を削り、「もの」の下に「又はその社員半数以上

が第二号に掲げる者であるもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 会社の子会社(商法第二百一十一條ノ二に規定する子会社をいう。以下同じ)若しくはその取締役若しくは監査役から公認會計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

第五条(見出しを含む)中「行なう」を「行う」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第二項第二号に掲げる者を指名することができない。

第五条の次に次の一条を加える。

(會計監査人の任期)

第五条の二 會計監査人の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に關する定時總會の終結の時までとする。

2 會計監査人は、前項の定時總會において別段の決議がされなかつたときは、その總會において再任されたものとみなす。

3 第三条第二項及び第三項前段の規定は、會計監査人を再任しないことを株主總會の會議の目的とする場合について準用する。

第六条第一項中「監査役の過半数の同意を得て、取締役に對し、會計監査人を」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定により解任された會計監査人は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対しこれによつて生じた損害の賠償を請求することができない。

3 第三条第二項及び第三項前後の規定は、會計監査人の解任を株主總會の會議の目的とする場合について準用する。

第六条の次に次の三条を加える。

第六條の二 會計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて

解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければならない。

3 第一項の規定により解任された会計監査人は、前項の株主総会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の選任等についての意見陳述)

第六条の三 会計監査人は、会計監査人の選任、不再任又は解任について、株主総会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の欠けた場合等の処置)

第六条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されなければ、監査役は、その過半数の同意をもつて一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 第四條、第五條及び第六條の二の規定は、前項の職務を行うべき者について準用する。

第七條第一項中「取締役」の下に「及び支配人その他の使用人」を加え、同條第二項及び第三項中「行なう」を「行う」に改め、同條第四項中「第二百七十四條ノ三第三項及び第四項」を「第二百七十四條ノ三第二項及び第三項」に改め、同條第五項中「行なうにあつて」を「行うに当たつて」に、「又は第二号に掲げる者」を「から第三号までに該当する公認会計士、会社又はその子会社の取締役、監査役又は使用人である者及び会社又はその子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者」に改める。

第八條の見出しを「(監査役に対する会計監査人の報告)」に改め、同條中「行なう」を「行う」に改め、同條に次の一項を加える。

2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

第十條中「又は第十五條第二項の監査報告書」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十二條に次の一項を加える。

2 取締役は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

第十三條第一項中「前條」を「前條第一項」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の監査報告書には、商法第二百八十一條ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)を記載しなければならない。

第十三條に次の一項を加える。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、法務省令で定める。

第十四條第二項第三号を次のように改める。

三 商法第二百八十一條ノ三第二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)

第十四條に次の一項を加える。

3 前條第四項の規定は、第一項の監査報告書について準用する。

第十五條及び第十六條を次のように改める。

(監査役の選任等)

第十五條 商法第二百三十八條、第二百八十二條及び第二百八十三條第二項の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。

(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)

第十六條 各会計監査人の監査報告書に第十三

條第二項の規定による商法第二百八十一條ノ三第二項第三号に掲げる事項の記載があり、かつ、各監査役の監査報告書にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でない」と認めた旨の記載がないときは、同法第二百八十三條第一項の規定にかかわらず、取締役は、同法第二百八十一條第一項第一号及び第二号に掲げる書類について定時総会の承認を求めることを要しない。この場合において

は、取締役は、定時総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。

2 取締役は、商法第二百八十三條第一項の承認を得、又は前項後段の報告をしたときは、遅滞なく、同法第二百八十一條第一項第一号及び第二号に掲げる書類又はその要旨を公告しなければならない。

3 第十三條第四項の規定は、前項の要旨について準用する。

第十七條を削る。

第十八條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同條を第十七條とし、同條の次に次の一項を加える。

(監査役の員数等)

第十八條 会社にあつては、監査役は、二人以上でなければならない。

2 会社は、監査役の互選をもつて常勤の監査役を定めなければならない。

第十九條中「から第二百八十一條ノ四まで」を「第二百八十一條ノ三及び第二百八十三條第三項」に改める。

第二十條の前の見出し中「資本の額」の下に「又は負債の合計金額」を加え、同條中「会社の資本の額が五億円未満となつた」を「会社が第二條各号に該当しなくなつた」に、「第二條」を「同條」に改める。

第二十一條中「の資本の額が五億円以上」を「が第二條第一号に該当すること」に、「第二條」を「同條」に改め、同條に次の一項を加

える。

2 会社以外の株式会社が第二條第二号に該当することとなつた場合においては、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、同條から第十九條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二章中第二十一條の次に次の二條を加える。

(株主総会の招集通知への参考書類の添付)

第二十一條の二 議決権を有する株主の数が千人以上の会社にあつては、株主総会の招集の通知には、議決権の行使について参考となるべき事項として法務省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第二十一條の三 前條の会社にあつては、株主総会に出席しない株主は、書面によつて議決権を行使することができる。

2 前項の会社にあつては、株主総会の招集の通知に株主が議決権を行使するための書面を添付しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、前項の書面に必要な事項を記載し、これを株主総会の会日の前日までに第一項の会社に提出して行う。

4 書面によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

5 第二項の書面の様式は、法務省令で定める。

6 商法第二百三十九條第六項及び第七項の規定は、第三項の規定により提出された書面について準用する。

第二十二條第一項中「(以下)」を「第二條第二号に該当するものを除く。以下」に改め、同條第二項中「取締役」の下に「及び支配人その他の使用人」を加え、同條第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三條の見出し中「提出期限」を「提出期限等」に改め、同條第二項中「前項」を「第

一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 取締役は、前項の書類を監査役に提出した日から二週間以内に、商法第二百八十一条第一項の附属明細書を監査役に提出しなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

4 取締役は、定時総会の一週間前から五年間商法第二百八十一条第一項の書類及び監査報告書を本店に備え置かなければならない。

第二十五条中、「第二百五十三條第二項」を削り、「第二百五十八條及び第二百八十四條」を「及び第二百七十八條」に改め、「監査役に関する規定」の下に「並びに同法第二百八十二條第一項の規定」を加える。

第二十六條の前の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 監査役は、前項に規定する場合においては同項の定時総会の終結の時に、会社が第二條第二項を該当することとなつた場合においては最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時に、退任する。

第二十七條に次の一項を加える。

2 資本の額が一億円以下の株式会社で第二條第二項に該当するものが同号に該当しなくなつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二十二條から第二十五條までの規定は、適用しない。

第二十八條第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二十九條第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項を削る。

第三十條第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一項を次のように改める。

一 会計監査人又は一時会計監査人の職務を

行うべき者の選任手続をしなかつたとき。

第三十條第一項第二号中「第六條第二項又は第三項」を「第六條の二第二項」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条第三号中「第七條第一項」の下に「第二十一條の三第六項において準用する同法第二百三十九條第七項」を加え、「又は書類を、書類又は書面」に改め、同条第四号中「第二百七十四條ノ三第三項」を「第二百七十四條ノ三第二項、第十五條において準用する同法第二百三十八條」に改め、同条第五号中「監査報告書」の下に「又は第二十一條の二の書類」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 第十五條において準用する商法第二百八十二條第一項、第二十一條の三第六項において準用する同法第二百三十九條第六項又は第二十三條第四項の規定に違反して、書類又は書面を備え置かなかつたとき。

第三十條第一項第七号中「第十六條」を「第十五條」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 第十五條において準用する商法第二百八十三條第二項、第二十一條の二又は第二十一條の三第二項の規定に違反して、株主總會の招集の通知に書類又は書面を添付しなかつたとき。

第三十條第一項第九号中「第十八條第一項又は第二項」を「第十七條第一項又は第二項」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の一項を加える。

九 第十六條第二項の規定に違反して公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第三十條第一項に次の一項を加える。

十一 第十八條第二項に規定する常勤の監査役を定める手続をしなかつたとき。

第三十條第二項中「第二百七十四條ノ三第三項」を「第二百七十四條ノ三第二項」に改める。

附則第二項から第四項までを削る。

(有有限会社法の一部改正)
第三條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「第二百一十一條」を「乃至第二百一十一條ノ二」に改める。

第二十八條第一項中「及社員總會ノ議事録」を削る。

第三十條第一項に後段として次のように加える。

会社が取締役ノ債務ヲ保証シ其ノ他取締役以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト取締役トノ利益相反スル取引ヲ為ス場合ニ付亦同ジ

第三十條第二項中「前項」を「前項前段」に改める。

第三十條ノ二に次の一項を加える。

商法第二百六十六條第四項ノ規定ハ取締役ガ第二十九條第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十條ノ三第一項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

取締役ガ第四十三條第一項ニ掲グル書類ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ但シ取締役ガ其ノ記載、登記又ハ公告ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條中「第二百五十四條ノ二」の下に「第二百五十四條ノ三」を加える。

第三十三條ノ二第二項中「取締役」の下に「及支配人其ノ他ノ使用人」を加える。

公告ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條中「第二百三十五條」の下に「第二百三十七條ノ三乃至」を加え、「第二百三十九條第三項乃至第五項」を「第二百三十九條第三項第四項」に改め、「第二百四十條第二項」を削り、「第二百四十一條第二項」の下に「第三項」を加え、「第二百四十七條乃至第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」を「及第二百五十七條乃至第二百五十二條」に改め、「第二百五十三條第二項」を削る。

第四十三條第一項第四号を次のように改める。

四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ關スル議案第四十三條の次に次の一項を加える。

第四十三條ノ二 取締役ハ定時總會ノ会日ノ一週間前ヨリ五年間前条第一項ノ書類及監査報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

商法第二百八十二條第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第四十六條第一項中「第二百八十二條」及び「第二百八十四條」を削る。

第五十八條中「第三百七十九條第一項第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

商法第二百九十三條ノ三ノ六第一項及第二項ノ規定ハ資本減少ノ場合ノ持分ノ併合ニ之ヲ準用ス

第六十三條中「第三百七十九條第一項第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

商法第二百九十三條ノ三ノ六第一項及第二項ノ規定ハ合併ニ因ル持分ノ併合ニ之ヲ準用ス

第七十五條第二項中「第二百三十七條第二項第三項」の下に「第二百三十七條ノ三」を、「第二百四十四條第二項」の下に「乃至第四項」を、「第二百五十四條ノ二」の下に「第二百五十四條ノ三」を加え、「第二百八十四條」を削る。

第七十七條第一項中「三十万円」を「二百万円」に改める。

第七十八條第一項、第七十九條及び第八十一條第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第八十二條第一項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 削除

第八十五條第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同項第七号中「第二百一十一條」の下に「又ハ第二百一十一條ノ第二項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七ノ二 第二十四條第一項ニ於テ準用スル商法第二百一十一條ノ第二項ノ規定ニ違反シテ持分ヲ取得シタルトキ

第八十五條第一項第十号及び第十一号中「準備金及利益ノ配当ニ関スル議案」を「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二ノ二 第四十一條又ハ第七十五條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ三ノ規定ニ違反シテ社員ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為サザルトキ

第八十五條第二項中「職務代行者ガ」の下に「第二百四條第一項ニ於テ準用スル商法第二百一十一條ノ第二項若ハ第二項ノ規定ニ違反シテ持分ヲ取得シ若ハ持分ノ処分ヲ為スコトヲ怠リタルトキ又ハ」を加え、「又ハ第六十八條」を「若ハ第六十八條」に、「又ハ組織變更」を「若ハ組織變更」に改める。

第八十六條中「五万円」を「二十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中商法目次の改正規定及び同法第二編第四章第五節に一款を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）及び有限会社法の規定（罰則を除く。）は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によつて生じた効力を妨げない。

(設立の際の資本等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に発起人が株式の総数を引き受け、又は株主の募集に着手し、この法律の施行後に成立する株式会社の設立の際の資本又は額面株式の一株の金額若しくは無額面株式の発行価額に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（子会社が有する親会社の株式又は持分に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際改正後の商法第二百一十一條ノ二（改正後の有限会社法第二十四條第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する子会社が改正後の商法第二百一十一條ノ二に規定する親会社の株式又は持分を有しているときは、その子会社は、相当の時期に、その株式又は持分の処分をしななければならない。

2 改正後の商法第四百九十八條第一項第十二号及び第二項並びに改正後の有限会社法第八十五條第一項第七号及び第二項の規定は、前項の規定に違反して株式又は持分の処分をしなかつた場合について準用する。

(株券の記載事項に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に発行された株券の記載事項に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(一株に満たない端数に関する経過措置)

第六条 改正後の商法第二百三十條ノ二第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する株式会社及び附則第三條の株式会社については、適用しない。

2 前項の株式会社の新株の引受権を有する株主の新株の割当てを受ける権利に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 第一項の株式会社が次の各号の一に該当するもの（この法律の施行後株式の併合その他の事由により次の各号の一に該当することとなつたものを含む。）については、前二項の規定は、適用しない。

一 額面株式一株の金額が五万円以上である株式会社

二 最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額を発行済株式の総数で除して得た額が五万円以上である株式会社

（株主総会の決議の取消しの訴え等に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に株主総会若しくは創立総会又は社員総会の決議があつた場合においては、その決議の取消し、変更又は不存在若しくは無効の確認を請求する訴えに關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(取締役等の資格に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に存在する取締役、監査役及び清算人については、改正後の商法第二百五十四條ノ二第一号及び第二号（同法第二百八十八條第一項及び第四百三十條第二項並びに有限会社法第三十二條、第三十四條及び第七十五條第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行後最初に招集される株主総会の終結の時までは、適用しない。ただし、この法律の施行後に改正後の商法第二百五十四條ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、この限りでない。

2 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る取締役、監査役及び清算人の資格に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（取締役がする会社の営業の部に属する取引に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に改正前の商法第二百六十四條第一項の規定による株主総会の認許があつた場合においては、その認許に係る取引に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(取締役会社間の取引に関する経過措置)

第十条 改正後の商法第二百六十五條第三項の規定は、この法律の施行前にした同条第一項の取引については、適用しない。

(新株の発行等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に新株の発行の決議があつた場合においては、その新株の発行に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前に株式の分割の決議があつた場合のその株式の分割に關しても、同様とする。

（決算期に取締役が作成すべき書類等に関する経過措置）

第十二條 この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に取締役が作成すべき書類及びその決算期に係る計算に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（株主権の行使に關する利益の供与の禁止に關する経過措置）

第十三條 改正後の商法第二百九十四條ノ二の規定は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

（転換社債の転換の場合の資本に關する経過措置）

第十四條 この法律の施行前に転換社債の発行の決議があつた場合においては、その転換社債の転換により増加すべき資本に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(一単位の株式のみなし併合)

第十五條 附則第六條第一項の株式会社（同条第三項の株式会社を除く。）で次の各号の一に該当するもの（附則第十八條、第十九條及び第二十一条において「会社」という。）については、別に法律で定める日に、次条第一項に規定する一

単位の株式を一株に併合する旨の改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ第一項の決議があつたものとみなす。

一 証券取引所に上場されている株式を発行する株式会社（この法律の施行後に株式の上場が廃止されたものを含む。）

二 前号の株式会社以外の株式会社で定款により株式の一単位を定めるもの

2 前項第二号に掲げる株式会社は、株式の一単位の定めを廃止することができない。

3 第一項の会社にあつては、改正後の商法第二百三十条ノ五の規定による定款の定めをすることを同項の日の後に最初に招集される株主総会の決議の目的としなければならない。

4 前項の株主総会の終結の時までは、第一項の規定による株式の併合により端株主となつた者は、附則第十八条第一項第一号及び第三号に掲げる権利を行使することができる。

5 改正後の商法第四百九十八条第一項第十六号ノ二の規定は、第三項の規定に違反して同項の定款の定めをすることを会議の目的としなかつた場合について準用する。

（一単位の数）

第十六条 前条第一項第一号の株式会社にあっては五万円を額面株式一株の金額で除して得た数又は定款で別に定める数を、同項第二号の株式会社にあつては定款で定める数を株式の一単位とする。

2 前項の規定により定款で定める一単位の株式の数は、五万円を、額面株式一株の金額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額を発行済株式の総数で除して得た額で除して得た数以上の数でなければならない。

（一単位の株式の数の登記）

第十七条 附則第十五条第一項第一号の株式会社にあつてはこの法律の施行の日又はその株式が証券取引所に上場された日から、同項第二号の株式会社にあつてはその定款の定めが効力を生じた日から、本店の所在地においては二週

間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、一単位の株式の数を登記しなければならない。

2 商法第六十七条の規定は、一単位の株式の数の変更があつた場合について準用する。

3 改正後の商法第四百九十八条第一項第一号の規定は、前二項の規定に違反して登記をすることを怠つた場合について準用する。

（単位未満株式を有する株主の権利等）

第十八条 株主は、附則第十六条第一項に規定する一単位に満たない数の株式（以下「単位未満株式」という。）については、特別の定めがある場合を除き、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

一 利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利

二 株式の消却、併合、分割若しくは転換若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三第二項若しくは第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行により金銭又は株式を受ける権利

三 新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受権

四 残余財産の分配を受ける権利

五 無記名式株式を記名式とすることを請求する権利

六 株式の再発行を請求する権利

2 会社は、前項第五号又は第六号に規定する請求を受けた場合を除き、単位未満株式について株式を発行することができない。

3 会社は、単位未満株式の譲渡については、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。ただし、その取得者が株主名簿に記載がある株主であるときは、この限りでない。

4 商法第二百二十六条第三項及び改正後の商法第四百九十八条第一項第十五号の規定は、第二項の規定に違反して株式を発行した場合について準用する。

（単位未満株式の買取請求）

第十九条 株主は、会社に対し、自己の自する単位未満株式を買い取るべきことを請求することができる。

2 証券取引所に上場されている株式について前項の規定による請求があつたときは、証券取引所（二以上の証券取引所に上場されている場合には、本店の最寄りの証券取引所をいう。次項において同じ。）の開設する市場における請求の日の最終価格（その日に売買取引がないときは、その後最初にされた売買取引の成立価格）に相当する額に請求に係る株式の数を乗じて得た額をもつて売買価格とする。

3 前項に規定する場合においては、会社は、株主に対し、証券取引所が定める委託手数料に相当する金額の支払を請求することができる。

4 商法第二百四十四条第一項及び第二項の規定は、証券取引所に上場されていない株式について第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

5 前項に規定する場合において、同項において準用する商法第二百四十四条第一項の期間内に同項の規定による決定の請求がないときは、最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額を発行済株式の総数で除した額に請求に係る株式の数を乗じて得た額をもつて売買価格とする。

6 改正後の商法第二百四十四条及び商法第二百四十五条の規定は、第一項の規定による株式の買取りについて、同法第二百四十五条ノ三第五項の規定は第一項の規定による請求に基づく株式の代金の支払（前条第二項の規定により株式が発行されない株式の代金の支払を除く。）及び株式の移転について準用する。

7 改正後の商法第四百九十八条第一項第十二号の規定は、前項において準用する商法第二百四十一條の規定に違反して株式の処分をしなかつた場合について準用する。

（単位未満株式の発行済株式の総数への不算入等）

第二十條 発行済株式の総数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる株式を有する株主の権利の行使についての規定の適用及び総会の決議については、単位未満株式の合計数は、発行済株式の総数に算入しない。

2 商法第三百四十八条第一項の規定の適用については、単位未満株式のみを有する株主の数は、総株主の数の算入しない。

（提案権の行使に必要な株式の数の数等）

第二十一条 会社についての改正後の商法第二百三十二条ノ二（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）及び第四百九十四条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「三百株以上」とあるのは、「三百単位二当ル数以上ノ数」とし、同法第二百八十条ノ九ノ二第一項後段及び同法第二百九十三条ノ三第二項後段（同法第二百九十三条ノ三ノ二第二項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「五万円」とあるのは、「五万円ヲ株式ノ一単位ノ数ヲ以テ除シタル額」とする。

（会計監査人の監査に関する経過措置）

第二十二条 改正前の商法特例法第二章の規定の適用を受けない株式会社は改正後の商法特例法第二条各号の一に該当する場合においては、その株式会社に於いては、昭和五十八年四月一日以後最初に到来する決算期に関する定期総会の終結の時までは、改正後の商法特例法第二条から第十七条まで及び第十九条の規定は、適用しない。

（会計監査人に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現在に在任する会計監査人は、改正後の商法特例法第三条第一項の規定により選任されたものとみなす。

2 前項の会計監査人でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時に在任するものは、その定時総会の終結と同時に退任する。

(監査役の員数等に関する経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際現に存する株式会社が改正後の商法特例法第二条各号の一に該当するものについては、改正後の商法特例法第十八条の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、適用しない。

(株主総会の招集通知への参考書類の添付等に関する経過措置)

第二十五条 改正後の商法特例法第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、この法律の施行後三月以内の日を会日とする株主総会については、適用しない。

(書面による議決権の行使に関する経過措置)

第二十六条 改正後の商法特例法第二十一条の三の規定は、当分の間、同条第一項の会社で証券取引所に上場されている株式を発行しているものが株主総会の招集の通知に委任状の用紙を添付して総株主に対し議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘したときは、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

第二十八条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二千円」を「五十万円」に改める。

第四十九条中「貸借対照表」の下に「及公告スベキ要旨」を加え、「及附属明細書」を「営業報告書並ニ附属明細書」に改め、「其ノ他ノ様式」を削る。

(商法の一部を改正する法律施行法の一部改正)
第二十九条 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第二十号)の一部を次の

ように改正する。
第十条を次のように改める。
第十条 削除

理由

最近の経済情勢及び会社の運営の実態にかんがみ、会社の自主的な監視機能を強化し、その運営の一層の適正化を図る等のため、株式会社について、額面株式の金額の引上げ等により株式制度を合理化し、株主による議題の提案の制度の新設及び株主権の行使に関する利益の供与の禁止等により株主総会の運営を適正化し、取締役会の招集権を認めること等により監査役の監査権限を強化し、新株引受権付社債の発行を認めることにより資金の調達を容易にするほか、大規模の株式会社については、会計監査人による監査を実施する会社の範囲の拡大、株主総会による会計監査人の選任及び複数監査役制度の採用等により監査制度を充実し、並びに株主総会における書面による議決権の行使の制度等を導入するとともに、有限会社について所要の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。